



平成27年度版



かまくら  
環境白書



鎌倉市

# 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。  
昭和33年8月10日

鎌倉市

# 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

## 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

## 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

# 鎌倉市環境基本条例

平成6年12月27日  
条例第10号  
改正 平成13年3月26日条例25

鎌倉市環境基本条例をここに公布する。

鎌倉市環境基本条例

鎌倉市環境保全基本条例（昭和47年3月条例第26号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、世界的文化遺産に恵まれた本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全についての施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を、市民参画の下に、総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全についての総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動について環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（滞在者の責務）

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（市の施策）

第8条 市は、環境の保全に関し、次に掲げる事項についての施策を実施するものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 歴史的風土その他の歴史的、文化的遺産を保存し、及び活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保すること。

(3) 地域性豊かな都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造すること。

(4) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、森林、農地、水辺地等を適正に保全し、及び緑化の推進を図ることにより人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(5) 廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が徹底される社会を構築すること。

（環境基本計画の策定）

第9条 市長は、環境の保全についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全についての目標及び施策の方向その他必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、鎌倉市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（行動指針の策定等）

第10条 市は、環境基本計画に基づき、事業者及び市民と協働して、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じて環境の保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

（規制、助成等の措置）

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第12条 市は、関係機関と協力して、環境の保全についての教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の支援）

第13条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全に資する自発的な活動が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第14条 市は、第12条の環境の保全についての教育及び学習の振興並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利及び利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全についての必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（調査研究等）

第15条 市は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等その他関係機関と協力して、環境の保全についての調査研究その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 市は、環境の保全についての施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境審議会）

第17条 市長の附属機関として、鎌倉市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全についての基本的事項又は重要事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、環境の保全に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

（推進体制）

第18条 市長は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全についての施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と協働して、環境の保全についての施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年3月26日条例25）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日において委員に委嘱されている者（市職員を除く。）の任期及び当該委員に係る定数については、なお従前の例による。

### ご 利 用 に 際 し て

1. とくに注意書きがない限り、会計年度間(4月1日から翌年3月31日まで)、平成26年度末日(平成27年3月31日)の状況を表しています。
2. 表の記載において記号は、「-」…該当数値なし、「0」…単位未満、「…」…不詳、「△」…減を表しています。
3. 内訳の数値を0合計したものが総計と合わない、または比率の合計が100%とならない場合がありますが、これは単位未満について端数処理をしたためです。
4. ●のように網かけをしている項目は、平成27年度版から新たに掲載したものを示しています。
5. 「第2章 人の健康の保護と生活環境の保全」の記述に関する詳細なデータは、「平成26年度鎌倉市環境調査データ集」をご参照ください。
6. 本書及び鎌倉市環境調査データ集は、次のホームページでもご覧いただけます。(紙資源節約)  
(平成27年度版かまくら環境白書)  
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/hakusyo/h27hkk.html>  
(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)  
<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kan-hozen/edata.html>
7. ご意見、ご感想は下記までお寄せください。  
鎌倉市環境部環境政策課  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号  
電話 0467-61-3421 FAX 0467-23-8700  
E-mail : [kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kankyo@city.kamakura.kanagawa.jp)

表紙:かまくら3R推進マスコットキャラクター(ぼん太、ひめ、にゃん丸)

# 目次

序章	1
1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」	1
2 平成26年度における「環境」をめぐる動き	2
第1章 地球環境の保全	4
1 地球環境(目標の項目①)	4
第2章 人の健康の保護と生活環境の保全	16
1 大気(目標の項目②)	16
2 水・土(目標の項目③)	25
3 化学物質・放射性物質(目標の項目④)	30
4 音(目標の項目⑤)	32
第3章 歴史的文化的環境の確保	37
1 歴史的遺産(目標の項目⑥)	37
第4章 良好な都市環境の創造	42
1 緑・水辺(目標の項目⑦)	42
2 景観(目標の項目⑧)	50
3 美化(目標の項目⑨)	55
第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	60
1 生態系の保全(目標の項目⑩)	60
2 自然とのふれあい(目標の項目⑪)	69
第6章 循環型社会の構築	75
1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(目標の項目⑫)	75
2 水の循環利用(目標の項目⑬)	82
3 エネルギーの有効利用(目標の項目⑭)	86
第7章 環境教育の推進	93
1 環境教育(目標の項目⑮)	93
第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制	128
第9章 平成26年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書	129
資料	141
鎌倉市の概要等(気象、人口、産業、土地利用、交通、財政、組織)	141
平成26年度 一般環境大気測定調査マップ	146
平成26年度 河川水質調査マップ(BOD)	147
平成26年度 道路交通騒音状況分布図	148
鎌倉市環境基本計画目標達成状況	149
図・表索引	153

# 序 章

## 1 鎌倉市環境基本計画の体系と「かまくら環境白書」

鎌倉市環境基本計画は、環境基本条例の3つの理念（注1）を実現することを目指して平成17年度までの計画として平成8年2月に策定されました。この計画を受けて、その後の環境問題に関する状況の変化や新たな課題に対応するため、平成18年3月にその一部を改訂し、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする第2期環境基本計画を策定しました。4つの基本方針（注2）を掲げ、鎌倉市の環境保全を市民、事業者、滞在者そして行政が協力・連携して、総合的、計画的に推進していくため、次の表のとおり7つの目標の柱と15の目標の項目にまとめました。

※ 平成23年3月、第2期鎌倉市環境基本計画の策定から5年が経過し、基本的に現行の計画の目標等を継承しつつ、主に目標を達成するための指標や施策等を現状に即して見直しました。

さらに、東日本大震災を契機とする国のエネルギー政策の見直しや放射能問題などから、一部見直しが必要な状況となり、また、平成24年鎌倉市議会6月定例会において「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」が可決され、同条例に規定される基本計画及び実施計画を視野に入れた改訂も必要となったため、平成25年4月、「鎌倉市環境基本計画第2期改訂版 一部改訂」を策定しました。

7つの目標の柱		15の目標の項目	
1	地球環境の保全	①	地球環境
2	人の健康の保護と生活環境の保全	②	大気
		③	水・土
		④	化学物質・放射性物質
		⑤	音
3	歴史的文化的環境の確保	⑥	歴史的遺産
4	良好な都市環境の創造	⑦	緑・水辺
		⑧	景観
		⑨	美化
5	健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保	⑩	生態系の保全
		⑪	自然とのふれあい
6	循環型社会の構築	⑫	廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用
		⑬	水の循環利用
		⑭	エネルギーの有効利用
7	環境教育の推進	⑮	環境教育

「かまくら環境白書」平成27年度版では、計画の15の目標の項目ごとに平成26年度における状況や取組をまとめるとともに、その評価を行いました。

（注1）鎌倉市環境基本条例における3つの理念

- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

（注2）4つの基本方針

- 1 環境の恵みを将来世代に継承します。
- 2 環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会を築きます。
- 3 自然環境や歴史的遺産など鎌倉の個性を尊重し、共生していきます。
- 4 鎌倉から地球環境保全をすすめます。

## 2 平成26年度における「環境」をめぐる動き

私たちが日常で利用する自動車による大気汚染や騒音などの交通公害、一般家庭などからの排水による河川の汚濁、廃棄物の問題などいわゆる都市生活型公害、さらに地球温暖化といった地球規模の問題、人の営みやそれを支える施設が水の健全な循環に影響を与えているという水循環に関わる問題など、環境問題は多様化・複雑化が進んでいます。また、こういった様々な環境問題に対して、自ら主体的に行動し、多様なアプローチから持続可能な社会を構築していける環境保全の担い手を育てることも重要であると考えられています。

本市の環境保全にあたって、これらの問題への対応や担い手の育成は重要な課題であると考え、ここでは、平成26年度における、「地球温暖化」に対する国際的な動向とそれに対するわが国の動向、健全な水循環の維持・回復のための取組みを積極的に推進することを定めた「水循環基本法」に関しての概要、また、環境教育などを通じた担い手の育成を唱える「持続可能な開発のための教育」の考え方の概要を紹介します。

### （地球温暖化対策）

平成26年（2014年）の世界の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差は、 $+0.27^{\circ}\text{C}$ で、1891年の統計開始以降、最高の値となりました。世界の年平均気温は、長期的には、100年当たり $0.70^{\circ}\text{C}$ の割合で上昇しています。

また、平成26年（2014年）の日本の年平均気温の1981～2010年平均基準における偏差は $+0.14^{\circ}\text{C}$ で、統計を開始した1898年以降では18番目に高い値となりました。長期的には、100年当たり約 $1.14^{\circ}\text{C}$ の割合で上昇しています。

世界と日本で1990年代半ば以降は、高温となる年が多くなっており、その主な要因は、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響に、数年から数十年程度の時間規模で繰り返される自然変動が重なったものと考えられています。

### ●国際的な動向

平成26年（2014年）12月1日から12月14日まで、ペルーのリマにおいて、第20回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP20）及び京都議定書第10回締約国会合（CMP10）が開催されました。

この会合では、2015年に各国が提出する2020年以降に向けた約束草案に示すべき、削減目標の基準年や達成の時期、算出や評価方法などの詳細な情報について合意がなされました。

### ●日本の動向

上記、COP20及びCMP10において、2020年以降の温室効果ガス排出量削減に向けた約束草案を、出来るだけ早期に提出することを目指すことや、途上国を含めた世界全体への排出削減への貢献等を進めていくことを表明しました。

### **(水循環基本法)**

健全な水循環の維持、回復などを目的として、平成 26 年（2014 年）7 月に「水循環基本法」が施行され、健全な水循環の維持・回復のための取組みを積極的に推進することが求められています。

同法では、「水循環の重要性」「水の公共性」「健全な水循環への配慮」「流域の総合的管理」「水循環に関する国際的協調」の 5 つの基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務と関係者相互の連携及び協力について定めています。また、国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、8 月 1 日を「水の日」とし、国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない、としています。

※ 出典：環境省報道発表資料より

### **(持続可能な開発のための教育～ESD～)**

持続可能な開発のためには、教育が極めて重要な役割を担うことについては、平成 4 年（1992 年）に開催されたりオ・サミットの際にも認識されており、国連教育科学文化機関（ユネスコ）が中心となって「持続可能な開発のための教育」のあり方について検討が進められる中、日本政府は平成 14 年（2005 年）第 57 回国連総会に「持続可能な開発のための教育（ESD）の 10 年」に関する決議案を提出し、満場一致で採択されました。

この「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の最終年である平成 26 年（2014 年）11 月には、ユネスコと日本政府の共催により、愛知県名古屋市及び岡山市において「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」が開催され、引き続き ESD の視点に立ち「持続可能な社会づくりに関わる課題を見だし、それらを解決するために必要な能力や態度を身に付ける」という学習指導目標のもと、環境教育を充実させることが提唱されました。

※ 出典：環境省・文部科学省ホームページより



# 第1章 地球環境の保全

## 1 地球環境（目標の項目①）

目標：将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、国際的視野を持って地球環境の保全をすすめます。

### ◆目標達成するための指標

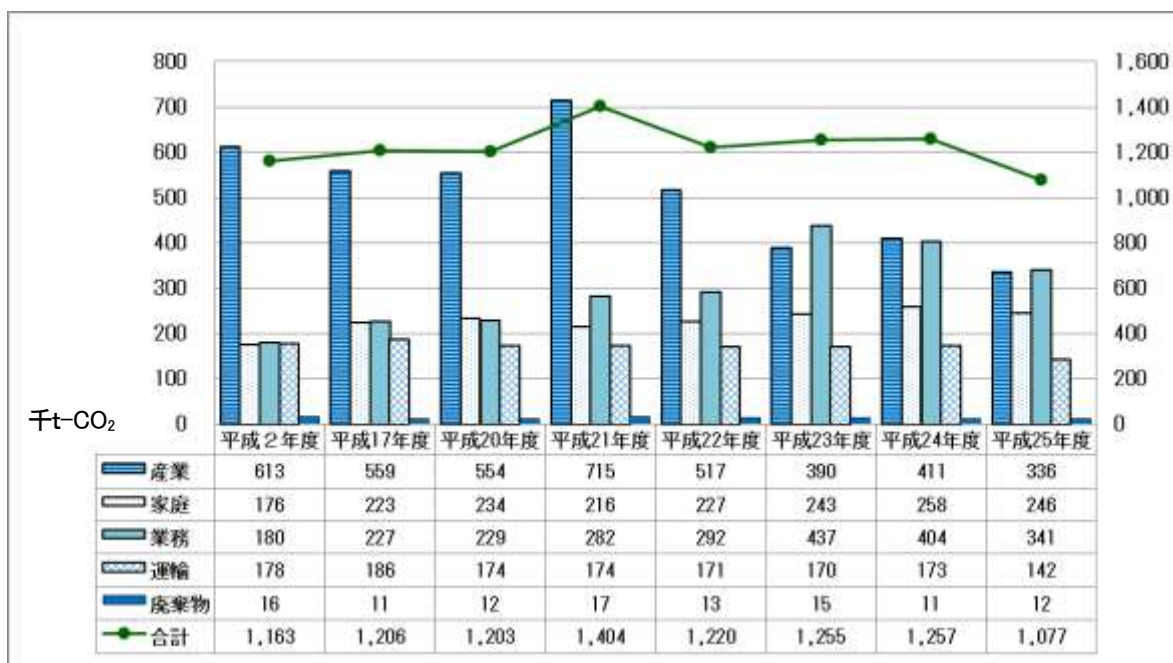
市域における温室効果ガス排出量（仮数値今後変動の可能性有り） 平成27年度(2015年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ、16.1%削減 (平成32年度(2020年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ、28%削減)
--

市域で排出される温室効果ガスのうち、95パーセント以上が二酸化炭素です。この二酸化炭素排出量の推移は、平成21年度には一時的に約140万トンを超えました。その後、東日本大震災の影響により、120万トン台に減少し、平成25年度には、107万トンまで減少し、平成2年度に比べ約7.4%の削減となっています。今後も、平成27年度の16.1%削減に向けてさらなる削減をめざします。

なお、平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故の影響などにより、火力発電の稼働率が増加したことなどから電力排出原単位は上昇しているため、電力排出原単位を基準年（平成2年度）の0.382 kg-CO<sub>2</sub>/kWhで置き換えて本市の温室効果ガス排出量を比較した場合は、15.9%の削減（推計値97.8万 t-CO<sub>2</sub>）となり、全体的なエネルギー等の使用量は実質的には減少していると考えられます。

本市の部門別二酸化炭素排出量の推移をみると、産業部門、運輸部門、廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成2年度に比べ減少しているのに対し、業務部門、家庭部門は増加しています。原因として業務部門においては、商業施設の増加や設備機器、OA機器の増加、家庭部門においては世帯数の増加、電化製品の種類の増加、電化製品の保有台数の増加、電化製品の大型化など様々な要因が考えられ、さらなる省エネの取組に加え、エネルギーマネジメントなどによるエネルギー消費のスマート化の推進をいかに進めていくかが温室効果ガス削減に向けて重要となると考えます。

東日本大震災以降、エネルギー消費者の省エネ意識は向上していますが、日本のエネルギー需給において抜本的な改革が必要なことは明らかです。このような状況において、本市では平成24年7月9日に制定された「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」に基づき、平成26年3月に鎌倉市エネルギー基本計画を、平成27年3月には鎌倉市エネルギー実施計画を策定しました。今後、温室効果ガス排出量削減のためにはエネルギー施策として本計画で掲げている低炭素社会、循環型社会の構築の推進が重要になると考えます。



グラフ 1-1 鎌倉市の二酸化炭素排出量

※ 平成26年度版までのかまくら環境白書では、市域の温室効果ガス排出量の算出に市域の電気及び都市ガスの使用量、ごみの焼却量、自動車保有台数などの数字を用いて推計していましたが、平成27年度版のかまくら環境白書から、環境省作成の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版」に示されている計算式に準じ、推計を行っています。

※ 二酸化炭素以外の温室効果ガスは工業や農業プロセスから排出される割合が高いため、工業及び農業が盛んではない鎌倉市では温室効果ガスの大部分が二酸化炭素であることがデータでも示されています。そのため、二酸化炭素のみを計算の対象としています。

## (1) 温室効果ガス等排出量の現状

### ●わが国の状況

〈環境政策課〉

国は平成22年（2010年）1月、気候変動枠組条約事務局に平成32年（2020年）の温室効果ガス排出削減量について平成2年（1990年）比で25%削減する旨を提出し、地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップに中期目標値25%削減を掲げて取組を進めてきました。

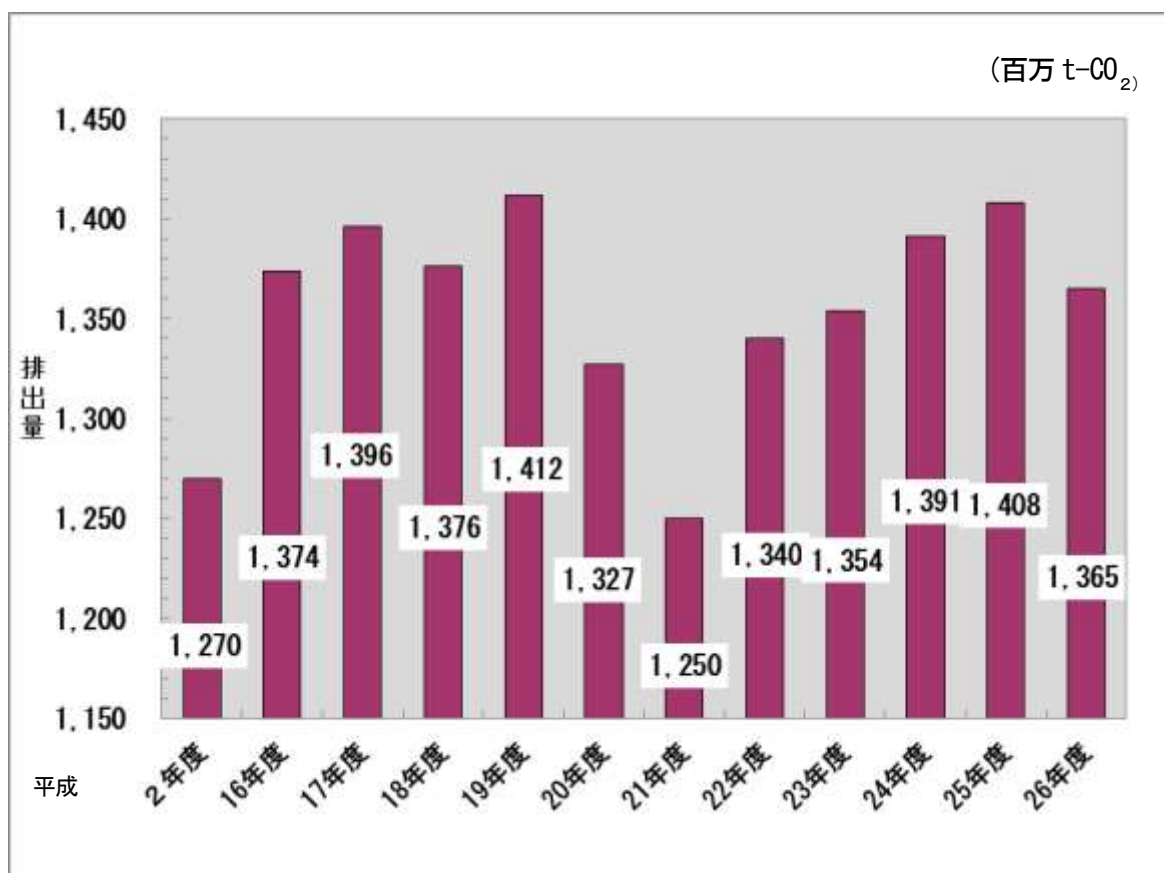
しかし、平成23年（2011年）3月の東日本大震災の発生により原子力発電が稼働停止し、火力発電の稼働割合が増加したことなどに伴い電力排出原単位が上昇し25%削減の目標達成が困難な状況になりました。

平成25年（2013年）11月、国は平成17年（2005年）比で3.8%削減と経済成長との両立をめざした現実的な目標を発表しました。

平成26年度（2014年度）のわが国の温室効果ガス総排出量は、13億6,500万t-CO<sub>2</sub>（速報値）で、対基準年度（平成2年度（1990年度））比、7.5%（9,500万t-CO<sub>2</sub>）の増加となっています。前年度の総排出量と比べると電力消費量の減少や電力の排出原単位の改善により、電力由来などのエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量が減少したことから、3.0%（4,300万t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

なお、現在、国では平成27年末にフランスのパリで開催されるCOP21にむけて、平成32年以降の温室効果ガス削減の方向性を定める約束草案の作成を進めています。

平成26年度（2014年度）までのわが国の温室効果ガス排出量の推移は、グラフ1-2のとおりです。



グラフ 1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移

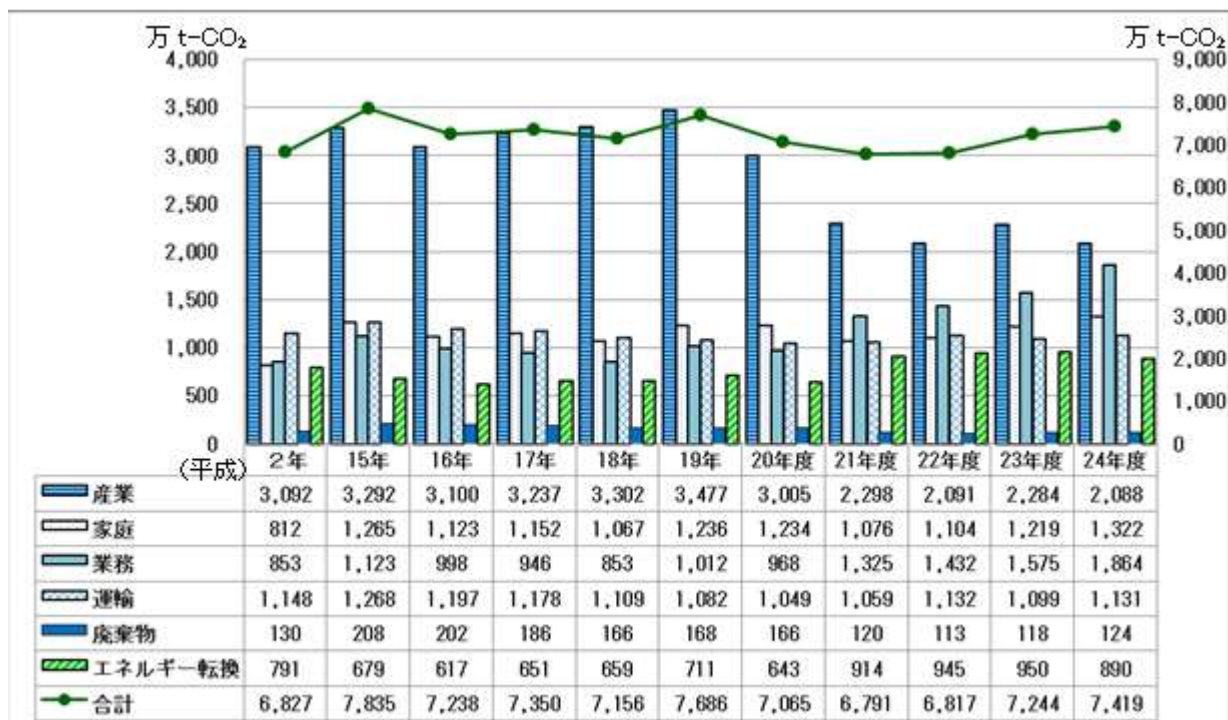
※ 2014年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2014年度の値が未公表のものは2013年度の値を代用しています。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう見直しを行っています。このため、今回とりまとめた2014年度速報値と、来年4月に公表予定の2014年度確報値との間で差異が生じる可能性があります。

●神奈川県状況

<環境政策課>

平成24年度（2012年度）の県内の二酸化炭素排出量は、速報値で7,419万t-CO<sub>2</sub>、国の排出量（13億9,100万t-CO<sub>2</sub>）の5.3%にあたります。京都議定書の基準年の平成2年度（1990年度）と比べて8.7%増加しています。さらに県の前年度確定値と比較すると2.4%増加しています。平成24年度（2012年度）の部門別二酸化炭素排出量の推移はグラフ1-3のとおりです。

なお、平成25年度の県の二酸化炭素排出量は、本書作成時には未公開であったため、記載しておりません。



グラフ 1-3 神奈川県の部門別二酸化炭素排出量の推移

- ※ 「神奈川県の温室効果ガス排出量推計結果」より（平成24年度は速報値）
- ※ 統計資料が溯及改訂されたことにより、既に公表している排出量についても再計算し、数値を修正しています。
- ※ 平成19年までは年でしたが、平成20年度から年度で記載しています。

## (2) 地球温暖化対策の推進

### ●鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画の推進

〈環境政策課〉

平成17年(2005年)に発効された京都議定書において、わが国は国際的削減目標として平成2年(1990年)比で平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの平均の温室効果ガス排出量を6%削減することを約束しました。

この当時の国等の動向を踏まえ本市では、温室効果ガス排出量を抑制するため平成20年(2008年)3月に「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、その後国の地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップ中期目標値25%に基づき平成23年3月に同計画を一部見直し、平成2年度(1990年度)比で平成27年度(2015年度)までに16.1%削減を掲げ、目標達成のための具体的な取組及び推進体制を示しました。

地球温暖化対策の取り組みとして、平成26年度は、環境保全推進会議(市民、事業者、環境保全団体、市が協働して環境保全施策を推進する組織)等と次の事業等に取り組みました。

- ・夏休み自然観察会
- ・緑のカーテン栽培講座
- ・ライトダウンキャンペーン
- ・環境月間パネル展示
- ・省エネナビ・エコワットの貸出
- ・家庭向け省エネ実践講座
- ・住宅の省エネ講演会
- ・和田由貴先生の節約・省エネテクニック講座

また、鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例に基づき、鎌倉市エネルギー実施計画を策定しました。

(詳細は、第6章 循環型社会の構築 3エネルギーの有効利用)

### ●鎌倉市における環境マネジメントシステム導入の状況

〈環境政策課〉

#### ①ISO14001認証取得事業所

「ISO14001」は、地球温暖化防止のほか幅広い視点からの環境保全に関する方針・目標・計画などを定め、これを実行・記録・点検し、方針などを見直すシステム(環境マネジメント)の国際規格です。現在、全国で約18,300事業所がこの規格を認証取得しています。

「ISO14001」認証取得事業所の状況は、公益財団法人日本適合性認定協会のホームページで確認できます。

#### ②エコアクション21(EA21)認証登録事業所

環境活動評価プログラムの「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントの簡易な方法で、国際標準化機構の「ISO14001」規格をベースとしており中小事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムです。現在、全国で約7,600事業所がこの規格を認証取得しています。市内では3事業所が認証登録されています。

市内の「エコアクション21」認証登録事業所の状況は、エコアクション21中央事務局のホームページで確認できます。

### ③かまくらエコアクション21参加登録事業所

「かまくらエコアクション21」は、鎌倉市独自の登録制度で、環境省が策定した「エコアクション21」に準拠する形で、環境マネジメントシステムを構築し、環境活動レポートを作成した事業所が鎌倉市に登録し、市から登録証明書を無料で交付するものです。

環境マネジメントシステムとしては、認知度は低いものですが、規模の小さな事業所の環境への取組としては十分効果的であり、「エコアクション21」あるいは「ISO14001」導入へのワンステップとして取組を開始することもできます。

平成27年3月末現在、表1-1のとおり7業所が参加登録しています。

表 1-1 かまくらエコアクション21参加登録事業所の状況

	かまくらエコアクション21 参加登録事業所	業 種	登録年月日
1	鎌倉市役所	公務 (地方公務)	平成17年3月31日
2	リネックス有限会社	サービス業 (廃棄物処理業)	平成18年7月11日
3	株式会社ルミネウイング	不動産賃貸管理	平成18年8月3日
4	湘南モノレール株式会社	鉄道業	平成19年4月4日
5	鎌倉市資源回収協同組合	廃棄物収集運搬業	平成19年4月13日
6	公益財団法人鎌倉市公園協会	市内公園管理	平成19年8月9日
7	社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	社会福祉法人	平成19年12月25日

### ●エコショップ・エコ商店街認定制度

〈環境政策課〉

地球環境への負荷軽減を考慮し、ごみの減量化、資源化の推進に取り組む市内事業者をエコショップ・エコ商店街として認定する制度を平成21年度から開始しました。

エコショップは、事業活動に伴う物品の購入や運送・売買、冷暖房の温度設定、省エネ対策、環境教育の実施などの認定要件42項目中3項目以上実施している事業所を認定します。

エコ商店街は、ごみの適正排出処理の主体的実施、買い物袋持参奨励、ペットボトルなど資源化物の回収事業の実施、エコイベントの開催、環境教育の実施などの認定要件6項目中2項目以上を実施し当該商店街団体加盟事業者の5割以上がエコショップの認定要件を満たしていることが前提です。

認定された事業者や商店へ認定証とステッカーを交付し認定事業所に取材を行い環境に関する取組等についてまとめ、市のHPで紹介する等、認知度のアップ、環境にやさしい事業所の普及拡大に努めています。

平成27年3月末現在のエコショップ認定数、表1-2のとおり28事業所です。エコショップが取り組んでいる認定要件は表1-3のとおりです。

表 1-2 エコショップ認定事業所の状況

	エコショップ認定事業所	業種	登録年月日
1	鎌陽洞	鎌倉彫	平成21年7月28日
2	有限会社トップアート鎌倉	画材、額縁製造販売	平成21年7月28日
3	株式会社紀ノ国屋鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年7月28日
4	有限会社ティアンドワイビジネスクリエーション	婦人服販売	平成21年7月28日
5	鎌倉Alice	ダンス用品、パーティファッション等販売	平成21年7月28日
6	株式会社社長	墓石販売	平成21年7月28日
7	スズキヤ西鎌倉店	スーパーマーケット	平成21年12月22日
8	株式会社カトレア	ビル管理	平成22年2月15日
9	鎌倉とうきゅう	小売業	平成23年1月1日
10	生活協同組合コープかながわ西鎌倉店	生活協同組合	平成23年1月26日
11	二楽荘	中国料理店	平成23年2月1日
12	クリエイトS・D鎌倉玉縄店	小売業	平成23年2月2日
13	クリエイトS・D鎌倉手広店	小売業	平成23年2月2日
14	クリエイトS・D鎌倉津西店	小売業	平成23年2月2日
15	クリエイトS・D鎌倉大船店	小売業	平成23年2月2日
16	生活協同組合コープかながわ玉縄店	生活協同組合	平成23年2月9日
17	八百文商店	青果物小売販売業	平成23年3月23日
18	北鎌倉ベルタイム珈琲	コーヒー豆自家焙煎の販売	平成23年6月24日
19	有限会社カインドリーセンター	一般廃棄物処理業、リサイクルショップ	平成23年10月17日
20	リサイクルブティック ジュリアン	リサイクル品の委託・販売	平成23年10月17日
21	今昔きもの きたの屋	小売業	平成23年10月17日
22	カイビー	小売業	平成23年10月18日
23	セカンドハンズ そうすけ	小売業	平成23年10月24日
24	ヴェール21 鎌倉	婦人服小売業	平成23年10月24日
25	有限会社クレー	小売業	平成23年11月4日
26	鎌倉ブルースリー	リサイクル&アンティーク(小売業)	平成23年11月14日
27	鎌倉山下飯店	飲食業	平成24年1月17日
28	クリエイトS・D鎌倉材木座店	小売業	平成27年3月6日

表 1-3 <取組項目と内容>

1 事業者が事業活動に必要な物を買うとき(物品)	
(1)	コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋類、名刺、トイレットペーパーなどは、できるだけ再生紙を使用している製品を購入する。
(2)	パソコン、プリンター、ファクシミリ、複写機などのOA 機器を購入(買換え)する際は、できるだけ省エネ型又はリサイクルしやすい素材の機器を購入(買換え)する。
(3)	原材料、中間製品、事務用品などは、できるだけ環境ラベル製品を購入する。
(4)	できるだけリターナブル容器に入った製品を購入する。
(5)	できるだけ詰め替え可能な製品を購入する。
(6)	できるだけ使い捨て製品(紙コップ、紙皿、使い捨て容器入りの弁当等)の購入をやめる。
2 事業者が事業活動に必要な物を買うとき(設備)	
(7)	車両を購入(買換え)する際は、できるだけ低公害車を購入(買換え)する。
(8)	燃料設備を設置(更新)する際は、できるだけ都市ガス、LPG など環境負荷の少ない燃料を使用する設備を設置(更新)する。
(9)	給湯・暖房設備を設置(更新)する際は、できるだけソーラー(太陽光)システム設備を設置(更新)する。
(10)	照明設備を設置(更新)する際は、できるだけ高効率蛍光灯、インバーター照明を設置(更新)する。
(11)	事務所等を改修する際は、できるだけ二重窓、複層ガラスを設置(更新)することにより、建物の断熱性能を向上させる。
(12)	事務所等を改修する際は、できるだけ日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用ができる(パッシブソーラー)ように改修することにより、太陽光の活用を図る。
3 事業者が品物を運ぶとき	
(13)	できるだけ最大積載量に見合った輸送単位の設定を行う。
(14)	できるだけ共同輸配送、帰り荷の確保を行う。
(15)	できるだけ発注・輸送の計画化・平準化、行き過ぎた少量・多頻度輸送やジャスト・イン・タイムサービスの見直しを行う。
(16)	できるだけ通い箱(繰り返し使用する梱包材)を利用する。
(17)	自動車運転に当たって、急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジン停止(アイドリングストップ)を徹底する。
(18)	排気ガス・騒音のレベルを抑えるため、適正な車両整備を行う。
4 事業者が品物を売るとき	
(19)	レジ袋辞退促進のための独自の仕組みを設ける。
(20)	できるだけ簡易包装を行う。
(21)	できるだけ量り売り、ばら売りをを行う。
(22)	環境ラベル製品の重点的な販売促進を行う。
(23)	リターナブル容器に入った製品の重点的な販売促進を行う。
(24)	詰め替え可能な製品の重点的な販売促進を行う。
(25)	できるだけ紙パック、食品トレイ、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルなどの店頭回収・リサイクルを



	行う。
(26)	できるだけ使用済み製品の引き取りを行う。
(27)	できるだけ修理部品の長期的な確保を行う。
5 事業者が事業活動で物などを使うとき	
(28)	事業所内では、冷暖房の温度を暖房は20 度以下、冷房は28 度以上に設定する。
(29)	事業所内では、使用しない時の照明やOA 機器のスイッチオフを励行する。
(30)	事業所内のエレベーターをできるだけ使用しないようにする。
(31)	事業所内では、使用済み用紙の裏紙を利用する。
(32)	事業所内では、使用済み封筒を再利用する。
(33)	事業所内では、文書は両面印刷を行う。
6 事業所からごみを捨てる時	
(34)	事業所内に必要十分な数の分別回収ボックスを設置して、ごみの分別を徹底する。
(35)	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを行う。
(36)	できるだけ食品残渣物をコンポスト化(堆肥化)する。
7 事業所周辺の環境をよくすることに貢献する	
(37)	できるだけ事業所の敷地内、屋上及び壁面の緑化を行う。
(38)	できるだけ雨水利用設備を設置する。
(39)	できるだけ駐車場や店頭オープンスペース等を透水性舗装にする。
8 事業所の従業員の知識、意欲を高める	
(40)	朝礼等の際に、事業活動における環境への配慮に関する事業所の方針の徹底を図る。
(41)	従業員研修の一部に、環境への配慮に関する講義等を組み入れる。
(42)	事業活動における環境への配慮に関する責任者を決めて、その者に権限を与える。

鎌倉市エコシヨップ認定制度実施要綱別表

●グリーン購入・グリーン契約（環境配慮契約）

＜環境政策課＞

「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、「グリーン契約」とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約です。

国や地方自治体などに環境配慮製品を優先調達させることを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。通称グリーン購入法）が平成13年4月に施行されました。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号、通称環境契約法）が平成19年11月に施行されました。このなかで、国の基本方針に基づき、政府機関、地方公共団体などへ調達方針（地方公共団体は努力目標）を作成・公表することが求められています。

鎌倉市役所では、平成14年12月に「鎌倉市グリーン購入基本方針及び同調達方針」を策定し、平成24年3月に環境配慮契約の内容を含め、一部見直しを行いました。

平成15年度に81品目ではじめたグリーン購入の対象品目を、平成26年度の調達方針の改正により247品目としました。平成26年度の分野別の調達率は表1-4のとおりです。

表1-4

分野 項目	紙類	文具類	オフィス家具等	OA機器	家電製品
平成26年度 適合品調達率	94.7%	94.1%	91.7%	90.4%	100.0%
分野 項目	エアコンディショナー 等	温水器等	照明	自動車等	消火器
平成26年度 適合品調達率	66%	100%	81.3%	100%	100%
分野 項目	制服・作業服	インテリア・寝装寝 具	作業手袋	その他 繊維製品	設備
平成26年度 適合品調達率	71.4%	100%	36%	86%	100%
分野 項目	防災備蓄 用品	役務	公共工事 (資材)	公共工事 (建設機械)	公共工事 (目的物)
平成26年度 適合品調達率	100%	85%	99.9%	99.7%	100%

※携帯電話、公共工事(工法)については調達実績がなかったため、未記載

### (3) その他地球環境問題への対応

#### ●使用木材の適正な選定

＜建築住宅課＞

違法伐採による生産国における森林の減少・劣化からの生物多様性の喪失や、地球温暖化の進行が、世界的な問題となっており、合法性のある木材の使用を推進していくことが、地球環境の保全に寄与するとされています。

鎌倉市でも、建築工事等の際にコンクリートの型枠や下地材、仕上げ材等の木材について、グリーン購入調達方針に基づいた材料の調達を働きかけるなどして、合法性のある木材の使用を推進しています。

#### ●特定フロン回収事業

＜資源循環課＞

特定フロン等については、地球温暖化防止の観点からも回収事業を進めています。

名越・今泉のクリーンセンターで回収されたフロンは、専用のボンベに一時保管後、ボンベが満杯になると、専門事業者が分解処理を行っています。なお、特定フロン処理量の推移は表1-5のとおりです。

表 1-5 特定フロン処理量の推移

	CFC-12 (kg)	HCFC-22 (kg)	混合 (kg)	HFC-134a (kg)
平成22年度	—	—	—	—
平成23年度	—	28.3	—	8
平成24年度	28.3	—	—	14.3
平成25年度	—	26.1	—	31.4
平成26年度	—	8.8	—	41.5

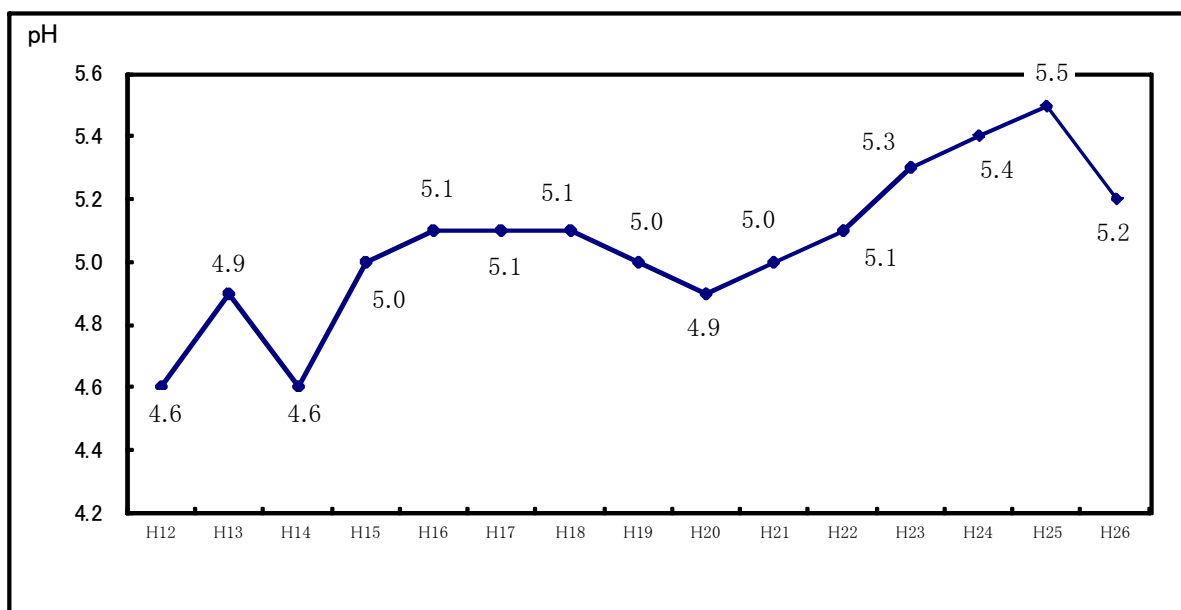
※CFCはクロロフルオロカーボンを表し、HCFCはハイドロクロロフルオロカーボン、HFCはハイドロフルオロカーボンを表します。CFCが削減されるとオゾン層の保護に寄与し、HFCを削減することで地球温暖化対策に寄与します。特定フロン処理量は、家電リサイクル法の対象外の家電から回収し、処理したものです。

#### ●酸性雨の状況

＜環境保全課＞

酸性雨とは、水素イオン濃度指数(pH)が5.6以下の雨をいい、主に工場のばい煙や自動車の排出ガスなどに含まれる硫酸化合物、窒素酸化合物が原因とされています。

本市では平成6年度から簡易測定による調査を実施しており、市役所中庭で雨水の採取を行っています。平成26年度の測定結果はグラフ1-4のとおりで、長期的には酸性の度合いが横ばい傾向にあります。



グラフ 1-4 pH測定結果

## (4) 地球市民としての環境活動

### ●かながわ地球環境保全推進会議への参加

〈環境政策課〉

かながわ地球環境保全推進会議は、地球サミットにおける「アジェンダ21」の採択を受け、わが国で初めて採択されたローカルアジェンダ「アジェンダ21かながわ」の推進母体として平成5年（1993年）に設置されました。

その後、推進会議では、県民、企業、NPO等、行政の協働によって、神奈川地球環境保全行動指針国内外の環境問題に関する状況の変化に対応するために、平成15年(2003年)に「新アジェンダ21かながわ～持続可能な社会への道しるべ～(新アジェンダ)」が新たに採択されました。鎌倉市もマイアジェンダに登録しています。

平成26年度は、県民、企業、行政の三者が参加した総会が、平成26年5月28日に開催され、「新アジェンダ21かながわ」の改訂等、今後の活動に向けた確認を行いました。

### ●地域間交流

〈環境政策課〉

平成26年度は、5市1町（平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町）で担当者による情報交換会が藤沢市で行われ、地球温暖化対策に係る補助金における各市町村の実施状況について、情報交換を行いました。

また、鎌倉市から京都市及び新潟市へ視察を行い、平成26年度に策定した鎌倉市エネルギー実施計画に向けた情報収集を行いました。

## 第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

### 1 大気（目標の項目②）

目標：誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。

#### ◆目標達成するための指標

二酸化窒素などの大気汚染物質	環境基準の達成
ベンゼンなどの有害大気汚染物質	環境基準の達成
大気中のダイオキシン類	環境基準の達成

鎌倉市における大気環境は、例年どおりほぼ横ばいの状況が続いています。**二酸化窒素などの大気汚染物質は、環境基準を達成しています。また、ベンゼンなどの有害大気汚染物質、大気中のダイオキシン類は、環境基準を達成しています。**ただし、光化学オキシダントについては、県内他都市と同様に環境基準を達成していませんでした。引き続き、自動車排出ガス等による大気汚染を防止する施策の推進が必要です。

#### （1）工場等からの固定発生源対策の推進

大気汚染は、燃料その他、物の燃焼や化学処理、機械処理などにより排出される物質に起因し、その主な発生源は、工場・事業場（固定発生源）や自動車（移動発生源）などです。

大気汚染状況の判断基準として、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に規定する環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）があります。

鎌倉市役所屋上で測定された二酸化硫黄、二酸化窒素、微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、光化学オキシダントを除いて、環境基準を達成していました。

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境（平成26年度鎌倉市環境調査データ集）」第3章 公害の現況と対策 I 大気、III 化学物質をご参照ください。

#### ●神奈川県生活環境の保全等に関する条例における取組

〈環境保全課〉

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）では、公害の防止や二酸化炭素の排出抑制など環境全般に関する規定のほか、様々な環境問題に対応するものとなっています。

条例の施行後10年余りが経過する中で、地域住民等の環境問題に対する意識の高まりなど社会的状況の変化や大気・水質の環境改善が認められている状況等を踏まえ、環境保全における事業所の自主的な取組や県民・事業者の相互理解を促進するため、県は条例を改正し平成23年7月22日に公布、平成24年10月1日に施行しました。

条例の主な改正点は、指定事業所の環境配慮の実効性をより明確にするために、環境管理事業所の自主管理能力の評価手法を改め、環境管理事業所登録の要件に適合した場合に、環境への配慮を自主的かつ積極的に推進している当該事業所を「環境配慮推進事業所」として登録することにしました。

また、これまでの条例では、環境管理事業所は変更の許可申請の手続きを免除されていましたが、改正後は、環境配慮推進事業所へのみ免除規定を適用することになり、「環境配慮書」の提出も廃止しました。

改正した条例に基づく、平成26年度の市内の指定事業所数、環境管理事業所認定数、環境配慮推進事業所認定数、環境配慮書提出件数は、表2-1のとおりです。

- ※指定事業所とは、公害を生じさせるおそれがある事業所で、規則で定める作業を行うものです。
- ※環境管理事業所・環境配慮推進事業所とは、一定の環境管理・監査を行っている事業所が、県への申請に基づき認定を受けたものです。環境配慮推進事業所については、設備の変更等を行う場合、手続が簡略化されます。

表 2-1 指定事業所数等年度末現在数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定事業所	162	158	139	134
環境管理事業所	6	5	4	3
環境配慮推進事業所		0	1	1
環境配慮書提出件数	0	1		

※神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正（平成24年10月1日施行）により、環境配慮推進事業所新設、環境配慮書廃止。

※平成25年度の指定事業所数については、台帳整理を行った結果による値。

## ●一般環境大気測定

<環境保全課>

### ①一般環境大気測定局による測定

鎌倉市役所屋上には県の一般環境大気測定局があり、二酸化窒素などの大気汚染状況を常時監視しており、環境基準の適合状況は表2-2のとおりです。

表 2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二酸化硫黄 SO <sub>2</sub>	○	○	○	○
二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	×	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○
微小粒子状物質PM <sub>2.5</sub>	—	—	—	○
光化学オキシダントOX	×	×	×	×

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施を示す。

※微小粒子状物質PM<sub>2.5</sub>は平成25年度11月より測定開始。

### ②鎌倉市による測定

市では、県の一般環境大気測定局と同じく市役所屋上において、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの有害大気汚染物質について測定を行っています。平成26年度の環境基準の適合状況については表2-3のとおり、いずれも環境基準を達成していました。

表 2-3 一般大気環境基準の適合状況

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
ベンゼン	○	○	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合を示します。

※ジクロロメタンは平成13年4月20日、その他のものは平成9年2月4日に環境基準が設定されています。

## ●大気のダイオキシン類調査

〈環境保全課〉

市では大気環境中のダイオキシン類等について、市役所屋上で、平成10年度から調査を実施してきましたが、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)の施行により、平成12年度からは県が実施することになりました。

平成26年度のダイオキシン類の濃度調査結果は、表2-4のとおり、全て環境基準を達成していました。

表 2-4 ダイオキシン類濃度調査結果

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

項目	濃 度			環境基準
	夏季	冬季	年平均値	
ダイオキシン類	0.027	0.027	0.027	0.6以下

※平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、同法においてポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の3物質がダイオキシン類と規定されています。また、同法に基づき環境庁告示第68号をもってダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準が、0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下と規定されています。

※p g (ピコグラム)：重量を表す単位で、1兆分の1グラムを指します。

※TEQ (毒性等量)：ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの量に換算した量を表します。

## ●クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査

〈環境センター〉名越・今泉クリーンセンター担当

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガス等に含まれているダイオキシン類の濃度を調査しています。(一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類測定結果については、27ページの「一般廃棄物処分場の地下水等のダイオキシン類調査」でまとめています。)

調査の結果、表2-5のとおり、排出ガスのダイオキシン類濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を達成していました。

(名越・今泉両クリーンセンターでは、ダイオキシン類等削減対策工事として、既設炉の排出基準(5 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)より低い1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>N を目指した改修を行いました。)

表 2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m<sup>3</sup>N

調査年月日	名越クリーンセンター		今泉クリーンセンター		排出基準
	平成27年 1月9日	工事中	平成26年1月31日		
	1号炉	2号炉	1号炉	2号炉	
排出ガス	0.00064	—	廃止	0.036	5以下

※m<sup>3</sup>N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※n g (ナノグラム)：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

※排出ガス：ごみ焼却施設から排出されるガス。

●山崎浄化センターの汚泥焼却排ガスのダイオキシン類調査

〈浄化センター〉

山崎浄化センターでは、汚泥焼却排ガスに含まれているダイオキシン類の測定をしています。

平成26年度の測定結果は、表 2-6 のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-6 汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果

単位：ng-TEQ/ m<sup>3</sup>N

検体	測定値	排出基準
汚泥焼却排ガス	0.0000072	5以下

※m<sup>3</sup>N：排出ガス等の体積を表す便宜的単位。温度0℃、1気圧に換算した気体の立方メートル単位の体積。

※ng（ナノグラム）：重量をあらわす単位で10億分の1グラムを指します。

●固定発生源対策の推進

〈環境保全課〉

市内事業所に設置されている廃棄物焼却炉及びボイラーの維持管理状況を把握するため、市では県と共同で立入検査を実施しています。その結果、調査を実施した2事業所は、すべてにおいて適正な管理がなされていることが確認されています。

●光化学スモッグの発生状況

〈環境保全課〉

光化学スモッグは、工場の煙突や自動車から排出される窒素酸化物、炭化水素などに太陽からの紫外線が当たることにより発生する光化学オキシダントによるものです。

光化学オキシダントが環境基準（1時間値が0.06ppm）の2倍以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される光化学スモッグ注意報の状況をみると、表 2-7 のとおり、平成26年度には県内で9回の発令があり、鎌倉市を含む湘南地域では3回の発令ありました。

表 2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移

項目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
発令日数県全体(日)	10	5	5	16	9
湘南地域(日)	7	4	0	10	3
被害者数県全体(人)	26	1	0	75	0
湘南地域(人)	18	0	0	0	0
本市(人)	13	0	0	0	0

～PM2.5（微小粒子状物質）への対応について～

鎌倉市では、平成25年3月9日から県においてPM2.5の高濃度予報が発令された場合には、注意喚起を促すために防災用行政無線、防災安全メール等でお知らせするとともに、ホームページで公開することとしています。

※県ではPM2.5の常時監視を行い、測定結果等をホームページに掲載しています。

鎌倉市内では、市役所屋上及び岡本にて測定を行っており、平成26年度の計測結果は以下のとおりです。

- ・市役所：長期基準12.7μg/m<sup>3</sup>（適合）、短期基準34.3μg/m<sup>3</sup>（適合）であり、環境基準を達成しています。
- ・岡本：長期基準14.2μg/m<sup>3</sup>（適合）、短期基準35.5μg/m<sup>3</sup>（不適合）であり、環境基準を超えています。

※PM2.5（微小粒子状物質）とは…大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5μm以下の微小な粒子を“微小粒子状物質（PM2.5）”といいます。

粒子状物質は主に呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼすため、さらに小さな微小粒子状物質（PM2.5）は肺の奥まで達し、呼吸器系・循環器系及び肺がんの疾患が懸念されています。



## (2) 自動車交通公害対策の推進

### ●自動車排出ガス等環境調査

＜環境保全課＞

#### ①自動車排出ガス測定局による測定

県の自動車排出ガス測定局は岡本の大船フラワーセンター前にて二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質について常時監視を行っており、微小粒子状物質を除いて、環境基準を達成していました。平成26年度の環境基準の適合状況は表2-8のとおりです。なお、平成15年10月1日から、県内では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例によりディーゼル車の運行規制を実施しています。

表 2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	○	○	○	○	○
一酸化炭素 CO	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 SPM	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 PM2.5	—	—	—	—	×

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。微小粒子状物質 PM2.5は平成25年度11月より測定開始。

#### ②鎌倉市による測定

市では市内主要道路7地点で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの自動車排出ガス等の調査を年2回実施しています。平成26年度の測定結果については、すべての地点で環境基準に適合した結果となっており、年間平均値もほぼ例年なみでした。

表 2-9 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（二酸化窒素）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
鎌倉青少年会館前	○	○	○	○	○
消防団第25分団器具置場前	○	○	○	○	○
腰越行政センター前	○	○	○	○	○
手広交差点前	○	○	○	○	○
大船警察署前	○	○	○	○	○
フラワーセンター前	○	○	○	○	—
植木小学校前	—	—	—	—	○
関谷小学校前	○	○	○	○	○

2-10 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況（浮遊粒子状物質）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
鎌倉青少年会館前	○	○	○	○	○
消防団第25分団器具置場前	○	○	○	○	○
腰越行政センター前	○	○	○	○	○
手広交差点前	○	○	○	○	○
大船警察署前	○	○	○	○	○
フラワーセンター前	○	○	○	○	—
植木小学校前	—	—	—	—	○
関谷小学校前	○	○	○	○	○

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未実施。

※平成26年度フラワーセンター前から植木小学校前に測定箇所を変更。

鎌倉地域の地区交通計画は、自動車利用の抑制と公共交通の活用による安全で快適な地域づくり、歩行空間と居住環境の再生による市民生活と観光が共生できるまちづくり、活力と賑わいのある歩いて楽しい古都鎌倉の観光地づくりを目標として、現在ある道路や駐車場などを活用した交通需要マネジメント（TDM）施策を推進してきました。

交通事業者、駐車場事業者などの協力により、平成13年10月から「七里ガ浜パークアンドレールライド」及び「鎌倉フリー環境手形」、同年12月から「由比ガ浜パークアンドライド」、平成18年4月から「江の島パークアンドレールライド」、平成20年3月から「稲村ガ崎パークアンドレールライド」を開設しました。

利用状況は、表2-11のとおりです。

表2-11 パークアンドライド等の利用状況

施策名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況	実施日数	利用状況
七里ガ浜パークアンドレールライド	304	3,529	303	4,470	303	5,019	303	4,743
由比ガ浜パークアンドライド	301	2,626	300	3,040	300	3,020	300	3,070
江の島パークアンドレールライド	304	3,664	303	4,672	303	5,412	303	7,253
稲村ガ崎パークアンドレールライド	304	2,577	303	3,122	303	3,223	303	3,828
鎌倉フリー環境手形A(頼朝きっぷ)	363	9,872	362	11,224	362	10,844	365	15,376
鎌倉フリー環境手形B(義経きっぷ)	363	942	362	1,334	362	1,353	121	528

※パークアンドライドの単位は「台」、鎌倉フリー環境手形の単位は「枚」。

①七里ガ浜パークアンドレールライド

鎌倉地域から西へ約4km離れた七里ガ浜にある国道134号沿いの駐車場(約350台)を利用し、徒歩約1分の江ノ電七里ヶ浜駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。駐車料金と電車料金を合わせて手頃な価格とすることにより、混雑する鎌倉地域の外側で公共交通への乗り換えを促すものです。

運用開始日	平成13年10月6日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～16時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,800円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電全線(藤沢駅～鎌倉駅)の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚500円・小人1枚250円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)・鎌倉プリンスホテル・東日本旅客鉄道(株) (※)

(※) 平成26年10月1日以降撤退

②由比ガ浜パークアンドライド

鎌倉地域の南側に位置する国道134号沿いの由比ガ浜地下駐車場(約200台)を利用し、鎌倉駅、鶴

岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス(フクちゃん号)や江ノ電に乗り換えてもらうシステムです。シャトルバスをはじめ、江ノ電鎌倉駅から長谷駅間や「鎌倉フリー環境手形」と同じバス路線を自由に利用することができます。

運用開始日	平成13年12月1日(土)
運用日等	1月1日～3日、7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～15時) (土・日曜、祝日はシャトルバスを運行)
利用対象	普通乗用車
利用料金	○自動車1台当たり1,660円 【内訳】 ○4時間分の駐車料金 ○由比ガ浜地下駐車場～鎌倉駅・鶴岡八幡宮方面へ向かうシャトルバス 5つの指定バス路線及び江ノ電鎌倉駅～長谷駅間の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○4時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚460円・小人1枚230円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用 ○シャトルバスは、20分間隔で運行(道路状況により遅延する場合があります) シャトルバスは、一般の路線バスとしても乗車可能(大人180円・小人90円) ※但し、ICカードの場合：大人175円・小人88円
事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)・県・タイムズ24(株)

### ③江の島パークアンドレールライド

鎌倉市と接する藤沢市片瀬にある国道134号沿いの駐車場(約200台)を利用し、徒歩約10分の江ノ電江ノ島駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。

運用開始日	平成18年4月29日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間：9時～17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,500円 【内訳】 ○5時間分の駐車料金 ○江ノ電鎌倉駅～江ノ島駅間の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○5時間を超えた場合の駐車料金は200円/30分 ○同乗者のフリー切符の追加購入は、大人1枚400円・小人1枚200円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	江ノ島電鉄(株)

### ④稲村ガ崎パークアンドレールライド

稲村ガ崎の国道134号沿いの駐車場(約50台)を利用し、徒歩約3分の江ノ電稲村ヶ崎駅で電車に乗り換え、鎌倉地域へ入ってもらうシステムです。6時間分の駐車料金と江ノ電の1日フリー切符が2枚セットされています。

運用開始日	平成20年3月1日(土)
運用日等	7・8月を除く毎日(チケット発売時間:9時~17時)
利用対象	普通乗用車
利用料金	自動車1台当たり1,800円 【内訳】 ○6時間分の駐車料金 ○江ノ電全線(鎌倉駅~藤沢駅間)の1日フリー切符2枚 【特典】 ○協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス 【その他】 ○6時間を超えた場合の駐車料金は300円/1時間 ○同乗者の1日乗車券の追加購入は、大人1枚580円・小人1枚290円 ○駐車場は、一般駐車場利用者との共用
事業主体	神奈川県道路公社・江ノ島電鉄株

### ⑤ 鎌倉フリー環境手形

鎌倉地域内の電車及びバスの乗車料金をセットにして手頃な価格の乗車券を販売することにより、出発地から公共交通を利用してもらうとするシステムです。鎌倉駅を起点とし、主な観光スポットへ向かう5つの指定バス路線及び電車の一定区間が一日自由に乗り降りできます。

都心方面から鎌倉を訪れる観光客は、JR横須賀線を利用する人と小田急線藤沢駅経由で江ノ電を利用する人がいるため、「鎌倉フリー環境手形」も「A(頼朝きっぷ)」、「B(義経きっぷ)」の2種類を販売していましたが、「B(義経きっぷ)」については、平成26年9月30日をもって販売を終了しました。

種類	環境手形A(頼朝きっぷ)	環境手形B(義経きっぷ)
発売開始日	平成13年10月1日(月)	
発売日	通年(ただし、正月三が日は除く)	
料金	570円(小人290円)	510円(小人260円) ※小田急電鉄発売の「江の島・鎌倉フリーパス」とセット販売のみ
発売場所	《鎌倉駅周辺》 ○鎌倉市観光総合案内所 ○江ノ電:鎌倉駅、長谷駅、江ノ電鎌倉インフォメーション ○湘南京急バス:鎌倉営業所、鎌倉駅前案内所 《北鎌倉駅周辺》 ○円覚寺売店 ○北鎌倉古民家ミュージアム ※円覚寺売店については、別途、拝観料が必要です。	小田急線各駅 小田急トラベル
切符の概要	利用範囲 《電車》 ○江ノ電鎌倉駅~長谷駅 《バス》 ○鎌倉駅~北鎌倉駅 ○鎌倉駅~大塔宮 ○鎌倉駅~浄明寺 ○鎌倉駅~大仏前 ○鎌倉駅~名越	利用範囲 《電車》 ○JR鎌倉駅~北鎌倉駅 《バス》 ○鎌倉駅~北鎌倉駅 ○鎌倉駅~大塔宮 ○鎌倉駅~浄明寺 ○鎌倉駅~大仏前 ○鎌倉駅~名越
	【特典】 協賛寺社・美術館の入館料割引や協賛店の特別サービス	

事業主体	京浜急行バス(株)・江ノ島電鉄(株)・東日本旅客鉄道(株) (※)・小田急電鉄(株) (※)
------	--

(※) 平成26年10月1日以降撤退

## ●オムニバスタウン計画

<交通計画課>

オムニバスタウン計画は、鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造を基本理念として、利用者の立場に立ったバスサービスの充実、バス走行環境の総合的向上、移動制約者（高齢者や障害者等）が利用しやすいバス交通の実現などの基本方針に基づき、施策を推進してきました。

ミニバスについては、平成12年から「鎌倉駅西口線」、平成13年から「新鎌倉山循環線」及び「小動線」（平成22年4月から休止中）、平成15年から「城廻循環線」、平成16年から「教養センター循環線」の運行を開始しました。

## ●公用車の低公害車導入

<管財課>

低公害車とは、大気汚染物質の排出が少なく環境負荷が少ない自動車です。主に、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車等です。

平成26年度における市役所所有の低公害車は、電気自動車6台、ハイブリット自動車2台、マイルドハイブリット自動車2台の計10台です。利用状況は、表2-12のとおりです。

表2-12 公用車の低公害車導入状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電気自動車	2台	6台	6台	6台
ハイブリット自動車	1台	2台	2台	2台
天然ガス自動車	2台	2台	2台	0台
マイルドハイブリット自動車	2台	2台	2台	2台
合計	7台	12台	12台	10台
導入率	3.6%	5.1%	5.5%	4.3%

## 2 水・土（目標の項目③）

目標：人や水辺の生物が住みやすい良好な水質と土壌を確保します。

### ◆目標達成するための指標

河川水質	環境基準の達成
海域水質	環境基準の達成
地下水質	環境基準の達成
ダイオキシン類(水質、底質、土壌)	環境基準の達成
市街化調整区域の下水道整備率	平成27年度(2015年度)までに下水道法事業認可済の市街化調整区域で75%
河川の水生生物	水質階級Ⅱ以上

河川環境は、公共下水道整備の推進に伴い、年々、水質の改善が見られています。

河川水質は、「人の健康の保護に関する項目」についてはすべて環境基準を満たしています。また、「生活環境の保全に関する項目」であるBOD(生物化学的酸素要求量)、pH(水素イオン濃度)等も全て環境基準を達成しています。環境基準、各物質の測定データは、「かまくらの環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 Ⅱ水質をご参照ください。

海域水質(由比ヶ浜沖・七里ヶ浜沖、A類型)、地下水質、ダイオキシン類(水質、底質、土壌)についても環境基準を達成しています。※底質、土壌は平成24年度実施

平成26年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は5.9ha、10.8%です。

河川の水生生物による水質調査は、二又川(神戸川)において水質階級Ⅱ(平成22年度実施)です。

※pH: 溶液の酸性、アルカリ性を示す尺度。7が中性で、0に近づくほど酸性が強く、14に近づくほどアルカリ性が強い。

※BODはBiochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。

### (1) 水質の改善

水質汚濁の原因としては、工場などの事業活動による排水と一般家庭からの生活排水があります。事業活動による排水で水質に影響を与えるおそれのあるものとして、カドミウム、シアン、鉛などの有害物質と食物残さなど有機物による汚濁物質があります。こうした物質が排出されないように事業活動による排水は、法律等により厳しく規制されています。

一方、生活排水の汚染源には有機物質が挙げられますが、公共下水道の普及とともに、水質汚濁は改善されてきています。今後も、水環境を把握するために監視パトロールを行っていきます。

#### ●市内8河川水質調査(BOD経年変化)

<環境保全課>

水質調査の主な項目はBOD・COD等の生活環境の保全に関する項目など全21項目で、平成26年度の水質汚濁の指標となるBODの環境基準との適合状況は表2-13のとおりです。

「人の健康の保護に関する項目」及び「生活環境の保全に関する項目」について水質調査を実施しました。その結果、調査を実施した市内すべての河川で、環境基準を達成していました。

さらに、月1回16河川について河川パトロールを実施しています。河川パトロールでは、8項目(pH、電気導伝率、濁度、DO、水温、塩分、気温、透視度)の簡易測定と異常の有無等の監視を行っています。

(巻末資料の調査マップ参照)

※DO : Dissolved Oxygen (溶存酸素)の略。水中に溶け込んでいる酸素の量。一般に汚れが多いと値が小さくなる。

※COD : chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)の略。

表 2-13 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況

河川名	平成26年度	河川名	平成26年度
豆腐川	パトロールのみ	新川	○
滑川	○	梶原川	○
稲瀬川	パトロールのみ	町屋川	○
極楽寺川	パトロールのみ	山崎川	○
音無川	パトロールのみ	小袋谷川	○
行合川	パトロールのみ	砂押川	○
神戸川	○	玉縄雨水幹線	○
大塚川	○	土腐川	パトロールのみ

※環境基準に対して○は適合、×は不適合。

※滑川・神戸川の判定には、いずれも県管理の河川のため、県の測定値を使用。

※環境基準の類型指定については、滑川・神戸川はB類型(BOD 3mg/L以下)、大塚川・新川・梶原川・町屋川・山崎川・小袋谷川・砂押川・玉縄雨水幹線はD類型(BOD 8mg/L以下)。

## ●水質の改善

## <下水道河川課>

公共下水道は、市街地における雨水を排除し、汚水を処理するための施設で、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質の保全を図る上で不可欠です。

市が実施した水質調査の結果においても、下水道整備が進んだことから、河川の水質の改善が見られています。平成26年度末現在の水洗化普及・接続状況は表2-14のとおりですが、今後、更なる河川水質の改善には、市街化調整区域における下水道の普及率とともに、全市内の下水道の接続率を高めていくことが重要です。

平成26年度末、下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は5.9ha、10.8%です。市街化区域の下水道整備率は表2-15のとおりです。

表 2-14 水洗化普及・接続状況 (平成26年度末)

処理区	行政区域内人口(a)	処理区域内人口(b)	水洗化人口(c)	普及率 (b/a)×100	処理区域内接続率 (c/b)×100
鎌倉処理区	73,019人	72,096人	69,962人	99%	97%
大船処理区	99,989人	95,882人	86,281人	96%	90%
計	173,008人	167,978人	156,243人	97%	93%

表2-15 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況 (平成26年度末)

	市街化区域	市街化調整区域
事業認可時期	昭和33年3月	平成20年6月
整備面積	2,592.3ha	5.9ha
整備率	99.5%	10.8%

●水質保全のための啓発

〈環境保全課〉

地元の河川において水辺の生き物の観察や水質調査を体験することは、環境問題を身近なものとして捉えることができ、今後の環境保全行動へ向けた有効かつ重要な啓発手法の一つです。市としては、学校教育等との連携など、多様な展開を図りつつあります。

平成26年度は、環境保全団体と市の協働で関谷川にて水質調査と水生生物調査を予定していましたが、悪天候により中止となりました。

(2) 土壌・地下水汚染対策の推進

●水質・土壌等のダイオキシン類調査

〈環境保全課〉

県ではダイオキシン類対策特別措置法の施行により、平成12年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成26年度の測定結果は表 2-16、表 2-17のとおりです。

表 2-16 河川（水質）のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/L

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	0.064	0.080	1以下

表 2-17 河川（底質）のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/g

	滑川	神戸川	環境基準
測定値	—	—	150以下

※底質についての環境基準は、平成14年9月1日以降150pg-TEQ/gが適用されるようになりました。

※底質について平成26年度は調査を実施していません。

●一般廃棄物最終処分場の地下水等のダイオキシン類調査

〈環境施設課〉

市では、名越・今泉両クリーンセンターの排出ガスに含まれるダイオキシン類調査のほか、一般廃棄物最終処分場の地下水などのダイオキシン類についても調査を実施しています。平成26年8月20日に実施した調査の結果は表 2-18のとおり、環境基準を達成しています。

なお、焼却残さは、平成12年4月以降、溶融固化処理をしており、関谷最終処分場に埋立てを行っていません。溶融固化処理されたものは、道路の路盤材などに加工され、利用されています。

表 2-18 最終処分場地下水等のダイオキシン類測定結果

単位：pg-TEQ/リットル

検体	調査結果	環境基準
6号地モニタリング井戸	0.073	1以下
保有水等	0.059	※

※6号地保有水は公共用水域へ排出していないため、排出基準値の適用はありません。



## ●山崎浄化センターの放流水のダイオキシン類調査

〈浄化センター〉

山崎浄化センターでは、放流水に含まれているダイオキシン類の測定をしています。平成26年度の調査の結果は、表2-19のとおりで、ダイオキシン類対策特別措置法に定められた基準を満たしていました。

表 2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果 単位：pg-TEQ/リットル

検体	測定値	排出基準
放流水	0.00046	10以下

※p g (ピコグラム)：重量をあらわす単位で1兆分の1グラムを指します

## ●工場・事業所への立入検査等

〈環境保全課〉

市では神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査を行っており、排水の規制基準を超えている施設への指導や未然防止のための啓発を行っています。

平成26年度には3事業所を対象として立入検査を実施したところ、全ての事業所において条例の排水基準を満たしていることを確認しました。

## (3) 地盤沈下の監視

### ●地盤沈下調査

〈環境保全課〉

地盤沈下は、地下水を過剰に採取することにより生ずると言われています。本市では昭和52年から柏尾川周辺の工業地域を中心に水準測量調査を行っています。

平成25年度より地盤沈下調査は隔年にて実施されることとなったため、平成26年度の調査は実施していません。

調査地点は、平成13年度に加えた5地点と平成15年度から新たに加えた4地点に既存の5地点を加えた14地点と、市内の国家水準点1地点の合計15地点で水準測量を行っていましたが、平成22年度に玉縄青少年会館横歩道の水準点、平成25年度に大和橋歩道横の水準点について亡失が認められたため、13地点で水準測量を行っています。

平成25年度の調査結果から、地盤沈下の状況について評価すると、有効水準点13地点のうち、すべての地点で沈下が認められました。沈下地点の最高変動量は0.67cm、全地点の変動量は1cm未満でした。調査を開始した昭和52年からの経年データを比較すると平成23年度は3月11日に発生した東日本大震災により地盤沈下の変動量が大きかったものの、平成25年度の地盤沈下は沈静化の傾向にあるといえます。

※地盤沈下調査のデータは、「かまぐら環境 (平成26年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 V地盤沈下をご参照ください。

※国家水準点が平成25年10月にチュリス鎌倉マンションから手広なのはな公園へ移転しました。

表 2-20 地盤沈下調査水準測量結果

		手広なのはな公園	神戸製鋼所(藤沢市)	三菱電機鎌倉製作所	県立フラワーセンター	デンカ(株)
標高(m)	平成24年度	-	7.9794	8.2483	7.5969	9.4130
	平成25年度	7.9113	7.9760	8.2427	7.5925	9.4068
変動量(cm)		-	△0.34	△0.56	△0.44	△0.62
		三菱電機情報技術総合研究所	深沢派出所横歩道	神鋼橋横歩道	山崎浄化センター横歩道	玉縄橋横歩道
標高(m)	平成24年度	10.4552	7.7845	9.3587	9.6341	10.2143
	平成25年度	10.4485	7.7806	9.3557	9.6298	10.2105
変動量(cm)		△0.67	△0.39	△0.30	△0.43	△0.38
		鎌倉市大船行政センター	大和橋横歩道	鎌倉市大船体育館	玉縄青少年会館横歩道	市立玉縄小学校
標高(m)	平成24年度	9.2039	10.2927	9.9013	-	8.5408
	平成25年度	9.1975	-	9.8971	-	8.5355
変動量(cm)		△0.64	-	△0.42	-	△0.53

### 3 化学物質・放射性物質（目標の項目④）

目標：化学物質を適正に管理し、安全に使用します。

#### ◆目標達成するための指標

揮発性有機化合物(VOC)	排出量の削減
有害な化学物質(大気・水質・土壌)	環境基準の達成(再掲)
ダイオキシン類(大気・水質・土壌・底質)	環境基準の達成(再掲)

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。日常の生活や事業活動において多くの化学物質を利用し、それらを大気や水、土壌を通じて排出しています。

このような中、どのような化学物質がどこからどれだけ排出されているかを知るとともに化学物質の排出量や化学物質による環境リスクを減らす制度の一つとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」)が制定されました。市民、事業所、行政などが化学物質による環境リスクに関する正確な情報を共有しつつ、相互に意思疎通を図るというリスク・コミュニケーションが重要視されています。

平成26年度に事業所から届出された平成25年度の届出排出量(大気、公共用水域など)は、7,273(kg/年)で、前年度に比べ3,161(kg/年)減少、また同じく平成25年度の届出移動量(下水道、廃棄物)は、77,574(kg/年)で前年度に比べ22,597(kg/年)減少しました。

ベンゼンなどの有害な化学物質(大気)、ダイオキシン類(大気・水質・底質・土壌)は、環境基準を達成しています。※底質及び土壌は平成24年度実施

環境基準、各物質の測定データは、「かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)」第3章 公害の現況と対策 III化学物質をご参照ください。

#### (1) 化学物質に関する情報の収集、提供

##### ●化学物質等に関する情報の収集・提供

〈環境保全課〉

PRTR法に基づき、事業者は個別事業所ごとの化学物質の環境への排出量・移動量を把握し国へ届出をしています。国は、そのデータを用途別に集計し、またPRTR法の届出義務対象外の排出源からの排出量も推計し併せて公表しています。

県では、国から通知されたデータをもとに各市町村別等に詳細なデータを推計し結果を公開しています。

平成25年度の県における排出割合を見ると製造業からの届出排出量・移動量は、全体の95.4%を占めています。総届出排出量・移動量において割合が大きい化学物質は、トルエン、キシレンで全体の約4割を占めています。

鎌倉市の平成25年度の報告事業所数は、24事業所で届出された平成25年度の届出排出量は7,273kg/年、でした。前年度に比べ3,161(kg/年)減少しました。同じく届出移動量は、77,574(kg/年)で前年度に比べ22,597(kg/年)減少しました。届出排出量のほとんどは、大気や公共用水域へ排出され、届出移動量は、下水道や廃棄物へ移動します。

## (2) 化学物質対策

### ●建築材料等の使用制限

<建築住宅課>

市の建物の新築や改修等に際し、室内空気中の化学物質の抑制に関する特記仕様書を設けています。建築材料の使用制限の原則、施工中の安全管理、測定について定め、厚生労働省の指針値等により措置や監督を行いシックハウス対策に努めています。

### ●アスベスト対策

<管財課・関係各課>

平成17年に兵庫県尼崎市においてアスベストに起因する健康被害が発生しているとの新聞報道がなされた以降、各メディアが健康への影響を連日報じ、社会的に大きな問題となりました。このことから、鎌倉市においても全庁的に情報の共有化を図るとともに、市民からの問合わせへの対応や、市の管理施設における吹き付け材の使用状況を調査することについて基本的な方針を協議し、平成8年度以前に竣工した建築物において文部科学省と厚生労働省の調査基準に準拠し調査を実施しました。

その結果、8施設についてアスベスト含有が認められました。平成18年度末において6施設については、アスベストの除去が済み、残りの2施設、野村総合研究所跡地本館及び七里ガ浜浄化センター(第4試験室の天井、A系排風機室)については、閉鎖をしています。

平成20年1月に、今まで国内で使用がないとされてきた3種類のアスベスト(アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト)の使用が確認され、また、同年6月には、平成17年当時、公式なアスベスト含有率測定方法がなかった「バーミキュライト(ひる石)」という物質について、日本工業規格による測定方法が定められました。

そのため、市では平成17年度に市が管理する施設の調査を実施していますが、改めてアスベストの含有が確認されなかった本庁舎関連の16施設19箇所及び学校関連施設13施設38箇所、分析調査を実施しました。

その結果、3施設についてアスベスト含有が認められ、全ての施設で除去工事を実施しました。

## (3) 放射性物質に関する情報の収集、提供

### ●放射性物質に関する情報の収集・提供

<危機管理課・各施設管理者>

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故に起因する放射性物質の問題が新たな懸案となりました。

平成23年度から、市では、子ども関連施設(市立小中学校、市立・私立保育園等)、スポーツ施設、海水浴場、公園、浄化センターや一般廃棄物処理施設等において、空間放射線量の測定や、給食食材等の放射性物質濃度の測定を継続して実施しています。

空間放射線量の測定において、平成26年度に基準値を超える値は検出されていません。また、平成26年度における給食食材の検査では、すべて「不検出」の結果でした。なお、国の定める基準値以下でも放射性物質が検出された場合には産地や食材の変更等、その都度対応を行うこととしています。測定結果と対応については、市のホームページで公開しています。

また、平成24年1月23日からは、市民向けに簡易放射線測定器の貸し出しを実施しています。

## 4 音（目標の項目⑤）

目標：自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。

### ◆目標達成するための指標

環境騒音	環境基準の達成
自動車騒音	環境基準の達成（面的評価の向上）

騒音は工場・事業場・建設作業などの固定発生源と自動車による移動発生源から発生するものとに大別されます。移動発生源では自動車などの交通騒音が依然として全県的な問題となっています。本市では、市域における騒音環境の実態を把握するため、道路交通騒音調査と環境騒音調査を実施しています。なお、騒音には、用途地域や時間帯ごとに自動車騒音の限度値や環境基準等が定められています。

**環境中の騒音は、環境基準と比較して100%（昼間・夜間）の適合率です。（表2-24 参照）**

騒音規制法に基づく自動車騒音の状況監視に係る事務については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律に基づき、平成24年度から都道府県及び市（特別区）が該当事務を行うこととなりました。そのため、本市では平成24年度から騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準に沿った測定評価に変更し、幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）に対する騒音測定評価と幹線道路に面する地域の住居等の面的評価を行いました。

**道路交通騒音の測定結果は、3つの幹線道路に対して2幹線が昼夜ともに環境基準に適合していました。（表2-22 参照）**

**地域の住居等の面的評価は、全戸数（2,235戸）に対して昼夜ともに91.4%が環境基準を達成していました。（表2-23 参照）**

### （1）工場、事業所、建設作業における騒音振動対策の推進

#### ●騒音に対する配慮

＜環境保全課＞

これまでの調査の結果、生活環境に影響を及ぼす主な騒音は自動車などの移動発生源によるもので、道路に面する地域ではその影響が顕著に見られます。自動車交通に伴う騒音は、車両の改良、道路構造の改善など、まちづくりと一体となった沿道環境の整備を図ることが求められます。また、建設工事現場からの騒音についても苦情が寄せられています。工事における特定建設作業は騒音規制法（昭和43年法律第98号）・振動規制法（昭和51年法律第64号）により届出が義務付けられており、適正な騒音・振動対策のもとで作業が行われるよう指導を行っています。さらに、身近な生活騒音問題については、一人ひとりの自覚や近隣とのコミュニケーションを図ること、相手の立場を尊重した思いやりの気持ちを持つことが大切です。

### （2）交通騒音振動対策の推進

近年の生活環境における騒音は、道路交通騒音が大きな比重を占めています。道路交通騒音の調査結果は、例年ほぼ横ばいで推移しています。

自動車騒音常時監視\*は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間に分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価（以下「面的評価」\*\*という。）します。

市では、平成24年度からの5カ年計画で、幹線交通を担う道路に面する地域の住居等の面的評価を実施します。平成26年度の調査・測定結果は表2-21、2-22のとおりです。

\*道路を走行する自動車の運行に伴って発生する騒音に対して、地域がさらされる年間を通じての平均的状況を継続的に把握することを言います。

\*\*道路を一定区間に区切り、その区間の道路に面する地域（道路端から50m）について、沿線の特定地点で測定した結果をもとに、道路からの距離、車速、交通量などを考慮して、環境基準の達成状況を把握しています。

表 2-21 評価対象路線調査結果

路線名	起点	終点	評価区 間延長 (km)	車線数	道路 構造	遮音壁等 の有無	低騒音舗 装の有無
藤沢鎌倉線	手広6丁目3	笹田1丁目3	0.6	2	平面	無	無
	笹田1丁目3	長谷2丁目16	3.8	2	平面	無	無
阿久和鎌倉線	関谷	関谷	1.1	4	平面	無	無
	関谷	岡本	1.6	2	平面	無	無
	岡本	岡本2丁目21	0.1	2	平面	無	無
	岡本1丁目22	岡本2丁目2	0.9	2	平面	無	無

表2-22 騒音測定結果

	路線名	基準点騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 ×:不適合		背後地騒音レベル (LA95)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
No.1	藤沢鎌倉線	69	66	70 以下	65 以下	○	×	43	32
No.2	阿久和鎌倉線	68	63			○	○	36	32
No.3		66	62			○	○	38	33

## 環境基準の達成状況

全体(2,235戸)では昼夜ともに基準値以下は2,043戸(91.4%)、昼間のみ基準値以下は126戸(5.6%)、夜間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は66戸(3.0%)となりました。

近接空間(943戸)では昼夜ともに基準値以下は761戸(80.7%)、昼間のみ基準値以下は122戸(12.9%)、夜間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は60戸(6.4%)となりました。

非近接空間(1,292戸)では昼夜ともに基準値以下は1,282戸(99.2%)、昼間のみ基準値以下は4戸(0.3%)、夜間のみ基準値以下は0戸(0.0%)、昼夜とも基準値超過は6戸(0.5%)となりました。

表2-23 平成26年度対象の面的評価結果

	昼夜ともに基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜ともに基準値超過	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
全戸数 (2,235戸)	2,043	91.4	126	5.6	0	0.0	66	3.0
近接空間 (943戸)	761	80.7	122	12.9	0	0.0	60	6.4
非近接空間 (1,292戸)	1,282	99.2	4	0.3	0	0.0	6	0.5

## (3) 近隣騒音等に関する対策の推進

### ●近隣問題対策の推進

<環境保全課>

市に寄せられた全苦情件数30件のうち騒音に関する苦情件数は15件で、全体の50%を占めています。原因については建設作業による工事音、事業者の作業音、飲食店の音響機器音や人の声等さまざまで、建設現場における重機については、特定建設作業の届出書提出時や騒音苦情の連絡があった際に近隣への配慮や、日曜日・祝祭日作業禁止などの作業時間帯遵守を厳しく指導しています。

苦情に対しては早急な解決に向けた取組を行うほか、市広報紙による呼び掛けを実施するなど、苦情等の未然防止に努めています。

### ●環境騒音調査

<環境保全課>

環境騒音調査は、市内全域の主要道路に面しない一般地域に38カ所の調査地点を設けて、簡易的な騒音レベルの測定調査を実施しています。平成26年度は19地点で調査を行い、環境基準適合状況は表2-24のとおりです。全調査地点の測定結果から、測定値が環境基準を達成した地点の割合で環境騒音の評価をすると、昼の時間帯での適合率は100%、夜の時間帯に調査を行った10地点での環境基準への適合状況も100%でした。

昼間の調査では、主に鳥のさえずりなどの自然音の影響がみられ、夜間の調査では、自動車の交通に伴う影響がみられました。

表 2-24 環境騒音の環境基準適合状況

No.	調査地点	類型	調査結果		No.	調査地点	類型	調査結果	
			昼	夜				昼	夜
1	大町 4-15-8	A	○	—	23	御成町 10-12	C	○	○
2	材木座 2-9-1	A	○	—	24	笹目町 6-46	C	○	—
3	扇ガ谷 1-15-45	A	○	—	27	大船 5-3-8	C	○	○
7	今泉台 3-6-15	A	○	—	28	山崎 1005	C	○	—
8	今泉台 7-15-4	A	○	—	31	常盤 111-3	C	○	○
11	梶原 2-6-12	A	○	—	32	梶原 87-3	C	○	—
12	上町屋 461-2	B	○	—	35	腰越 3-20-14	C	○	○
15	腰越 1101-49	A	○	—	37	岡本 1-1-6	C	○	○
16	七里ガ浜東 4-34-3	A	○	—					
19	城廻 423-29	A	○	—					
20	関谷 387-21	A	○	—					

※環境基準に対して○は適合、×は不適合、—は未調査を示す。

類型…A類型：専ら住居の用に供する地域 B類型：主として住居の用に供する地域

C類型：相当数の住居と併せ商業、工業等の用に供する地域

昼夜…昼間：6:00～22:00 夜間：22:00～翌6:00

## ●深夜花火の禁止

＜環境保全課＞

鎌倉の海岸には、市民をはじめ毎年多くの観光客が訪れており、海水浴やマリンスポーツ、海沿いの散歩やサイクリングなど、様々に海を楽しんでいます。

一方、夏の深夜に、若者などにより音の大きい花火が行われることがあり、近くの住民の安眠を妨げるなどの被害が続出しました。こうした状況を改善するため、市は平成16年3月に「深夜花火の防止に関する条例」を制定しました。

これにより、夜10時から翌朝6時まで、市内全域において、海岸など公共の場所での打上げ花火等は禁止になりました。地域の住民の生活に被害が著しく、対策を講ずる必要があるとして、平成16年7月1日には七里ガ浜海岸の一部（鎌倉高校下から七里ヶ浜有料駐車場東端までの海岸部分の砂浜と駐車場）を「深夜花火特別対策区域」に指定しました。

特別対策区域では、看板の設置、ポケットティッシュの配布による啓発を図るとともに、7月と8月の2カ月間、金、土曜日の午後10時から午後11時30分までの1時間半、地域住民の協力のもと深夜花火の防止のため、夜間パトロールを実施しました（実施回数16回）。

また、平成26年度は7月1・2週目の週末及び7月11日～8月31日の52日間の午後9時から翌朝5時まで、警備員によるパトロールも同時に行いました。

周知啓発については、市内歩道橋2カ所への横断幕の設置、啓発用ポケットティッシュの配布、ポスター・ステッカーの掲示及び配布を行いました。なお、平成26年度における「鎌倉警察署管内」・「鎌倉市役所」への深夜花火における苦情件数及び110番件数（7、8月）は、市への苦情0件、110番への通報18件でした。110番通報は前年度より、3件減りました。





写真 2-1 啓発用の看板(七里ガ浜 国道134号沿い)

●航空機騒音に関する情報収集・国への要請

<環境保全課>

市では、航空機騒音に関する情報収集・提供を行っています。航空機騒音に関する苦情をまとめ、県を通じて国等に要請を行うことにより、騒音の削減に努めています。特に、横須賀基地に米軍原子力空母が帰港し、米軍によるNLP(夜間連続離発着訓練)が実施されている期間は騒音被害が多く発生します。神奈川県政策局基地対策部基地対策課は、市町村の苦情状況を取りまとめ、それらの資料等をもとにして、基地周辺9市(大和市、綾瀬市、座間市他)とともに米軍や政府等への抗議及び飛行訓練中止等の要請を行っています。

## 第3章 歴史的文化的環境の確保

### 1 歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。

#### ◆目標達成するための指標

世界遺産への登録	早期登録の実現
史跡の公有地化	平成27年度(2015年度)までに236,798.93㎡

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

平成25年4月30日にユネスコの諮問機関であるイコモスから「不記載」との勧告がなされ、6月4日には政府が推薦取下げの方針を表明しました。本市は、世界遺産のあるまちをめざすための基盤を整えるとともに、県、横浜市、逗子市など関係機関と連携し、再推薦・登録に向け、「鎌倉」の顕著な普遍的価値を証明するための比較調査に取り組んでいます。

史跡の公有地化取得面積は、228,254.58㎡、取得率は96.39%（追加指定含む88.37%）です。

#### （1）歴史的遺産とこれを取りまく自然環境の保全

##### ●歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成26年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町・材木座地区約174ha（逗子市分約6.8haを含む）、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約158haの合計約989ha（逗子市分約6.8haを含む）が国により指定されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、県により歴史的風土特別保存地区に指定（都市計画決定）されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入れ面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を受けることができず、その土地の利用に著しい支障をきたす場合、所有者は県に買入れの申出を行うことができます。平成26年度は78,061.65㎡が買入れられました。

表 3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積(ha)	平成26年度買入面積(m <sup>2</sup> )	取得面積累計(ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	11,387.51	約38.0
永福寺跡	約5.7	—	—
護良親王墓	約2.0	—	約0.8
瑞泉寺	約119.0	36,696.96	約58.7
浄妙寺	約8.1	—	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	3,109.13	約17.5
大仏・長谷観音	約110.0	10,560.30	約49.8
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	5,241.31	約1.1
朝比奈切通し	約7.0	—	約0.6
名越切通し	約20.0	11,066.44	約9.1
極楽寺	約9.8	—	約5.7
稲村ガ崎	約6.0	—	約0.1
合 計	約573.6	78,061.65	約184.5

## (2) 歴史的遺産の指定の推進

### ●文化財保護法等に基づく文化財(史跡等)の指定

<文化財課>

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(平成17年3月条例第13号)に基づき指定された文化財は、平成26年度末現在、表3-2に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2 指定文化財件数一覧

単位：件

種別		国 宝	国指定	県指定	市指定	合 計
有形文化財	建造物	1	21	8	32	62
	絵画	4	29	9	50	91
	彫刻	1	38	24	84	146
	工芸	6	22	15	27	70
	書跡	3	43	2	19	67
	典籍	—	—	—	4	4
	古文書	—	8	—	11	18
	考古資料	—	4	2	14	19
	歴史資料	—	2	—	3	4
無形文化財		—	—	—	2	2
民俗文化財(資料)	有形	—	—	2	23	25
	無形	—	—	1	—	1
記念物	史跡	—	31	2	9	42
	名勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	—	32	32
合 計		15	201	65	310	591

### (3) 文化財の保護・活用

#### ●国指定史跡の公有地化

<文化財課>

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成26年度末現在の取得状況は、表3-3のとおりです。

表 3-3 国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積 (㎡)	取得計画面積 (㎡)	既取得面積(㎡)	取得率
永福寺跡 ※1	昭和41年6月14日	87,463.54	70,833.08	60,938.21	86.03%
鶴岡八幡宮境内 ※2(御谷地区)	昭和42年4月24日	193,345.51	31,107.41	28,929.73	93.00%
	計画外面積→		6,295.33	6,295.33	100%
亀ヶ谷坂	昭和44年6月5日	32,925.16	3,666.62	3,666.62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和53年12月19日	115,033.28	112,144.91	98,388.08	87.73%
名越切通 ※3	昭和41年4月11日	62,625.11	8,383.94	4,721.32	56.31%
東勝寺跡	平成10年7月31日	50,156.40	8,983.29	8,448.03	94.04%
朝夷奈切通 ※4	昭和44年6月5日	97,098.87	957.35	957.35	100%
大町釈迦堂口遺跡	平成22年8月5日	14,981.08	15,909.91	15,909.91	100%
合計	—	—	258,281.84	228,254.58	88.37%

※1 追加指定/平成20年7月28日

※2 追加指定/平成17年8月29日

※3 追加指定/昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年7月28日・平成21年7月23日

※4 追加指定/平成15年8月27日・平成19年7月26日・平成20年7月28日

#### ●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況

<文化財課>

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成26年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、平成25年度からの継続も含めて4件で、調査面積は207.40㎡でした。

表 3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(㎡)
今小路西遺跡	由比ガ浜一丁目	40.00
今小路西遺跡	由比ガ浜一丁目	60.00
若宮大路周辺遺跡群	小町一丁目	67.00
台山遺跡	台	40.40
合計	計	207.40

## ●文化財の保存・修理

〈文化財課〉

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成26年度の文化財修理補助事業は、表3-5のとおりです。

表 3-5 平成26年度文化財修理補助事業

補助対象文化財	事業内容
国指定重要文化財明王院不動明王坐像	表面漆の剥離止め、錆びた鉄釘の取り換え、縄索紐の新調
国指定重要文化財建長寺蘭溪道隆坐像	後補の漆の除去、欠損部の補足
国指定重要文化財正統院高峰顕日坐像	首柄や手首、衣部の欠失部分の補修、像内納入品の収納箱及び曲枿の新調
国指定重要文化財円覚寺伝法衣	解体、皺伸ばし、補強、仕立、卷子本の修理
国指定重要文化財円覚寺文書	補紙、裏打ち、保存箱の新調
国指定史跡鶴岡八幡宮境内	参道である段葛に植えられた桜・ツツジ及び参道両側の既存玉石の除去
国宝円覚寺舍利殿	消防設備等の整備（貯水槽の改修、消火栓の改修）
神奈川県指定重要文化財杉本寺観音堂	茅葺屋根の葺き替え
神奈川県指定有形民俗文化財鶴岡八幡宮神輿	解体、金具修理、漆塗り、彩色等
市指定有形文化財常楽寺山門	茅葺屋根の葺き替え
市指定有形文化財安国論寺出土の埋納品	破損した鉄製双耳壺の復元、保管ケースの新調
市指定有形文化財西方寺址石塔群	石塔の倒壊防止措置

また、毎年度4月1日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の日常的な維持管理に係る奨励金を交付しており、平成26年度の交付件数は187件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年2回消防設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財建造物を所有する28団体で構成されています。

## ●文化財の保護についての普及、啓発の推進

〈文化財課〉

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施しています。平成26年度は実施せず、平成27年度に向けた準備を進めました。

## ●市民団体による史跡案内

〈市民・事業者〉

NPO法人 鎌倉ガイド協会は、鎌倉及び鎌倉周辺を訪ねる人々や在住者に、史跡、文化財等の案内、解説をし、理解していただくことにより地域の魅力を伝え、観光の振興、文化の普及、社会教育及びまちづくりの推進に寄与することを目的として活動しています。

当協会は、協会が独自に企画して案内する「史跡めぐりガイド」、鎌倉近辺の観光ガイドを希望される方を対象として実施する「一般ガイド」、小中学校や旅行会社からの依頼により案内する「総務ガイド」を行っています。

平成26年度は「史跡めぐりガイド」は10,148名、「一般ガイド」は3,712名、「総務ガイド」は12,882名、合計では26,742名の方々のご案内をしました。

当協会では、会員を対象とした研修会を毎月開催して史跡や自然を学び、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境の保全・啓発に努めています。

また、鎌倉を訪れ、鎌倉観光をされる人々に古都鎌倉の良さや自然環境の大切さを伝えています。そのために、「ごみ」の持ち帰り、周りの生物を大切にす、周りの環境を壊さないようにする等の啓発を行っています。併せて活動中のゴミ拾い、花植えの協力、散策路の整備、大正時代から昭和初期に設置された史跡案内碑の清掃・リペイント、さらには歩行中の人や近隣の皆様、社寺等に迷惑のかからないようにするなど、環境に対する保全と啓発活動を行っています。

## (4) 世界遺産への登録

### ●世界遺産登録推進事業

〈歴史まちづくり推進担当〉

・再推薦・登録に向けた取組として、県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会において、平成26年度から平成28年度の3年間国内外の類似資産との比較研究を進めていくこととし、平成26年度は現地調査（国内4地域、中国の世界文化遺産3カ所）を実施しました。

・上記比較研究を進めるため、「鎌倉」文化遺産比較研究委員会を1回開催しました。

・神奈川県教育委員会と県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会との共催により、世界遺産登録啓発ポスター事業を実施しました。

### ●（仮称）鎌倉歴史文化交流センター設置事業

〈歴史まちづくり推進担当〉

・（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備基本計画に基づき、展示設計及び建物改修工事設計を実施しました。

・近隣自治会を対象として説明会を2回開催しました。

・扇ガ谷一丁目用地の既存建物を「博物館その他これらに類するもの」に改修するにあたり必要となる建築基準法の手続きとして、公聴会を開催し、鎌倉市建築審査会を経て、用途許可を取得しました。

### ●歴史的遺産と共生するまちづくり推進事業

〈歴史まちづくり推進担当〉

・歴史上価値の高い建造物及びその周辺市街地と、そこでの歴史・伝統を反映した人々の活動とが一体となって形成してきた、良好な市街地環境（歴史的風致）の維持向上に向けて、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を策定することとしました。

・（仮称）鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定にあたり、法を所管する国土交通省・文部科学省・農林水産省との協議を進めました。また、鎌倉市歴史的風致維持向上計画策定アドバイザー会議を開催し、鎌倉の歴史的風致についての検討を進めました。

## 第4章 良好な都市環境の創造

### 1 緑・水辺（目標の項目⑦）

目標：公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくりまします。

#### ◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に約188ha
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度(2015年度)に約12㎡

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、潤いと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、地球温暖化対策や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

また、県内の都市部ではヒートアイランドや地球温暖化の影響を受け気温上昇が見られます。豊かな緑と海に恵まれた本市においては、顕著な状況は現われていませんが、従来見られなかった南方系の昆虫が見られることがあります。

ヒートアイランド現象の緩和や地球温暖化の対策の一つとして鎌倉市の都市環境を穏やかなものにしていく丘陵の緑と海の重要性を考慮し、骨格的な丘陵の樹林地・三大緑地と海岸線及びその周辺の緑の保全は重要です。

平成26年度末、都市公園等の施設緑地の面積は101.11ha、1人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.84㎡です（都市計画決定しているが、未供用の都市公園約103haは除く）。

#### （1） 保全すべき緑地の確保

##### ●近郊緑地保全区域・特別保全地区の指定

＜都市計画課・みどり課・都市調整課＞

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)は、「首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること」を目的としています。平成26年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが国により指定され、このうち鎌倉市分は約294haです。また、本市域における近郊緑地保全区域のうち、枢要な部分を構成している約131haについては、「鎌倉近郊緑地特別保全地区」として県により指定（都市計画決定）されています。

## ●特別緑地保全地区の指定

<都市計画課・みどり課・都市調整課>

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に基づいて都市計画に定める地域地区です。平成26年度末現在、10地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目、天神山、手広・笛田、等覚寺、梶原五丁目)、面積約 48.8haを指定(都市計画決定)しています。

## ●確保緑地の適正整備事業

<みどり課>

特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある市有緑地を対象に、適正な管理行為としての間伐、除伐、倒木の処理などに取り組んでいます。平成26年度は、常盤山特別緑地保全地区にて適正整備事業を実施しました。

## ●緑地保全契約の締結等による保全の推進

<みどり課>

緑地保全契約は、鎌倉市緑地保全事業推進要綱に基づき、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、所有者の同意を得て締結するものです。緑地の所有者等に対しては、保全の支援のため、奨励金を交付しています。なお、平成26年度末現在の契約面積は約56.2haになります。

## ●保存樹木、保存樹林等の指定

<みどり課>

保存樹木・樹林制度は、鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するもので、所有者等の承諾を得て指定し、その保全の支援のため奨励金を交付しています。平成26年度末現在の保存樹木の指定は333本、保存樹林の指定は約266.6ha、保存生垣面積の指定は、約10,564㎡になります。

## ●緑地保全基金の充実

<みどり課>

「鎌倉市緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年3月条例第21号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年4月に設置されたものです。市費による積立て、運用利子の積立て、寄附金による積立てが歳入の原資となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出の内訳となります。平成26年度末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

平成26年度末までに約33.41haの緑地と約61.20haの公園用地を基金の処分により買い入れました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市費積立	運用利子積立	寄付金積立	基金処分	基金現在額
11,850,000,000	938,879,049	665,285,152	12,495,701,497	958,462,704



## ●保安林の指定

〈みどり課〉

森林法(昭和26年法律第249号)は「森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること」を目的としています。この法律に基づいて、平成26年度末現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約171ha(重複指定含む)の保安林が、国または県により指定されています。

## ●農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

〈産業振興課〉

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、「農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること」を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において47.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

## ●生産緑地地区の指定

〈都市計画課・産業振興課〉

生産緑地法(昭和49年法律第68号)では、「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること」を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成26年度末現在、136カ所、約17.1haが生産緑地地区として定められており、この地区においては、建築などの行為が規制されています。

## (2) 都市公園等の整備

### ●都市公園等の整備

〈公園課〉

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。平成26年度末で247カ所、合計面積101.11haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は5.84㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」などがあります。さらに、街区公園が233カ所(合計面積21.31ha)、都市緑地が7カ所(合計面積7.42ha)あります。このほか市が所有する緑地が104.40haあります。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
平成22年度	240	99.66	5.72
平成23年度	242	99.77	5.73
平成24年度	243	99.79	5.74
平成25年度	243	99.79	5.76
平成26年度	247	101.11	5.84

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりのある樹林地等について、平成15年12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年8月に（仮称）鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年7月に基本設計を策定しました。また平成17年6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に第一工区（約35.0ha）、平成25年4月に第二工区（約13.1ha）の事業認可を取得しました。

約48haの用地取得と平成25年度から二箇年度に渡る整備工事が完了したことから、平成27年4月より取得が完了した部分（約48ha）について開園しました。

今後は、鎌倉広町緑地の全面開園に向けて、残りの用地取得を進めながら、市民との協働により、田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の保全作業に取り組んでいます。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

## ●(仮称)山崎・台峯緑地の保全

＜公園課＞

平成18年7月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成19年6月に基本計画を、同年12月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園(風致公園)の都市計画については、平成19年11月に都市計画の変更決定、平成20年1月に事業認可を取得、事業に着手し、用地取得を進めています。



写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

## ●開発事業等における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保

＜道水路管理課＞

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号)では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように努めなければならない』)とされています。この制度は平成8年1月から施行されており、平成26年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に67カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約1,927㎡の「まちづくり空地」が確保されています。なお、平成26年度における鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づく「まちづくり空地」の設置実績は、ありませんでした。

## (3) 緑化の推進

### ●風致地区・開発事業区域内での緑化

＜都市調整課・みどり課＞

鎌倉市風致地区条例、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、風致地区内行為許可申請、開発許可申請等に当たり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしています。平成26年度の緑化指導の件数は75件です。

## ●接道緑化の奨励

〈みどり課〉

まち並みのみどりの奨励事業では、鎌倉市まち並みのみどりの奨励事業補助金交付要綱（昭和55年告示第6号）に基づき、敷地の接道部分に生け垣を設置し、又は樹木を植栽する人に対し、その費用の一部を補助するものです。平成26年度は表4-3のとおり10件、距離にして145.1mの接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして16,238.9mに達しており、緑豊かなまち並みの景観の創造に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

年 度	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
		総 延 長	道 路 面	
平成22年度	17	208.2	192.6	637
平成23年度	17	176.2	161.4	534
平成24年度	25	310.3	281.7	746
平成25年度	8	87.0	70.9	239
平成26年度	10	145.1	136.7	354
累 計	1,276	24,272.8	16,238.9	66,668

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和55年度～平成12年6月)」の実績が含まれています。

## ●公園、道路などの公共用地の緑化

〈施設管理者〉

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和47年度からの実績は、延べ172施設、延べ113,296本となっています。

## (4) 市民との連携の推進

### ●トラスト運動「鎌倉風致保存会」との連携

〈市民・事業者〉〈みどり課〉

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機ともなった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「公益財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には平成26年度末で412人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成26年度には、日本のナショナル・トラスト発祥の地となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保全活動を行いました。この他、「みどりのボランティア」体験など、44回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和58年3月条例第27号)により、毎年寄附を受け入れています。平成26年度に寄せられた寄附金220千円を基金に積み立て、同額を基金から公益財団法人鎌倉風致保存会に寄附しています。昭和58年度から平成26年度までの寄付金積立額(市費積立、運用利子積立を除く)の累計は181,271,911円です。

### ●鎌倉市緑化まつりの開催

〈市民・事業者〉〈みどり課〉

平成26年11月2日(日)、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区及び鶴岡八幡宮境内において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及を図ることを目的として、市と緑化関係団体で構成する鎌倉市緑化まつり実行委員会との共催による「第26回鎌倉市緑化まつり」を開催しました。

## (5) 公園・緑地等の管理

### ●樹林管理事業による樹林の維持管理への支援

〈公園課〉

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成26年度は、佐助・御成地区で行いました。

## (6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

### ●クリーンアップかまくらー海・まちーの実施

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら2014ー海・まち」として市内一斉清掃を行いました。当日は午前10時から11時まで清掃活動を行い、自治・町内会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表4-4のとおりです。

表4-4 クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	5月 6日 (祝)「海の部」	1,261人	4,242kg
	5月25日 (日)「まちの部」	425人	1,840kg
秋 季	9月23日 (祝)「海の部」	1,386人	4,181kg
	9月28日 (日)「まちの部」	339人	970kg

### ●道路、河川などの清掃

〈作業センター〉

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式により清掃しています。この清掃実績は表4-5のとおりです。

表4-5 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川数	清掃距離(m)	清掃河川数	清掃距離(m)
平成22年度	31	22,962	18	3,975
平成23年度	29	21,795	23	5,860
平成24年度	39	26,640	15	2,795
平成25年度	33	22,758	15	2,465
平成26年度	51	28,080	20	1,770

※平成19年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

●海岸清掃

＜環境保全課＞

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、県及び相模湾沿岸自治体(8市5町)を中心に企業・団体等の参画を得て、平成3年4月1日に(公財)かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表4-6のとおりです。

表 4-6 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況 単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
平成23年度	281	20	3,862	4,163
平成24年度	284	16	4,164	4,464
平成25年度	231	29	3,376	3,636
平成26年度	238	21	2,310	2,569

●河川維持管理協力団体による河川清掃

＜市民・事業者＞＜道水路管理課＞

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長の委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。平成26年度に活動した団体と河川名は表4-7のとおりです。

表 4-7 維持管理協力団体

協力団体名	委嘱河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
関谷川を守る会	関谷川

## 2 景観（目標の項目⑧）

目標：豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。

### ◆目標達成するための指標

景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成27年度(2015年度)までに4地区
市民・NPOによる景観形成組織の育成	平成27年度(2015年度)までに2組織
違反屋外広告物の除却	屋外広告物法に基づく未申請物件数をゼロ (平成27年度(2015年度)までに87件以下)
風致地区の指定拡大	指定拡大

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に鎌倉市都市景観条例を制定しました。

その後、平成16年6月の景観法制定を受け、**平成19年1月に市全域を対象とした景観計画の策定**、都市景観条例を改正・施行し、これまでの景観施策に法的根拠を持たせました。さらに平成20年3月には鎌倉駅及び北鎌倉を中心とした市街地約232haを景観地区に指定しました。

**平成26年度末、景観形成の詳細なルールを定めている地区は4地区、市民・NPOによる景観形成組織の育成については、市民活動の支援を行いながら検討しています。**

違反屋外広告物の除却件数は146件でした。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

### (1) 良好な都市景観形成の誘導

#### ●景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

<都市景観課>

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-8のとおりです。

表 4-8 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	平成10年7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で快適な歩行空間づくり</li> <li>・魅力的な建物づくり</li> <li>・品のあるにぎわいの演出</li> <li>・歴史的資産の保全と活用</li> </ul>
		平成13年8月1日	
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	平成11年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりある住宅地環境の維持、向上</li> <li>・建築物の色彩配慮</li> <li>・建物用途の混在防止</li> <li>・敷地内及び接道部の緑化</li> <li>・広告物等や自動販売機の制限</li> </ul>
		平成12年3月15日	
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区 ※	平成14年4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物色彩の周囲との調和</li> <li>・オープンスペースや敷地内の緑化</li> <li>・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮</li> <li>・広告物の周辺との調和</li> </ul>
		平成14年7月15日	
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	平成17年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわいの演出</li> <li>・歴史的資産の保全と活用</li> <li>・広告物の周辺との調和</li> <li>・安全で快適な歩行空間の確保</li> </ul>
		平成18年11月7日	

※印のある地区は、平成19年1月1日から、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

●景観法に基づく届出制度

＜都市景観課＞

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成26年度の届出状況は、表4-9のとおりです。

表 4-9 景観法に基づく届出状況

種別	内容	件数
宅地開発	300㎡以上の土地の区画形質変更など	74
建築物	共同住宅、商業ビルの新築など	62
工作物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	279

●景観地区における建築物の認定制度

＜都市景観課＞

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成26年度の申請件数は135件です。



## ●風致地区の指定

＜都市計画課・都市調整課＞

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、「都市の風致を維持すること」を目的としています。平成26年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

## ●良好な屋外広告景観の形成

＜都市景観課＞

良好な屋外広告景観の形成を図るため、市では平成11年4月から、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除却について県から事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成26年度の屋外広告物の許可物件数は3,096件、違反屋外広告物除却件数は、146件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

## ●景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

＜都市景観課＞

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ寺社仏閣の他に、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-10のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-10 景観重要建築物等一覧

指定No	建築物の名称	所在地	指定年月	備考
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	長谷	平成2年10月	公共施設
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	—	平成2年12月	住宅
第3号	篠田邸(旧村田邸)	由比ガ浜	平成3年3月	住宅
第4号	寸松堂	笹目町	平成4年2月	店舗併用
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成4年3月	教会
第6号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成4年3月	教育施設
第7号	かいひん荘 鎌倉	由比ガ浜	平成4年8月	ホテル
第8号	石川邸(旧里見葎邸)	西御門	平成6年2月	住宅
第9号	平成15年指定解除	—	—	—
第10号	川合邸	—	平成7年1月	住宅
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小町	平成7年1月	教会
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	長谷	平成7年1月	公共施設

第13号	白日堂	長 谷	平成8年3月	店舗併用
第14号	小池邸	大 船	平成8年3月	住 宅
第15号	石島邸	雪 ノ 下	平成9年3月	住 宅
第16号	旧安保小児科医院	御 成 町	平成9年3月	事務所
第17号	高野邸	扇 ガ 谷	平成10年4月	住 宅
第18号	村上邸	—	平成11年12月	住 宅
第19号	旅館対僊閣	長 谷	平成12年10月	旅 館
第20号	笹野邸	佐 助	平成13年1月	住 宅
第21号	のり真安齋商店	長 谷	平成13年5月	店舗併用
第22号	三河屋本店	雪 ノ 下	平成14年4月	店舗併用
第23号	東勝寺橋	小 町	平成14年4月	橋 梁
第24号	榎亭	鎌 倉 山	平成15年3月	店 舗
第25号	湯浅物産館	雪 ノ 下	平成15年3月	店舗併用
第26号	ホテル ニューカマクラ	御 成 町	平成16年3月	ホ テ ル
第27号	去来庵	山 ノ 内	平成16年3月	店 舗
第28号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成18年4月	住 宅
第29号	旧華頂宮邸	浄 明 寺	平成18年4月	公共施設
第30号	野尻邸（旧大佛次郎茶亭）	雪 ノ 下	平成21年3月	住 宅
第31号	加賀谷邸	長 谷	平成21年3月	住 宅
第32号	成瀬家住宅	手 広	平成21年9月	住 宅
第33号	極楽洞	極 楽 寺	平成22年11月	坑 門

●景観重要建造物の保存・活用(都市景観資源)

<都市景観課>

景観重要建造物とは、景観法に基づく制度で、地域の景観上重要な建造物を市長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核としてその維持、保全及び継承を図るものです。平成22年9月1日に、表4-11のとおり旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）を「景観重要建造物」に指定しました。

表 4-11 景観重要建造物一覧

第1号	旧川喜多邸別邸（旧和辻邸）	雪 ノ 下	平成22年9月	公共施設
-----	---------------	-------	---------	------

## (2) 都市景観形成事業の推進

### ●電線類の地中化

<道路課>

小町通りの電線類の地中化事業については、平成19年度に工事に着手し、平成21年度には全延長の内、駅前広場側の不二家前から瀬戸橋までの約70メートル区間が、景観舗装を含めて完成しました。

残りの瀬戸橋から鉄の井までの約530メートル区間についても、平成24年度に電線類地中化工事が完成しました。

平成25年度には景観舗装工事が完成し、すべての事業が完了しました。

### ●砂押川プロムナードにおける桜の保全再生

<再開発課>

砂押川沿いでは、市民と協働のもと美しい桜並木を守り伝えていくため、プロムナードの桜の保全再生に向けた「砂押川桜保全再生計画」を策定し、樹勢回復治療等の取組を積極的に進めています。

## (3) 市民、事業者への啓発、支援

### ●景観づくり賞の実施

<都市景観課>

景観づくり賞は、都市景観の形成に貢献したと認められる者及び団体を表彰する制度です。これを広く紹介することにより、景観づくりへの市民の意識を高めるとともに、景観づくりに関する市民相互の連携を深めることを目的としています。

第5回景観づくり賞のテーマを「古い建物を活かした鎌倉の暮らし」とし、平成24年10月から募集を行い、平成25年12月に景観づくり賞5件を決定しました。また、平成26年3月に表彰イベントを実施しました。

なお、受賞物件の選考は、市民により構成される鎌倉市景観形成推進委員（第3期）が行いました。

### 3 美化（目標の項目⑨）

目標：住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。

#### ◆目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	平成27年度(2015年度)に95%以上
自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	平成27年度(2015年度)に100%
まち美化推進重点区域	平成27年度(2015年度)までに6区域
アダプト・プログラムの実施地区	平成27年度(2015年度)までに5地区

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。そこで、平成13年3月に鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例（平成13年3月条例第24号）が制定されて以来、市ではまち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、市内一斉清掃などを実施して、まち美化啓発に努めています。また、散乱ごみの中でも特にたばこの吸い殻が目につくため、平成17年度から路上喫煙に対するマナーアップのための路上禁煙指導を実施していましたが、改善が見られないため平成20年9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例（平成20年9月条例第9号）が制定されました。

平成26年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は92%（平成25年度実施）、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は63%、まち美化推進重点区域は4区域、アダプト・プログラムの実施地区は9地区です。

#### （1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

##### ●ごみの散乱防止

＜環境保全課＞

市民と行政が協働してごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指した鎌倉市みなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例に基づき、ごみの散乱のない環境をつくる仕組として、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成24年度からは平成27年までを計画期間とする第3次まち美化行動計画に基づいて、さらにまちの美化を推進しています。

##### ●路上喫煙の防止

＜環境保全課＞

路上喫煙による市民等の身体・財産の被害やたばこの吸い殻の散乱、さらに、たばこの煙やにおいによる不快感等を防止し、快適な生活環境を保持することを目的として鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例が制定されました。この条例では市内の屋外の公共の場所で喫煙しないよう努めるとともに、路上喫煙禁止区域（鎌倉駅・大船駅周辺の人通りの多い区域）を指定し、そこでの路上喫煙を禁止しています。

●ごみ持ち帰りの啓発と観光ごみの削減

<環境保全課>

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りの呼びかけを掲載し、観光客等に啓発。平成7年6月に観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ヶ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月には、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所、平成21年11月に大船駅西口に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。観光ごみの収集量は、表4-12のとおりです。なお、大船駅西口はJR大船駅の耐震工事に伴い平成26年3月に撤去しました。ごみの持ち帰り及びまちの美化を促進するため、まち美化推進協議会の協議を経て、由比ヶ浜海岸石碑広場は平成26年4月、鎌倉駅東口・西口、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の5箇所についても平成27年3月に全て撤去しました。

表 4-12 観光ごみの収集量

	観光客	観光ごみ収集量
平成23年度	1,811万人	66,490kg
平成24年度	1,974万人	70,357kg
平成25年度	2,308万人	73,713kg
平成26年度	2,196万人	52,179kg

●不法投棄の防止

<環境保全課>

鎌倉市廃棄物の不法投棄の防止に関する条例（昭和47年10月条例第24号）に基づいて市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地(空地等)へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、日頃から周囲を清潔に保つなど不法投棄されないよう指導しています。

表 4-13 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用

鉄くず・廃棄プラスチック・タイヤ	合計
6m <sup>3</sup>	73,200 円
	73,200 円

表 4-14 家電4品不法投棄物処理状況と費用

エアコン		テレビ		冷蔵庫		洗濯機等	
0台	0円	26台	56,376 円	3台	16,086 円	0台	0円
				2品	合計	29 台	合計
							72,462 円

表 4-15 不法投棄物処理件数

	鎌倉地区	大船地区	合計
平成22年度	39件	75件	114件
平成23年度	40件	62件	102件
平成24年度	25件	43件	68件
平成25年度	13件	33件	46件
平成26年度	24件	37件	61件

## ●落書きの防止

<環境保全課>

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年12月に鎌倉市落書き防止条例（平成16年12月条例第9号）が制定され、平成17年4月から施行されました。

その後、平成24年度から27年度までを計画期間とする「第2次落書きのないまちづくり行動計画」に基づいて、落書きの発見・通報の呼びかけや消去依頼など落書きの防止策に取り組んでいます。

平成26年度には、通報などにより、593件593箇所の落書き（貼紙含む）が発見され、管理者及び市民活動団体の協力等により593箇所の落書きが消去されました。



写真4-3 市内の落書き状況

## (2) 美化活動の実施

### ●まち美化統一クリーンデーの実施

〈環境保全課〉

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成26年度の実施団体数は117団体で、これらの団体には、表4-16のとおり奨励金を交付しています。

表 4-16 奨励金交付状況

年度	実施団体数
平成23年度	113
平成24年度	111
平成25年度	118
平成26年度	117

### ●あき地の適正管理

〈環境保全課〉

鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年10月条例第23号)に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者又は管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-17のとおりです。

表 4-17 あき地の調査状況

単位：件

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
調査件数	410	366	364	352
指導件数	194	229	230	181

### ●愛護会による公園や街路樹の清掃

〈市民・事業者〉〈公園課〉

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成26年度に活動した団体数と箇所数は表4-18のとおりです。

表 4-18 愛護会による清掃実績

種類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	92	155
街路樹愛護会	21	37

## ●アダプト・プログラム

〈市民・事業者〉〈環境保全課〉

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を平成12年10月から実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうという制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードを設置し、清掃活動に必要な用具等を提供しています。

表 4-19 アダプト・プログラム実施団体一覧

実施団体名	実施場所	発足年月日
ロジマンクリーン ファイターズ	フラワーセンター付近市道	平成14年7月20日
常盤道普請の会	長谷隧道付近市道	平成18年11月1日
玉縄城址まちづくり会議	玉縄 七曲坂	平成19年10月1日
腰越まちづくり市民懇話会	神戸川・二又川	平成20年5月1日
グリーンバード鎌倉	若宮大路	平成21年4月1日
かまくら緑の会	若宮大路	平成22年2月1日
トレイルランニングクラブ TRAIL GUMPS	天園ハイキングコース等	平成22年10月1日
東御門ボランティアグループ	西御門	平成23年1月1日
三菱電機株式会社電子システム 事業本部鎌倉地区	三菱電機株式会社鎌倉製作所周辺	平成23年3月1日



写真 4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子



## 第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

### 1 生態系の保全（目標の項目⑩）

目標：さまざまな生物とともに生きられるよう、貴重種をはじめ市内に生息・生育する野生動植物の保全に努めます。

#### ◆目標達成するための指標

野生動植物の生態調査・研究の推進  
生態系の保全体制の整備

野生生物が急速に地球上から姿を消しはじめています。その理由は、都市開発や森林開発で棲みかが奪われたり、生活排水やその他の原因で生息環境が汚染されたりと様々な理由が考えられますが、どの理由にも共通するのは人間の活動が彼らの生命を脅かしていることです。生態系は植物、動物、微生物及びそれらを取り巻く土壌、水、空気などの微妙なバランスから成り立っており、このバランスが崩れると生物の種類数や個体数にも影響がでできます。人もこの生態系の中に組み込まれており、生態系の保持は重要な課題となっています。

鎌倉市では、緑化推進専門委員が、鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、自然環境のモニタリングを実施し、市民団体等と協働して生態系の保全体制の整備に努めています。

#### （1） 緑地の保全のための市内に生息・生育する野生動植物に関する調査・研究、情報の収集

##### ●鎌倉市自然環境調査

〈みどり課〉

鎌倉市緑の基本計画で保全対象に位置づけた市内22箇所の緑地を対象に、平成12年度から14年度にかけて、その実態を把握するための自然環境調査を実施しました。

この調査の結果は、平成15年3月に報告書にまとめられ、その概要は表5-1（22地区の位置図は図5-1）のとおりで、概要版を作成し、市内の小中学校に配布するとともにホームページで公開しています。

また、平成26年度末現在で、22箇所の緑地のうち14箇所の全部又は一部の緑地が特別緑地保全地区等の法制度の適用及び都市公園としての整備により保全されています。

表 5-1 鎌倉市自然環境調査結果概要

※地区名は調査時の調査対象地区名です。

調査対象地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
関谷公園 約2.90ha	69科138種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：17科25種 爬虫類：カナヘビ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：79科201種 底生動物：13科16種	関谷公園は、湧水の水質は良く、周辺自然環境も豊かです。一部に水を溜めるなど、湿地の再活用を検討することで、動物生息空間としての価値が、さらに高まる可能性があります。

調査対象地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
城廻地区 約4.5ha	66科166種	哺乳類：モグラ他3科3種 鳥類：17科24種 爬虫類：ヒバカリ1科1種 両生類：ニホンヒキガエル、アマガエル、 ニホンアカガエル3科3種 昆虫類：77科152種 魚類：1科1種 底生動物：12科14種	城廻地区の水質は悪化の傾向にあります。周辺が住宅地に囲まれており、生活排水等が流入していると推察されます。しかし、池周辺では、カワセミの繁殖の可能性もある他、コガモ、アオサギが飛来するなど、人があまり訪れない池に水鳥が集まっているようであり、適切な管理をしながら、維持していくことが望まれます。
玉縄城址地区 約3.56ha	55科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：18科22種 爬虫類：アオダイショウ1科1種 昆虫類：61科121種	玉縄城址地区、植木地区は、周辺の開発により、林縁部が増大し、林床にアズマネザサが密生する場所が多くあります。玉縄城址地区、植木地区は単独緑地としてではなく、龍宝寺などの周辺緑地と一体として扱い、保全していくことが重要です。なお、市民からの情報では、植木周辺でフクロウが数年前に巣をつくっていたということです。
植木地区 約4.60ha	46科86種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：55科114種	
龍宝寺地区 約13.31ha	62科129種	哺乳類：ヒミズ、モグラ他2科3種 鳥類：15科20種 昆虫類：65科151種	龍宝寺地区は、寺の裏山に当たる部分で、比較的まとまりのある緑地となっています。平地部分は住宅地や神社仏閣が、尾根部分には学校が建設されており、複雑な地形をした斜面林が帯状に伸びています。面積が大きい割に種数はあまり多くありません。しかし、岡本地区、観音山地区、城廻地区、玉縄城址地区、植木地区と隣接し、かつその中央に位置していて、各緑地をつなぐ位置にあるので重要です。これらの緑地は一体として扱い、その連続性に注意して保全することが重要です。特に龍宝寺はその中心として、また、緑地同士をつなぐ回廊として保全していくと効果的です。
岡本地区 約5.19ha	45科80種	哺乳類：2科2種 鳥類：11科14種 昆虫類：35科80種	岡本地区及び観音山地区の平地部分はほとんど開発されてしまい、丘陵部分に島状にある緑地です。龍宝寺などの周辺緑地と一体として捉え、保全していくことが重要です。
観音山地区 約2.55ha	50科98種	哺乳類：アカネズミ他2科2種 鳥類：18科23種 昆虫類：48科96種	

調査対象地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
岩瀬地区 約15.62ha	94科270種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、タヌキ 他5科5種 鳥類：17科26種 爬虫類：3科4種 両生類：ニホンヒキガエル1科1種 昆虫類：85科226種 底生動物：9科10種	岩瀬地区は関東ローム層が堆積し、耕作に適しています。スギ、ヒノキ植林、竹林、アカマツ植林、クヌギ植林、オニシバリーコナラ群集などが生育し、一部畑作が行われています。樹林は今も管理がなされています。また、東側（横浜市側）及び南側に緑地が続いているので、比較的多くの哺乳類が確認されて、市民からニホンザルを見たとの情報も寄せられております。岩瀬地区の周辺は、湧水が豊富で多数の井戸があります。
貞宗寺地区 約4.91ha	46科88種	哺乳類：モグラ、タヌキ他3科3種 鳥類：オオタカ、チョウゲンボウ、フクロウ他17科26種 昆虫類：44科84種	貞宗寺地区では、複数の猛禽類の飛翔が確認されました。あまり大きな緑地ではありませんが、鳥類にとって比較的良好な自然環境が維持されているものと考えられます。
天神山地区 約5.42ha	63科126種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：56科115種	天神山地区は、丘陵部分に島状にある緑地で、確認種はあまり多くありませんが、面積が比較的に大きく、市民からの情報では、渡り鳥の中継緑地として使われているとのこと、動物の移動経路として重要です。
六国見山森林公園 約9.74ha	65科145種	哺乳類：モグラ、ノウサギ、アカネズミ他4科4種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：51科131種	六国見山森林公園の北側は住宅地となっており、急な斜面には植木類が植栽されています。西側、南側の緑地は割合広く、緑地が連続していますので、中型哺乳類のノウサギが生息しています。公園西側、南側は今回の調査の対象外ですが、市民からの情報では野草の種類は多いそうです。また、六国見山周辺は、秋期、タカの渡りの重要な休息所となっています。
上町屋地区 約1.66ha	60科125種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：13科19種 昆虫類：31科78種	上町屋地区は、住宅地に囲まれた小面積の斜面で、大部分が針葉樹の植林となっていて、生物相も単純です。しかし、この緑地も動物の移動には重要なので、緑地の質を高め、周辺緑地との連続性を高めるような整備を行うことが重要です。

調査対象地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
昌清院地区 約1.02ha	70科136種	哺乳類：1科1種 鳥類：17科21種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ2科2種 昆虫類：53科106種 魚類：1科1種 底生生物：7科7種	昌清院地区は社寺林で、ため池があり、鎌倉中央公園（台峯）と連続しています。そのため、面積は小さいですが、比較的多くの動物種が確認されました。昌清院のため池には、枯木が倒れ込み、落ち葉が底に堆積し、水深が浅くなっています。
鎌倉中央公園 （台峯） 約36.69ha	104科361種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：フクロウ他21科38種 爬虫類：4科6種 両生類：4科6種 昆虫類：127科453種 魚類：モツゴ、ホトケドジョウ、 クロヨシノボリ他3科3種 底生生物：25科30種	鎌倉中央公園（台峯）は、全体的に確認個体数が多く、特に爬虫類、両生類は多く確認されました。鎌倉中央公園（台峯）は、他地区と比べて面積が大きく、そのうえ尾根と谷が織りなす変化に富んだ自然環境が形成され、湧水、ため池、湿地、素ぼりの水路など、多様な水系が存在し、立地に特有な植生も保たれていて、動物にとっては良好な生息環境が維持されていると言えます。
等覚寺地区 約2.73ha	76科157種	哺乳類：1科1種 鳥類：16科20種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：46科98種	等覚寺地区、寺分一丁目地区は、丘陵部が島状に残された小面積の樹林地で、確認種も少ない状況です。住宅地を挟んで隣接する両者を一体として考え、効果的な保全を行う必要があります。
寺分一丁目地区 約2.45ha	60科119種	哺乳類：モグラ他2科2種 鳥類：14科17種 爬虫類：ヤモリ、トカゲ、 カナヘビ3科3種 昆虫類：43科93種	
手広地区 約15.40ha	75科179種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他5科5種 鳥類：フクロウ他22科36種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 シマヘビ3科3種 両生類：3科5種 昆虫類：130科485種 魚類：3科4種 底生動物：21科24種	手広地区は企業の敷地内であり、一般の立ち入りが制限されているため、動物にとって静かで好適な環境が保たれています。また、藤沢市との境に位置し、藤沢市側に川名緑地、新林公園と緑地が広がっており、比較的良好な環境が維持されているものと思われます。藤沢市側の緑地と一体として扱い、一般の立ち入りを制限して保全することが、より効果的であると考えられます。

調査対象地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
青蓮寺地区 約1.44ha	64科129種	哺乳類：モグラ、アカネズミ、 タヌキ他4科4種 鳥類：15科18種 爬虫類：トカゲ1科1種 昆虫類：59科110種	青蓮寺地区は、常緑広葉樹の自然林が生育する社寺林でいわゆる鎮守の森です。面積は小さいもののタヌキの糞が確認されるなど、比較的多様な動物が観察されました。青蓮寺地区は、手広・笛田地区から連なる緑地と道路を隔てて隣接しており、さらに住宅地や学校が間にあるものの、手広地区と比較的近くに位置します。これらの緑地間を行き来できるので、タヌキのような中型哺乳類の生息が可能になっていると考えられます。
手広・笛田地区 約7.06ha	66科141種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：チョウゲンボウ 他19科28種 爬虫類：トカゲ1科1種 両生類：アマガエル1科1種 昆虫類：75科180種	手広・笛田地区の南西には畑が広がり、東側には住宅を挟んで、水田が広がっています。緑地全体としては、道路による分断はあるものの、鎌倉山へと連なり、帯状にかなりの広がりを持っています。この緑地の広がり、周辺にある耕作地との連続性を考慮に入れ保全していけば、生物相がより豊かになると考えられます。
常盤山地区 約21.60ha	80科206種	哺乳類：モグラ、アカネズミ 他3科3種 鳥類：15科22種 爬虫類：トカゲ、カナヘビ、 ジムグリ3科3種 昆虫類：68科185種	常盤山地区の植物は、関東地方を北限とするカラタチバナやカゴノキ等が確認され、温暖な気候下の植物相の特徴を表している一方で、関東地方を南限とするツクバトリカブトも多く確認されました。また、サルシナが確認されましたが、市民からの情報によると市域西部には大変少ないとのこと。さらに、昔は、フクロウの巣があったという市民情報も得られました。
広町地区 約59.05ha	101科404種	哺乳類：ノウサギ、カヤネズミ、 タヌキ他6科7種 鳥類：オオタカ、ノスリ、フクロウ 他21科38種 爬虫類：カナヘビ、アオダイショウ、 ヤマカガシ2科3種 両生類：4科5種 昆虫類：122科462種 魚類：ホトケドジョウ、 シマヨシノボリ2科2種 底生動物：29科38種	広町地区は、22地区で一番広い緑地で、緑地内に複数の谷戸が存在し、多様な水辺環境が形成されていました。そのため、多くの種が確認されました。しかし、一部の谷戸では乾燥化が進行しており、その対策が急がれます。広町地区は鎌倉市西部地域を代表する緑地の中心として保全していくことが重要です。

調査対象地区名 面積	調査確認数		特記事項
	植物	動物	
小動岬地区 約0.83ha	35科62種	哺乳類：イタチ他2科2種 鳥類：15科20種 昆虫類：35科74種	小動岬地区は22地区中唯一、海からの風を直接受ける地区で、海岸地区特有のイソギクハチジョウススキ群集やマサキトベラ群集が生育していました。他では生育しない海岸植物も多く確認されました。また、ユリカモメ、ウミネコなど、海岸に特有のカモメ類も確認されました。市民からは、アオバトが時々休憩しているとの情報が得られました。

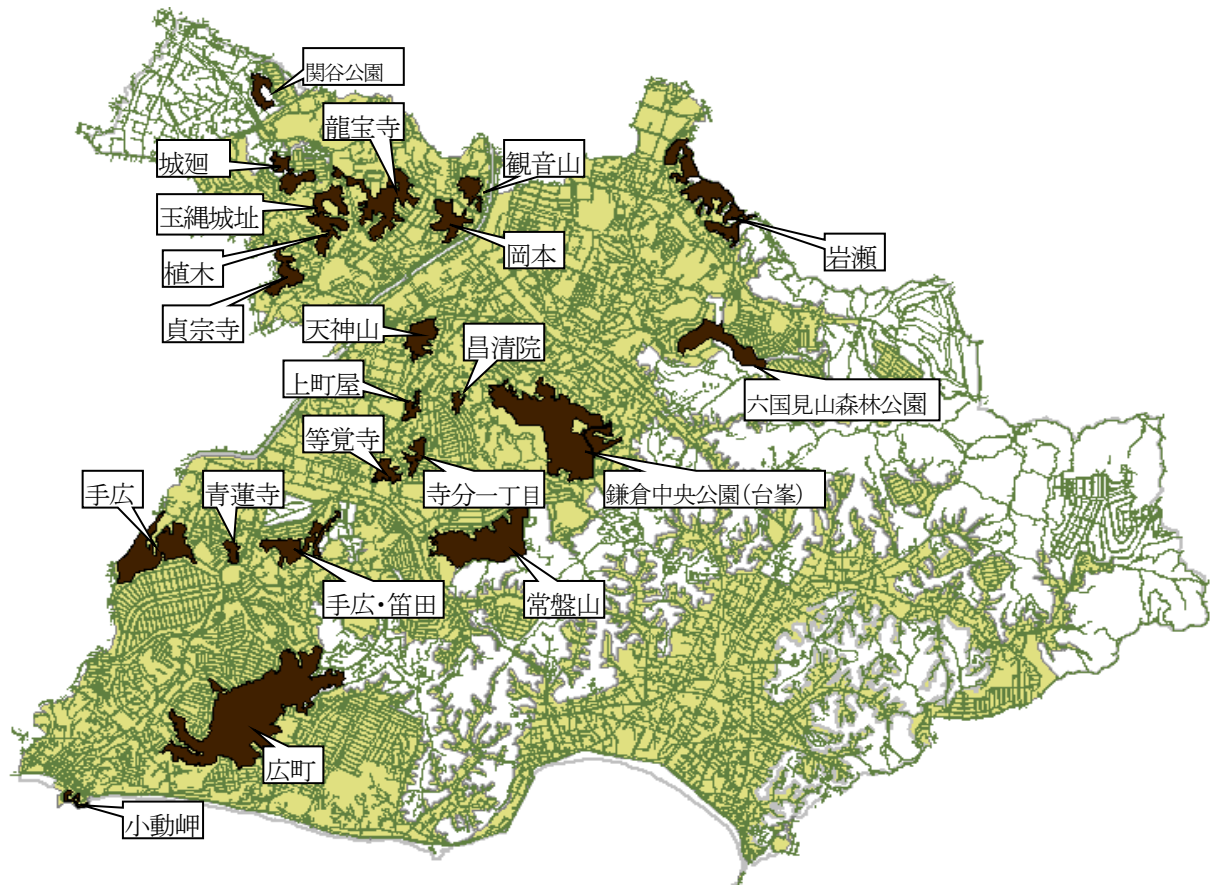


図 5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図

## (2) 野生動植物の保全

### ●天然記念物の樹木の保護

<文化財課>

市では鎌倉市文化財保護条例等によって天然記念物の樹木等を保護しています。  
鎌倉市指定の天然記念物としては、鶴岡八幡宮や建長寺のビャクシンなど32件があります。

### ●傷病野生動物の保護

<環境保全課>

傷病野生鳥獣の保護については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法第88号）に基づき県が策定する鳥獣保護事業計画の一つの施策事業として位置づけられています。

市では、平成4年度から傷病野生鳥獣の保護を行っており、治療等を必要とする野生鳥獣を横浜市立金沢動物園内にある動物病院に搬送しています。

平成26年度の実績は表5-2、表5-3のとおりです。

表 5-2 傷病野生鳥獣保護通報実績

	種類	通報内容及び件数				合計
		病気	傷害	幼鳥獣	その他	
鳥類	15	0	21	3	2	26
獣類	3	18	0	0	2	20
その他	1	0	0	0	1	1
合計	19	18	21	3	5	47

表 5-3 傷病野生鳥獣保護処理実績

	種類	処理内容及び個体数					合計
		搬送	放野	死亡	指導	その他	
鳥類	15	8	14	4	0	0	26
獣類	3	13	7	0	0	0	20
その他	1	0	1	0	0	0	1
合計	19	21	22	4	0	0	47

### ●鎌倉メダカ

<環境保全課>

環境省の絶滅危惧種に指定されたメダカは、市内では昭和60年頃に滑川の源流近くで生息していることが観察されて以来、確認できない状況でした。その後、佐助在住の方が昭和40年代前半頃、滑川支流近くの水田で採取した「鎌倉メダカ」を大切に育てていることがわかりました。

市ではこの鎌倉メダカ55匹を平成11年8月に譲り受け、市役所敷地内の池で繁殖させ、平成26年度までに、市内の小中学校等に合計1,220匹を配布し、育てています。また、鎌倉自主探鳥会グループでは、飼育環境等の条件を満たせば、希望する市民の方にも配布し、里親になってもらっています。

メダカは河川の水系ごとに「しりびれ」の軟条数の遺伝的な差異が見られます。滑川水系のメダカの軟条数は17.30本で、他市の水系に棲息するメダカとは軟条数が異なるため、「鎌倉メダカ」（写真5-1）と呼ばれています。



写真 5-1 鎌倉メダカ

●特定外来生物対策

＜環境保全課＞

台湾リスやアライグマなどの特定外来生物は、その繁殖力の高さなどから生息域を拡大し、生態系等に重大な影響を与えると懸念されています。このため、市では平成21年4月「鎌倉市クリハラリス(台湾リス)防除実施計画」を策定、また、県においても平成18年4月に「神奈川県アライグマ防除実施計画」を策定し、生態系の保全や生活被害の軽減を図るため、「個体数の削減」等为目标に取り組んでいます。市が主体となり、生活被害に遭った市民を中心に自治町内会等にも呼びかけ、捕獲などを実施しています。また、三浦半島全域に生息範囲を拡大していることから近隣市町と連携して広域的な取組も行っています。平成26年度の市内の有害鳥獣捕獲数は、台湾リス750頭、アライグマ135頭、ハクビシン105頭です。

### (3) 野生動植物の生息・生育に重要な場所（ビオトープ）の保全

●ビオトープ

＜市民・事業者＞＜環境保全課＞

ビオトープとは、ドイツ語で、野生の生き物たちが互いに関係を持って暮らしていける空間を指します。本来は幅広い自然生態系のことを指しますが、ここでは人の手で作り出されたものについて記します。

市では、環境教育を目的に平成13年市役所に隣接する御成小学校の児童とともに市庁舎前の池をビオトープとして整備しました。

現在、西鎌倉小学校・鎌倉女子大大船キャンパス・鎌倉女学院の3校においてビオトープが完成しています。



写真 5-2 鎌倉市役所



## (4) 生物の多様性を高めるエコアップ

### ●エコアップ活動

〈市民・事業者〉

生態系を健全に保持するには、第4章で述べられているような都市公園等の整備をはじめとした緑地の確保・保全が大切な条件となってきます。また、下水道の普及による河川の浄化も不可欠なものです。さらに、開発や災害等で失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積の中により多くの野生生物が生息できるよう、生息環境の向上と多様化を図る「エコアップ」にも取り組む必要があります。市内では様々な市民団体が、表5-4のとおり公園や河川などにおいて野生生物の生息環境を整えるなどの活動を行っています。

表 5-4 市内におけるエコアップの活動事例

場 所	目 的 と 作 業 内 容 の 例
源氏山公園	公園のオーバーユースによる野鳥生息地の荒廃を防ぎ、貴重な植物の保護を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・野鳥誘致施設の水場の清掃・管理</li> <li>・林内の下草刈りの制限等により、生息環境の多様化を図ると共に、アオゲラ・フクロウなどの営巣している木の保全など</li> </ul>
佐助稲荷	谷戸環境の保全と復活したゲンジボタルの生息環境の保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水源環境の保全と流れの維持管理</li> <li>・水路周辺の草を間引き、開水面を確保することにより、トンボ類の産卵場所を確保</li> </ul>
鎌倉中央公園	公園の整備に伴う生息環境の変化の影響を受けやすい動植物をできるだけ保全する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・カエル類の産卵用に湿地を整備</li> <li>・池や湿地の水質・水位の管理</li> <li>・トンボ類の産卵場所を確保するために草を間引く。</li> <li>・公園内で採種した種子から育てた野草の苗を植え、保護増殖させる。</li> <li>・間伐や下草刈りによる雑木林の保全</li> <li>・各調整池や湿生花園の取水口の清掃</li> <li>・特定外来種のブルーギル等の駆除</li> </ul>
佐 助 川	二面護岸された川の水生生物の生息環境の多様化を図り、ヨシノボリの遡上数とモクズガニの生息数を増やす。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重量ブロックを利用し、生息環境を創出した区域の維持管理作業</li> <li>・水質と水生生物の調査</li> <li>・草刈り・ごみの清掃</li> </ul>
御 谷 川	多自然型河川改良整備が実施された川の生息環境の維持管理、ゲンジボタル・モノサシトンボ・ツチガエル等の保護増殖 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質と水生生物の調査</li> <li>・草刈り</li> <li>・ごみの清掃</li> </ul>
逆 川	ホタルの生息環境の維持管理と保護増殖 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査</li> <li>・カワニナの放流、セリを植える。</li> <li>・草刈り</li> </ul>

## 2 自然とのふれあい（目標の項目⑪）

目標：海、山、川、池などで自然にふれあい、自然から学び癒される機会を増やします。

### ◆目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に188ha（再掲）
1人当たり都市公園等の施設緑地の面積	平成27年度（2015年度）に12㎡（再掲）
生き物観察広場の数（小・中学校）	平成27年度（2015年度）に10箇所追加

自然には、生態系の保持、環境の保全や資源の提供など、様々な働きがあります。その一つに私たちに潤いや安らぎを与えてくれるという働きがあります。私たちは自然と触れ合うことにより、自然から様々な知見を得るとともに自然の大切さを学ぶことができます。

また、市民団体等によるボランティア活動が環境保全や環境教育を進める上で大きな力となっています。  
**平成26年度末で、生き物観察広場の数（小・中学校等）は3箇所です。**

### （1）ふれあいの場の確保

#### ●鎌倉中央公園

〈市民・事業者〉〈公園課〉

自然とのふれあいや農作業体験などができるようにしました。平成9年6月に修景池周辺の約8.5ha、平成16年4月には更に約15.2haが開園しました。園内には庭園植物園や食材園、子供の森、田畑や湿地など、自然を生かし緑と水が中心になった施設を配置しています。

公園化される以前からこの場所では市民団体が独自に環境保全活動を行っていましたが、開園後も引き続き、自然観察会、農芸体験などを通じて、積極的に公園の環境保全や市民に対する環境教育に寄与しています。鎌倉中央公園で環境保全・環境教育に取り組んでいる「山崎・谷戸の会」は、平成20年度に特定非営利法人となり活動を発展させています。（115ページ参照）

#### ①市民による農業体験

（公財）鎌倉市公園協会と「山崎・谷戸の会」が協働して自然や農業に対する理解や関心を深めるため、市民を対象に農業体験を実施しました。

田んぼ体験（4月6日～3月15日）は延べ434人、畑体験（4月6日～3月22日）は延べ482人の参加者がありました。



写真 5-3 市民による農業体験

## ②教室・講座の開催

(公財)鎌倉市公園協会主催で表5-5のとおりミニ園芸教室や、大人の講座・こどもの講座を開催しました。

講座では、樹木の剪定や自然観察を通じて、自然に対する関心を深めてもらうことを目的としています。

表 5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催

	開催日	テーマ	対象と参加者数
ミニ園芸教室	4月5日～3月22日の72回	樹木の剪定、害虫防除法など	延べ683人
大人の講座	4月4日～3月15日の29回	自然観察会、木っこリーズ、土つきリーズなど	延べ320人
こどもの講座	4月19日～2月21日の10回	こどもエコパーク、ちびっこチャレンジなど	小学生など、延べ380人

## ●鎌倉広町緑地

<公園課>

市南西部に位置する、約48.1haのまとまりある樹林等について、その生物相の豊かな自然環境の保全・活用を図るため、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」として整備することとなり、平成17年度から事業を進め、平成27年4月より取得が完了した部分(約48ha)について開園しました。基本コンセプトを、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出を目指す、古都の自然ふれあい都市林～広町の森」として、現在では、世代を超えた多くの市民が市と協働で田畑の復元、森の手入れ、自然観察、散策路の整備等の保全活動に取り組んでいます。

また、里山の身近な生き物とのふれあいの場や環境教育の場としての価値が高く、保全を前提とした上で、自然環境の容量に応じた活用を図っていきます。



写真5-4 鎌倉広町緑地

## ●市民農園の整備

<産業振興課>

市では、市民が野菜や草花の栽培を通して自然とふれあい、農業への親しみと理解を深めるため、「大船地区市民農園」を開設しています。利用者は公開抽選により決定し、1世帯当たり1区画(概ね30㎡)を23ヶ月間利用することができます。また、今泉台地区の土地所有者が、平成23年度に開設した市民農園の支援を図りました。現在の市が開設する市民農園の区画数及び面積は、表5-6のとおりです。

表 5-6 市民農園の区画数及び面積

	区画数	面積(m <sup>2</sup> )
大船地域	65	3,599
合計	65	3,599

●ハイキングコース

<観光商工課>

表5-7のとおり、自然とのふれあいが楽しめる3つのハイキングコースを紹介し、多くの人に利用されています。

表 5-7 ハイキングコース

No	コース名	経路	距離(km)
1	天園ハイキングコース	建長寺—天園—瑞泉寺	約5.5
2	葛原岡・大仏ハイキングコース	浄智寺—葛原岡神社—高德院(大仏)	約3.0
3	祇園山ハイキングコース	高時腹切りやぐら—祇園山—八雲神社	約1.5

(2) 海、山、川、池などで自然とふれあうスポーツ・レクリエーションなどの機会の充実

●自然の中で行うスポーツ・観察会等の振興

<スポーツ課>

市民の皆さんがともに自然とふれあう機会を楽しむものとして、表5-8のような催しが実施されています。

表 5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等

催し名	実施日(参加人数)	実施主体
材木座海岸 子どもの基礎体力づくり教室 「砂浜でかけっ子」	平成26年5月10日、17日、24日、31日 4回 61人	市民活動部
鎌倉中央公園子ども教室 子どもの基礎体力づくり教室 「山野でかけっ子」	平成26年11月8日、15日、22日、29日 4回 17人	市民活動部
深沢地域住民「いぶきの会」 「ノルディックウォーキング」	平成26年4月2日 1回 20人	市民活動部
深沢地区スポーツ振興会 「健康ウォーク」	平成27年2月14日 1回 127人	市民活動部
玉縄地区スポーツ振興会 「歩け歩け大会」	平成26年11月30日 1回 28人	市民活動部
植木地区スポーツ振興会 「あるけあるけ」	平成27年3月8日 1回 30人	市民活動部
小坂地区スポーツ振興会 「秋の歩こう会」	平成26年11月30日 1回 19人	市民活動部

関谷小学校地区スポーツ振興会 「健康ウォーク」	平成27年2月15日 1回 63人	市民活動部
富士塚地区スポーツ振興会 「ウォーキング」	平成26年11月29日 1回 29人	市民活動部
七里ガ浜地区スポーツ振興会 「健康ウォーク寺社めぐり」	平成26年5月11日、12月13日 2回 24人	市民活動部
西鎌倉地区スポーツ振興会 「歩く会」	平成26年9月14日、10月19日 2回 26人	市民活動部
今泉岩瀬地区スポーツ振興会 「紅葉狩り山歩き会」	平成26年12月7日 1回 30人	市民活動部
マリンスポーツ初心者体験教室 (ウインドサーフィン・ヨット・スタンダップバトルボード)	平成26年 6月28日 2回 48人	市民活動部
健康ウォーク 「歩け鎌倉」	平成27年 3月1日 1回 53人	市民活動部

## ●環境にやさしい観光の推進

＜観光商工課＞

良好な環境を保全するため、鎌倉を訪れる観光客に対し、公共交通機関の利用と「歩く観光」をアピールし、環境にやさしい観光を推進しています。なかでも、歩いてまわりたくなるような道づくりを推進するため、自然、歴史、文化等のテーマ性をもったモデルコースとして11コースの「かまぐらの道」を選定し、市民・観光客へのPRに努めています。

また、「かまぐらの道」のリーフレットをはじめ、観光マップ「鎌倉」や毎月発行する「かまぐら四季のみどころ」、観光商工課ホームページにおいても、草木の持ち帰り禁止や、ごみ・タバコの投棄禁止を明記するなど、環境保全の呼びかけやマナー啓発に取り組んでいます。

## ●わくわく花フェスタ・鎌倉中央公園フェスティバルの開催

＜市民・事業者＞＜公園課＞

(公財)鎌倉市公園協会が主催して、平成26年4月29日に鎌倉海浜公園において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及・啓発を図るため、花と緑をテーマとした「わくわく花フェスタ」を開催し、参加者は約4,500人でした。

また、平成26年7月25日～27日の3日間、午前7時30分から午前8時30分まで「おはよう花市」を開催し、参加者は約160人でした。

なお、平成26年10月26日には、防災公園として位置付けられている鎌倉中央公園で、「はしご車乗車体験」や「ちびっこ消防士体験」など、市民に対する防災意識の高揚と緑に関する各種事業のPRを行う「鎌倉中央公園フェスティバル」を開催し、参加者は約3,000人でした。

### (3) 自然とふれあうための指導者など人材の養成及び確保

#### ●緑の学校の開講

<みどり課>

緑豊かなまちづくりをめざし、樹木に親しみ、緑の大切さなどの普及を図るために昭和58年度から、毎年度「緑の学校」を開催しています。平成26年度は4月14日から12月8日まで表5-9のとおり10回の講座を開講し、延べ340人の受講者がありました。

※平成20年度から、「緑の学校」は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～26年度は（公財）鎌倉市公園協会に委託しました。

表 5-9 平成26年度緑の学校プログラム

	開催日	講座名	場所
1	平成26年4月14日(月)	講義「鎌倉時代の花」	鎌倉市役所
2	平成26年5月12日(月)	自然観察会「新緑を楽しむ」	鎌倉市役所～源氏山公園
3	平成26年6月9日(月)	講義「緑との共生」	鎌倉市生涯学習センター
4	平成26年6月16日(月)	自然観察会「海辺を歩く」	稲村ガ崎～七里ガ浜
5	平成26年7月7日(月)	講義「緑の現状」	鎌倉市生涯学習センター
6	平成26年9月8日(月)	自然観察会「初秋の散在ガ池を歩く」	散在ガ池森林公園
7	平成26年10月20日(月)	講義「源実朝の金槐和歌集の花と緑」	鎌倉市生涯学習センター
8	平成26年11月10日(月)	自然観察会 「ネイチャートレイル鎌倉・横浜」	横浜自然観察の森
9	平成26年11月17日(月)	自然観察会 「晩秋の鎌倉中央公園を歩く」	鎌倉中央公園
10	平成26年12月8日(月)	自然観察会「鎌倉の紅葉」	大塔宮～獅子舞・天園ハイキングコース～覚園寺

#### ●緑の学校等を通じた指導者の育成

<みどり課>

緑の学校の修了者等を対象に緑化講習会を開催し、地域住民の自主的な緑化活動の中心となる緑化指導者の育成を図っています。昭和61年度からの延べ参加者は976人になります。

平成27年3月16日、緑の学校の受講修了者等を対象に鎌倉中央公園にて自然観察会が行われ、14名の参加がありました。

#### ●緑のレンジャーの育成

<みどり課>

公園緑地等の樹林地を管理するボランティア等の人材養成と確保を目的として、緑のレンジャー（小学校4・5年生を対象としたジュニアレンジャーと大人を対象としたシニアレンジャー）を育成しています。平成26年度の緑のレンジャーの活動は表5-10、5-11のとおりです。

※平成20年度から、当該事業は、緑化啓発事業事務委託の一部として、公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～26年度は（公財）鎌倉市公園協会へ委託しました。

表 5-10 ジュニアレンジャー平成26年度活動プログラム

	日程	活動内容	活動場所
1	平成26年4月12日(土)	八幡宮の自然	鶴岡八幡宮
2	平成26年5月10日(土)	川と水の生きもの観察	神戸川
3	平成26年6月14日(土)	磯の生きもの観察	和賀江嶋
4	平成26年7月12日(土)	池のタニシを数えよう	鎌倉中央公園
5	平成26年9月13日(土)	大仏ハイキングコースのパトロール	大仏ハイキングコース
6	平成26年10月11日(土)	木の実・草の実をさがそう	鎌倉中央公園
7	平成26年11月8日(土)	ビーチコーミング	由比ガ浜
8	平成26年12月13日(土)	野鳥の巣箱のかけかえ	鎌倉文学館
9	平成27年1月10日(土)	森の手入れを体験しよう	源氏山公園
10	平成27年2月14日(土)	川と海の野鳥観察	片瀬川・江の島
11	平成27年3月14日(土)	早春の里山とカエルの卵	鎌倉中央公園

表 5-11 シニアレンジャー平成26年度活動プログラム

	日程	活動内容	場所
1	平成26年4月26日(土)	講義「自然のしくみ」	鎌倉中央公園
2	平成26年5月24日(土)	講義「森林のはたらき」	鎌倉中央公園
3	平成26年6月21日(土)	緑の作業「道具の使い方」	鎌倉中央公園
4	平成26年7月5日(土)	講義実習「樹木の手入れ」	鎌倉中央公園
5	平成26年7月19日(土)	講義実習「救命講習会」	鎌倉消防署
6	平成26年9月20日(土)	公園・緑地の巡回	散在ガ池森林公園
7	平成26年9月27日(土)	緑の作業「枝払い・間伐」	散在ガ池森林公園
8	平成26年10月4日(土)	緑の作業「造園のプロに学ぶ」	源氏山公園
9	平成26年12月6日(土)	緑の作業「公園管理作業」	鎌倉中央公園
10	平成27年1月17日(土)	緑の作業「OB・OGとの協働」	源氏山公園
11	平成27年2月7日(土)	講義「まとめ」	鎌倉中央公園

## シニアレンジャー自主活動

シニアレンジャー講座修了者の有志により、ボランティアによる公園緑地の保全管理活動が実施されているもので、市では、当該活動を支援するため、その育成に係る事業を平成20年度から緑化啓発事業事務委託として公的な緑化推進団体へ委託しており、平成20～26年度は(公財)鎌倉市公園協会に委託しました。

## 第6章 循環型社会の構築

### 1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（目標の項目⑫）

目標：生産や消費に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用・再生利用等により資源を有効に利用します。

#### ◆目標達成するための指標

一般廃棄物焼却量（家庭・事業所）	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ30%削減
ごみ・資源物の総排出量	平成27年度（2015年度）までに 平成15年度（2003年度）に比べ5%削減維持

わが国は国土が狭く、大都市地域においては土地の高密度利用により、埋立処分に適した土地の確保が困難であることから、これまで増え続けるごみに対応するためには「燃やして埋め立てる」という処理方式を廃棄物行政の基本としてきました。この処理方式は、ごみの減量化や公衆衛生の見地からはすぐれているものの、焼却による大気環境への影響や二酸化炭素の排出による地球温暖化への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、市では、できる限りごみの焼却量を減らし、資源として有効活用できる物を増やすため、様々なごみの分別に取り組んできました。平成9年度から、ごみの分別収集方法を従来の3分別（可燃・不燃・粗大）から5分別（可燃・不燃・粗大・資源物・危険有害）に変更し、ごみの中から資源となる物を分別して資源化する取組を始めました。当初は飲食用ビン・カン、新聞などの紙類、古着などの布類の分別収集から始め、平成9年7月からは家庭から出る植木剪定材の堆肥化に取り組みました。その後も平成12年11月からはペットボトル、平成16年2月から月2回だった収集回数を増やし資源物の毎週収集を始め、平成17年10月からは容器包装プラスチックの資源化、平成19年4月からは使用済み食用油の資源化、平成24年6月からは布団・畳の資源化、平成27年1月からは製品プラスチックの資源化に取り組んできました。

鎌倉市は、市民の方々のご理解とご協力のもと、環境省がリサイクル率の順位を発表した平成16年度から5年連続で、リサイクル率日本一（人口10万人以上の都市）を達成しました。平成21年度から5年間は第2位でしたが、依然高い割合を維持しています。

計画目標を達成するためには、一層のごみの減量化・資源化を進める必要があります。

なお、鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量は表6-1のとおりです。

**平成26年度末現在では、焼却量は38,126トンで、基準年度の平成15年度と比較して5,729トン、13.1%の削減となっています。ごみ・資源物の総排出量は、基準年度の平成15年度と比較して4,951トン、6.9%の減少となっています。**



表 6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移 単位：トン

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総排出量	71,873 (100)	70,040 (97.4)	68,993 (96.0)	67,503 (93.9)	66,004 (91.8)	66,922 (93.1)
焼却量	43,855 (100)	41,096 (93.7)	39,853 (90.9)	38,667 (88.2)	37,399 (85.3)	38,126 (86.9)
総資源化量	33,249 (100)	32,719 (98.4)	32,937 (99.1)	32,497 (97.7)	32,198 (96.8)	32,455 (97.6)
リサイクル率	46.3%	46.7% ※46.5%	47.7% ※47.6%	48.1% ※47.8%	48.8% ※48.4%	48.5% ※48.2%

( ) 内は平成15年度を100とした指数。

国のリサイクル率は※印の数値も公表しています。

総排出量は市が収集または受入れたごみ・資源物の総量、資源化量はそのうちの資源物の量と焼却残渣等の溶融固化量を合わせた量です。

## (1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進

### ●中が見えるごみ袋での排出及び5分別排出の推進

＜資源循環課＞

平成9年4月から、ごみと資源物の混入を防ぐなどの理由から、透明・半透明のごみ袋による排出を実施し、同年10月からは、市内全域で従来の3分別収集（燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ）に「危険・有害ごみ」と「資源物」を加えた5分別収集にしています。また、市民の皆さんの利便性の向上と燃えるごみの減量化を推進するため、資源物は、平成16年2月から収集回数を月2回から毎週1回にしています。

現在は、飲食用カン・ビン、ペットボトル、植木剪定材、容器包装プラスチック、紙類、布類、使用済み食用油、燃やすごみ、燃えないごみ、危険・有害ごみ、製品プラスチック、粗大ごみの区分などで、資源物で13品目、ごみで8品目の合計21品目に分類しています。

※「燃えるごみ」は、平成16年2月から「燃やすごみ」に名称変更しています。

### ●生ごみ処理機の普及

＜資源循環課＞

生ごみ処理機の普及を図るため、購入費用の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を平成3年4月から実施しています。（助成率は、電動型＝75%、非電動型＝90%で、1台当たりの限度額は40,000円です。）平成24年7月から、一部の非電動型機種については窓口で直接販売を開始しました（助成率90%）。また、助成制度利用者アンケートを実施し、市民の声をホームページなどに掲載するとともに、生ごみ処理機の購入動機や感想などをたずね、普及施策の参考としました。

更に、生ごみの減量及び資源化を促進し、意識の高揚を図るため、団体に生ごみ処理機を無償貸与するモデル事業を平成23年度から開始し、3団体60世帯に生ごみ処理機を配布しました。なお、生ごみ処理機の助成件数及び台数は表6-2のとおりです。

表 6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数

	平成3年度～ 平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累 計
助成件数	14,228	497	813	1,071	1,192	17,801
助成台数	15,803	568	904	1,181	1,216	19,672

※平成2年度以前のモニター・既普及台数及び平成23年度のモニターの数値(930台)は累計に含めない。

## ●地域における大型生ごみ処理機の設置

<資源循環課>

地域における生ごみの減量及び資源化を図るため、地域のモデル事業として平成23年度に西御門自治会に1台大型生ごみ処理機を設置しました。



写真 6-1 西御門自治会の大型生ごみ処理機

## ●市施設及び事業所の大型生ごみ処理機の設置

<資源循環課>

事業所として自らの責任において生ごみを適正に処理するため、市役所本庁舎及び市立小学校に生ごみ処理機を設置するとともに、集合住宅における生ごみ処理を促すために市営住宅に生ごみ処理機を設置しています。設置状況は表6-3のとおりです。

また、事業所における大型生ごみ処理機の設置モデル事業として、平成23年度に医療法人湘和会湘南記念病院に1台、平成24年度に紀ノ國屋鎌倉店に1台設置しました。平成26年度は補助金を利用してイトーヨーカ堂大船店が1台設置しました。

表 6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況

	名称
市役所	市役所本庁舎
市立小学校	第二小学校、深沢小学校、玉縄小学校、大船小学校、山崎小学校、西鎌倉小学校、七里ガ浜小学校、富士塚小学校
市営住宅	岡本市営住宅
合計	10施設

## ●啓発活動の実施

<資源循環課>

ごみの減量、資源化のため、自治会・町内会や各種団体等を対象とした説明会、ごみダイエット展（生ごみ処理機や分別啓発パネルの展示）、ごみの減量に関するキャンペーン（生ごみ処理機の展示など）、施設見学会、保育園・幼稚園児及び小学生・中学生を対象にした環境教育、鎌倉ごみ減量通信の発行などにより啓発活動を実施しています。

活動の実施状況は表6-4のとおりです。

表 6-4 啓発活動の実施状況

啓発事業の名称	平成26年度		
	活動回数等 (A)	参加人数等 (B)	平均参加人数 (B/A)
自治町内会、各種団体等を対象とした説明会	127回	5,631人	44.3人
ごみダイエット展	344日	—	—
ごみの減量に関するキャンペーン等（イベント、販売店）	12回	—	—
施設見学会	2回		
小学生、中学生を対象にした環境教育	13回	1,730人	133.1人
保育園、幼稚園児を対象にした環境教育	6回	—	—
ごみ減量通信の発行（特集号含む）	4回	160,000部	40,000部

●廃棄物減量化等推進員の委嘱

<資源循環課>

ごみの減量・資源化、廃棄物の適正な排出とクリーンステーションの環境保持等のため、推進員を委嘱し、市が実施する施策への協力をお願いしています。平成5年度に25人に委嘱し、その後順次増員し、平成26年度には、212人に委嘱しています。推進員の皆さんは、市と地域とのパイプ役として様々な活動を行っています。

●3R推進事業奨励金交付制度

<資源循環課>

循環型社会の形成を推進するため、ごみの発生抑制、減量・資源化事業に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付しています。奨励金の対象事業は、ごみの発生抑制、減量・資源化に係る勉強会やイベント、定期的なクリーンステーションにおける分別の啓発、生ごみ処理機の普及の促進などです。平成26年度にご協力いただいた自治・町内会（奨励金交付団体）は131団体でした。

●リユース食器利用費補助金交付制度

<資源循環課>

限りある資源を有効利用するために、イベントでのごみの発生及び減量を図るとともに、イベントの参加者等に対してリユース意識の普及啓発を図るため、平成23年度からリユース食器の借上げに必要な費用の一部を補助しています。平成26年度の実績は、13件です。

●資源物分別収集の推進

<資源循環課>

限りある資源を有効利用するために、平成9年度から資源物の収集区分を設け、従来ごみとしていたものの中から資源物を分別収集し、資源化を図っています。

資源物収集量の推移は、表6-5のとおりです。

表 6-5 資源物収集量の推移

単位：トン

項目 \ 年度	平成15年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
紙類等資源物	10,873	8,695	8,552	8,534	8,456
紙パック ミックスペーパー	1,840	2,632	2,604	2,479	2,436
ペットボトル	326	498	511	514	503
容器包装 プラスチック	101	2,162	2,163	2,178	2,188
植木剪定材	3,171	5,118	5,162	5,004	5,083
カン・ビン	2,274	2,117	2,095	2,101	2,079
使用済み食用油	0	37	38	38	39
合計	24,662	21,259	21,125	20,848	20,784

※県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

### ●植木剪定材の堆肥化

＜資源循環課＞

事業者が持ち込む植木剪定材について、減量・資源化を図るため平成4年8月から堆肥化を試行したところ、この堆肥が、有機栽培の専門家や農協から高い評価を得ました。そこで、植木剪定材の堆肥化事業を、緑が多い鎌倉の特色を生かした減量・資源化事業と位置付け、推進しています。クリーンステーションに排出された植木剪定材は、鎌倉市関谷にある植木剪定材受入事業場に運搬され、事業者が直接搬入した物と合わせて、山梨県にある堆肥化事業場に運搬して堆肥化しています。

これらの堆肥は、市内の有機農家に配布するほか、市役所、腰越行政センター、今泉クリーンセンター、深沢クリーンセンター、笛田リサイクルセンター等で市民に無料配布しています。

また、自治会・町内会による様々な催し物会場等でも配布しています。なお、植木剪定材の搬入量と市民堆肥出荷量は表6-6のとおりです。

表 6-6 植木剪定材受入量等の推移

単位：トン

	平成15年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受入量	9,248	11,439	11,226	10,867	10,716	10,897
堆肥出荷量	3,600	1,922	1,663	1,636	1,300	1,219

※県に提出している数値にあわせて既に公表している数値も修正しています。

### ●飲食用カン・ビン、ミックスペーパーの資源化 <環境センター> 笛田リサイクルセンター担当

資源循環型社会を形成するため、平成9年度から、カン・ビン、ミックスペーパーの資源化に向けた中間処理業務（選別・圧縮・梱包・保管）を行い、資源化しています。

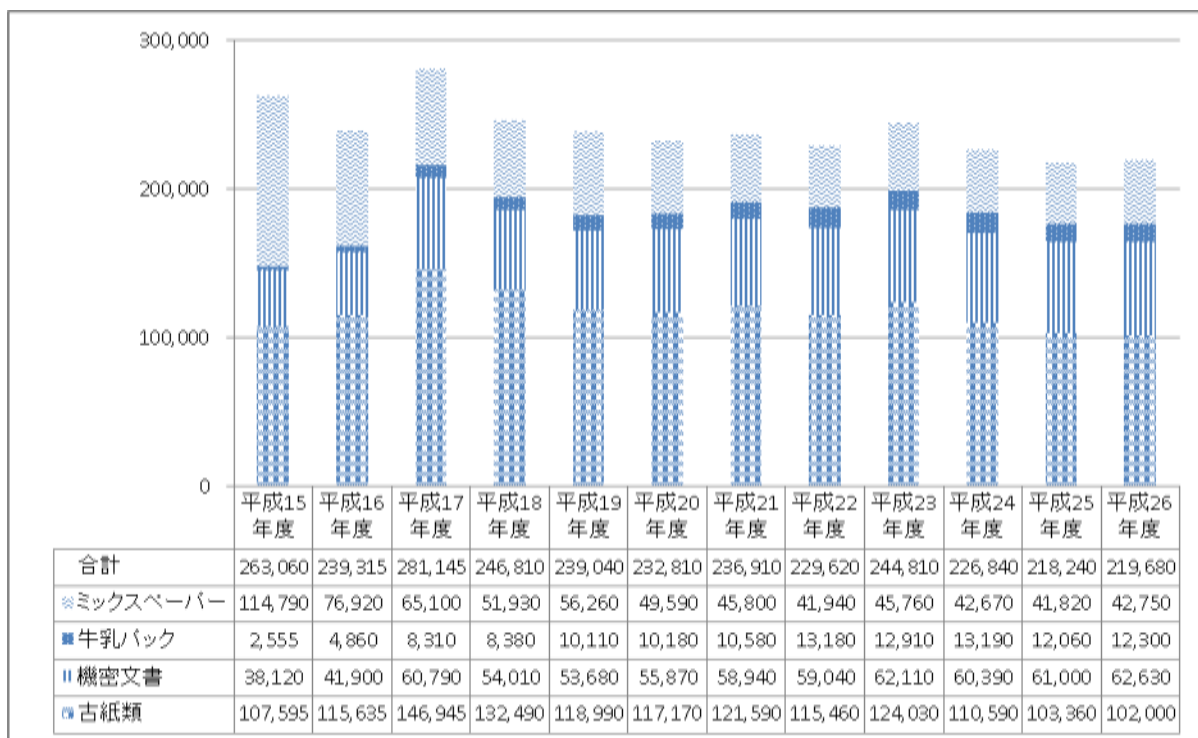
●オフィス紙ごみの分別収集

＜環境政策課＞

平成3年度から本庁舎で排出される新聞、雑誌、事務用紙等について分別回収を行い、さらに平成7年度からは、シュレッダーごみ、あるいは金属付着の紙、カーボン紙なども回収し、より一層の減量化・資源化を図っています。

また、平成8年7月からは、市の全ての施設で定期的に回収を実施し、燃やすごみとの分別をさらに徹底しています。本庁舎及び本庁舎以外の施設における紙類回収量の実績はグラフ6-1のとおりです。

(単位:kg)



グラフ 6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移

●不用品登録制度

＜市民相談課＞

「省資源化を図ろう、生活の無駄を見直そう」という趣旨で昭和54年2月から始めた制度です。ご家庭にある不用品を有効に活用するために、平成20年度からは市民活動団体と鎌倉市が、協働事業で行っています。

「譲ります」「譲ってください」を登録すると、その品物の情報をインターネットのページと市役所本庁舎の掲示板などに掲示します。利用状況は表6-7のとおりです。

表 6-7 不用品登録制度利用状況

単位：件

年度	登録件数			成立件数		
	譲ります	譲ってください	計	譲ります	譲ってください	計
平成23年度	926	340	1,266	566	107	673
平成24年度	1,244	210	1,454	666	38	704
平成25年度	1,170	195	1,365	763	37	800
平成26年度	1,408	210	1,618	948	41	989

●「図書リサイクル」の実施

〈中央図書館〉

図書館では、不要となった本を希望する市民に無料配布し、廃棄処理する本の有効活用を図っています。

表 6-8 図書館不要本の無料配布冊数

単位：冊

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
図書館不要本	21,832	22,147	22,423	15,454	81,856
無料配布した本	15,556	15,002	11,052	10,296	51,906

●不用家具や古着などのリサイクル

〈市民・事業者〉

「特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議」では、笛田リサイクルセンターを会場に、不用になった品物を必要な人が再使用できるように各種のリサイクルマーケットを開催しています。平成26年度に開催したマーケット等の実績は表6-9のとおりでした。

表 6-9 リサイクルマーケット等の開催状況

	実施日	実施内容	来場者数
リサイクルマーケット こどもリサイクルマーケット	平成26年5月25日、 7月27日、9月28日、 11月23日	出店数 合計191店舗	合計 2,210人
古着・古本 リサイクル市	平成27年3月22日	古着 寄付数 1,692kg 引取数 1,100kg 古本 寄付数 3,149冊 引取数 1,858冊	合計 400人

(2) 再生資源利用製品・材料の選択促進

●グリーン購入（再掲）

〈環境政策課〉

13ページ第1章 地球環境の保全、1 地球環境、(2) 地球温暖化対策の推進の●グリーン購入・グリーン契約(環境配慮契約)を参照。

## 2 水の循環利用（目標の項目⑬）

目標：上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、雨水の地下浸透をすすめます。

### ◆目標達成するための指標

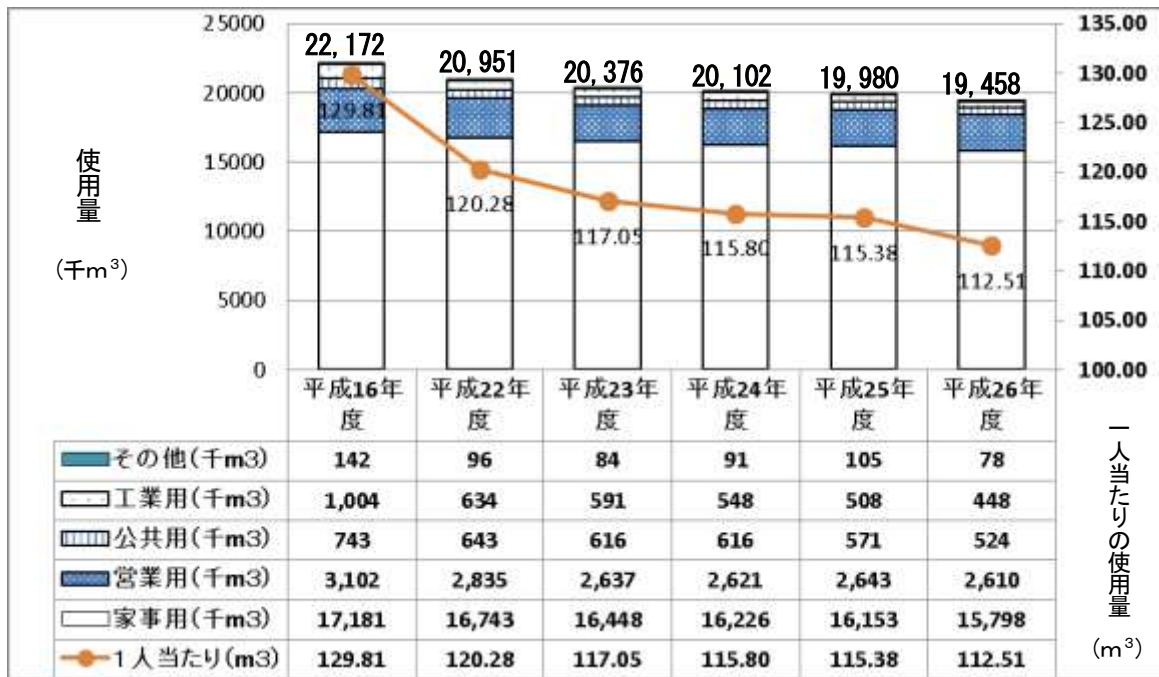
上水使用量 (m <sup>3</sup> /人・年)	平成27年度 (2015年度) に 平成16年度 (2004年度) に比べ5%削減
雨水貯留槽購入費補助件数	平成27年度 (2015年度) に延べ380件
浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数	平成27年度 (2015年度) に延べ140件

水資源を市域の中で循環利用するため、家庭、事業所、公共施設における節水、雨水の利用や地下浸透に努めるとともに、風呂の水を洗濯に利用するなど、一度使用した水の再利用も勧めています。

特に災害時に避難場所となる施設や普及啓発効果の高い公共施設については、新築・改修時に雨水利用システムの導入を図っています。

平成26年度の1人当たりの上水使用量は、グラフ6-2のとおり基準年の平成16年度 (2004年度) と比べ17.3m<sup>3</sup>、約 13.3%の減少となっています。

平成26年度末、雨水貯留槽購入費補助件数は累計401件、浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数は累計132件です。



※神奈川県企業庁水道局資料より

グラフ 6-2 上水使用量の推移

## (1) 上水の節水の推進

雨水貯留槽などの雨水利用設備の導入により、植木の散水などの雑用水として有効に利用することは、節水を行う上でも重要です。

鎌倉市では、雨水利用を積極的に進めるため、次のとおり助成制度を実施しています。

### ●雨水貯留槽の設置

〈環境政策課〉

雨水貯留槽は、屋根に降った雨水を貯めて、庭の散水などに利用し、雨水浸透施設は、雨水を地下に浸透させ、地下水などの水資源を作り出す施設です。

鎌倉市雨水貯留浸透施設の設置に係る補助金交付制度を平成9年1月に創設して、雨水貯留槽及び雨水浸透施設の2つの施設に補助金を交付していました。しかしながら、平成14年度に18件、平成15年度に16件しか交付することができませんでした。このことを踏まえて、平成16年3月に制度の見直しを行い、平成16年度からは、補助対象を雨水貯留槽のみとし、それまで容量によって2段階（100ℓ以上200ℓ未満：補助金限度額25,000円及び200ℓ以上：補助金限度額30,000円）に分けていましたが、100ℓ以上600ℓまでの地上据置型に一本化しました。また、標準工事費を廃止し雨水貯留槽本体購入価格の2分の1か2万円のうちどちらか少ない額を補助額としました。

さらに、1家屋につき2個までとしていたものも、1家屋1個を補助対象にしました。

雨水浸透施設の補助金交付件数は、表6-10、雨水貯留槽の補助金交付件数は表6-11のとおりです。

また、平成26年度末現在、雨水貯留槽購入費補助件数は累計401件です。

表 6-10 雨水浸透施設補助金交付件数

浸透ますの種類	補助金限度額	平成9～15年度累計(件)
コンクリート製	20,000円	14
合成樹脂製	10,000円	19
合 計		33

表 6-11 雨水貯留槽補助金交付件数

単位：件

平成9～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
217	27	54	40	34	29	401

### ●浄化槽雨水貯留施設の設置

〈下水道河川課〉

鎌倉市浄化槽雨水貯留施設の設置に係る補助金交付要綱（平成7年9月）により、公共下水道に接続する排水設備工事の際、不用となる浄化槽に雨水管を接続して、雨水貯留施設として再利用する場合に補助金を交付しています。これまでの実績は、表6-12のとおりです。

表 6-12 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数

単位：件

補助金限度額	平成7年～22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
40,000円	131	0	0	1	0	132



●市施設における雨水の利用

＜環境政策課＞

鎌倉市では表 6-13のとおり、各公共施設で雨水利用を進めています。こうした取組は上水の浄化・配水過程で使われるエネルギーや物質の投入を削減することにつながります。

表 6-13 市施設の雨水利用状況

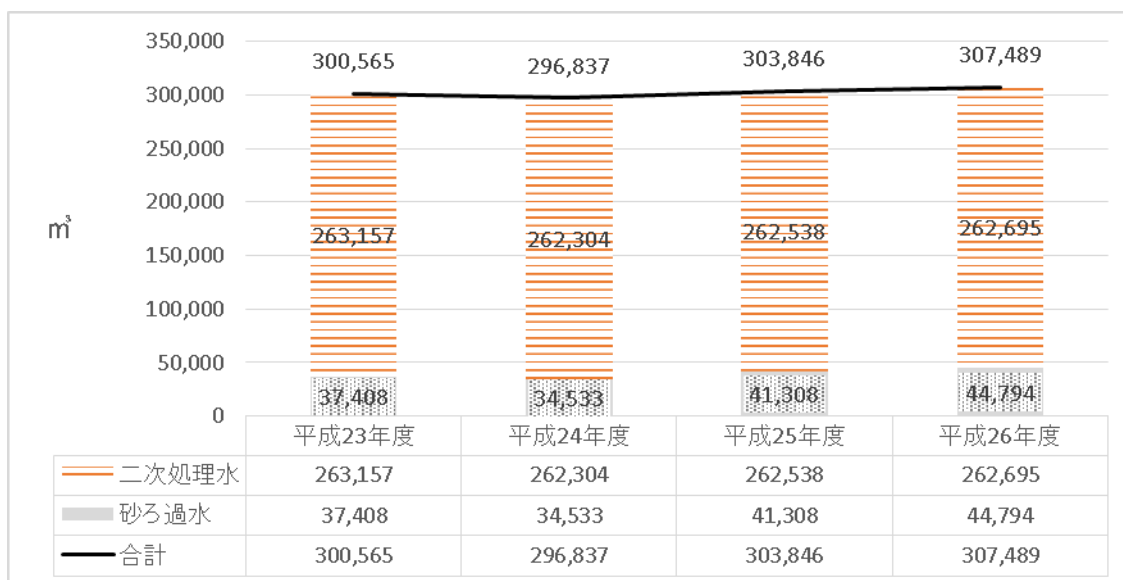
	原 水	供給能力 (m <sup>3</sup> )	利用用途
笛田リサイクルセンター	雨水	69	トイレ・散水
中央公園管理事務所棟	雨水	51	トイレ
諏訪ヶ谷住宅集会所	雨水	22	トイレ
市役所本庁舎	雨水	5	散水
台在宅福祉サービスセンター	雨水・地下水	202	トイレ・消火水槽
玉縄交流センター	雨水	15	トイレ
腰越行政センター	雨水	100	トイレ
合 計		464	

●市施設における水の再利用

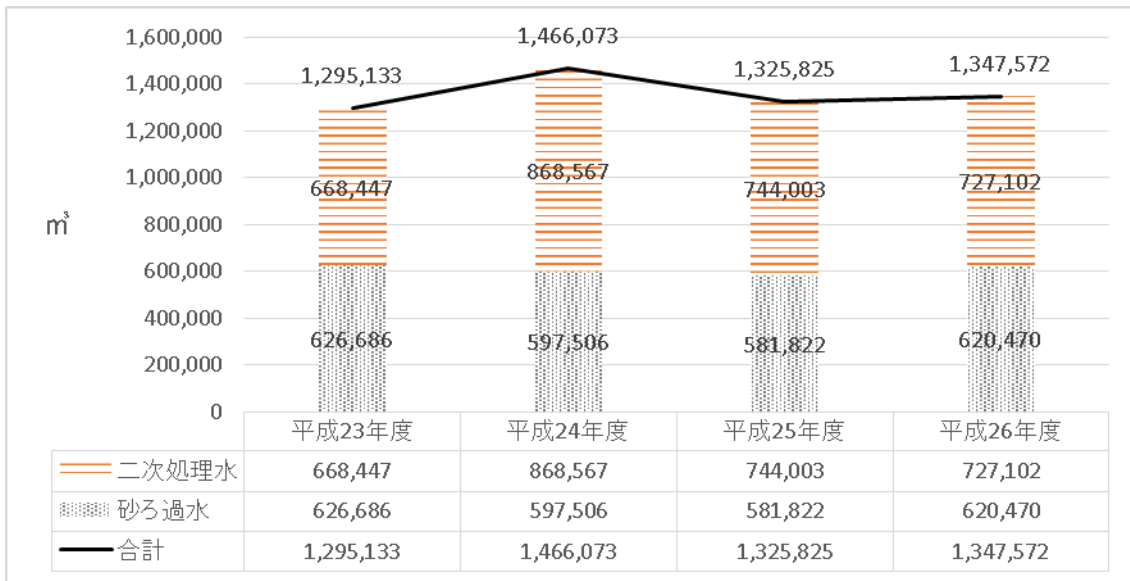
＜浄化センター＞

七里ガ浜浄化センター及び山崎浄化センターでは、下水道汚水の処理水を、グラフ 6-3 及びグラフ 6-4 のように使用しています。利用状況としては、二次処理水を消泡水として、また、砂ろ過水（処理水を砂ろ過設備に通した水）を汚泥脱水機ろ布洗浄水、雑用水等として利用しています。

さらに、山崎浄化センターでは、鎌倉武道館のトイレ洗浄水や池の修景用水として砂ろ過水を利用して



グラフ 6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用



グラフ 6-4 山崎浄化センター処理水の再利用

## (2) 雨水の地下浸透の推進

近年、開発による都市化が進み自然の恵みである雨水が地下に浸透しにくくなり、地下水のかん養能力が年々低下しています。地下水かん養能力の低下は、地下水の過剰利用とともに地下水位低下の原因となり、地盤沈下を引き起こします。こうした中で、水資源対策、洪水対策、防水対策として雨水の地下浸透の有効性が注目を集めるようになってきました。

### 3 エネルギーの有効利用（目標の項目⑭）

目標：家庭や事業所における省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入を促進します。

◆目標達成するための指標

市役所年間電気使用量	平成27年度（2015年度）に平成23年度（2011年度）に比べて4%削減
市内の電気自動車普及台数	平成27年度（2015年度）に300台
太陽光発電系統連系市域における年間電力量	平成27年度（2015年度）に14,465MWh
市内の家庭用燃料電池設置台数	平成27年度（2015年度）に500台

東日本大震災を契機にエネルギー需給のあり方に関心が高まるなど社会的状況等を踏まえ、平成25年度に鎌倉市環境基本計画第2期改訂版を一部改訂しました。目標の項目⑭「エネルギーの有効利用」の現状と課題、目標を達成するための指標他全般的に見直しを行いました。

目標を達成するための指標に対する平成26年度の達成状況は以下のとおりです。

市役所年間電気使用量は、平成26年度33,250,668kWhで平成23年度に比べ8.6%減少しています。年ごとの寒暖差に電気使用量が左右されることもあるため、今後も市役所の省エネルギー化を推進します。

市内の電気自動車普及台数は、推計で182台です。（平成27年度指標に対して60.7%）

※平成25年度実績値から統計の信頼性向上のため推計方法の見直しを行いました。

太陽光発電系統連系による市域における年間発電量は7,727MWhで平成27年度の指標に対して53.4%となっており、市内の年間電力消費量に対する割合は1.14%となります。

市内の家庭用燃料電池設置台数は、492台です。（平成27年度指標に対して98.4%）

表 6-14 市役所年間電気使用量等の推移

目標を達成するための指標		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 （目標値）
市役所年間電気使用量	平成27年度に平成23年度に比べて4%削減	36,366,043	36,583,160	36,862,888	33,250,668	34,911,401
			0.60%	1.4%	-8.6%	
市内の電気自動車普及台数	平成27年度に300台	59	78	153	182	300
		19.7%	26.0%	51.0%	60.7%	
太陽光発電系統連系市域における年間電力量	平成27年度に14,465MWh	3,556	4,850	6,351	7,727	14,465
		24.6%	33.5%	43.9%	53.4%	
市内の家庭用燃料電池設置台数	平成27年度に500台	121	219	365	492	500
		24.2%	43.8%	73.0%	98.4%	

※%は平成27年度目標値を100とした指数。（市役所年間電気使用量については平成23年度に対する増減率）

※市内の電気自動車普及台数は平成25年度実績値から統計の信頼性向上のため推計方法の見直しを行った。

※太陽光発電系統連系市域における年間電力量は固定価格買取制度情報公表用ウェブサイトの市域の系統連係された設備の発電容量の数値から年間の発電量を推計している。

## (1) 事業所における省エネルギーの推進

石油危機を契機として経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効利用の確保と工場・事業場、輸送、建築物、機械・器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるため、昭和54年にエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」)が制定され、平成10年5月には温室効果ガス排出量削減の観点から、エネルギー使用の徹底した合理化の推進を目的に改正されました。

また、京都議定書の発効を踏まえ、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び、住宅・建築物分野における対策を強化する等の措置を講ずることとして、一部改正され、平成18年4月1日に施行されました。

さらに、平成20年5月の改正により大規模な建築物の省エネ措置が著しく不十分である場合の命令の導入や、一定の中小規模の建築物について省エネ措置の届出等が義務付けられ、いままで工場や事業所単位だったエネルギー管理が企業単位になりました。それに対応すべく、本市において庁内に省エネルギー検討会を設置し省エネルギーの取組に向けた庁内体制を整備しました。

平成22年度に省エネ法に基づき関東経済産業局から特定事業者として鎌倉市役所、教育委員会、第二種エネルギー管理指定工場として浄化センターが指定され、使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書を提出しました。

鎌倉市役所全体のエネルギー使用量の把握や、平成22年度から平成26年度の5年間で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めます。

### ●鎌倉市エネルギー施策推進委員会の設置

＜環境政策課＞

本市のエネルギー施策推進のための取組方針を示し、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための組織として、両副市長と関係部長6名で構成される鎌倉市エネルギー施策推進委員会を平成24年9月に設置しました。平成25年度は関係部長3名を新たに委員として追加しました。平成27年2月6日に、平成26年度第1回エネルギー施策推進委員会を開催し、「公共施設への太陽光発電設備設置事業」、「公共施設の蛍光灯をLED等に変更する事業」、「防犯灯のLED等省エネ型化事業」の経過報告を行い、「鎌倉市新ごみ焼却施設におけるエネルギー活用」についても検討を行いました。

### ●市施設における省エネルギーの取組

＜管財課＞＜環境政策課＞

市役所では、平成7年から「環境にやさしい事業所」を目指し、空調の適温化、執務時間以外の消灯、省エネタイプの事務機器の導入などによる「エコオフィス化」を進めてきました。鎌倉市役所は、平成16年2月に「かまくらエコアクション21」に参加登録し、温室効果ガスの排出量低減のために、事務室等における電気使用量削減を個別目標の一つに定め、取り組んでいます。本庁舎の電気・ガス使用量は表6-15のとおり、基準年(平成15年度)に比べ平成26年度は、電気使用量が13.5%削減、水道使用量は13.2%、ガス使用量は、平成17年度の途中からボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年とし、33.2%削減しています。

その他、市役所としてはマイカー通勤から公共交通機関への切り替え、アイドリングストップ運動、ノーカーデー、低公害車の導入など、燃料の節約による省エネルギーの取組も行っています。

表 6-15 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)

年 度 \ 項 目	電気(kWh/㎡)	ガス(m <sup>3</sup> /㎡)	水道(m <sup>3</sup> /㎡)
平成15年度	110.6 (100.0)	1.46	1.44(100.0)
平成16年度	115.1 (104.1)	1.33	1.34 (93.1)
平成17年度	120.6 (109.0)	3.46	1.34 (93.1)
平成18年度	109.4 (98.9)	*7.48 (100.0)	1.40 (97.2)
平成19年度	113.3 (102.4)	*6.90 (92.2)	1.34 (93.1)
平成20年度	113.7 (102.8)	*6.75 (90.2)	1.19 (82.6)
平成21年度	113.7 (102.8)	*6.57 (87.8)	1.26 (87.5)
平成22年度	115.2 (104.2)	*6.28 (84.0)	1.31 (91.0)
平成23年度	84.7 (76.6)	*5.26 (70.3)	1.25 (86.8)
平成24年度	92.7 (83.8)	*5.56 (74.3)	1.34 (93.1)
平成25年度	95.9 (86.7)	*5.01 (66.9)	1.32 (91.6)
平成26年度	95.7 (86.5)	*5.00 (66.8)	1.25 (86.8)

( )内は平成15年度を100とした指数

\* 平成17年度途中から、ボイラーに使用する燃料を重油からガスに変更したため、平成18年度を基準年として、指数100とします。

## ●市施設における省エネルギー機器等の導入

<環境政策課>

### ①公共施設の蛍光灯をLED等に変更する事業

平成24年度は、コストメリットが出る条件として、週5日以上かつ1日16時間以上、週7日かつ1日12時間以上の点灯がある蛍光灯を対象として選定を行い、平成26年度に市施設照明のうち、コストメリットが見込まれる10施設（4行政センター、鎌倉生涯学習センター、消防本部他4施設）の照明合計2,164本のLED化を実施しました。

### ②防犯灯のLED等省エネ型化事業

平成24年度に、市内の防犯灯約17,000本をESCO事業等により、LED化することについて検討しましたが、防犯灯の把握・管理が不十分であること、防犯灯の所有・管理が自治体でないことなどの課題があるため、継続して他市事例を踏まえつつ、鎌倉市での実現可能性を検証することとしました。

平成25年度は、引き続き検討を行い、最終的にはESCO事業等により防犯灯をLED化することを決定し、平成26年度には自治町内会への周知を行いました。LEDの設置は平成27年度になる予定です。

### ③公共施設へのデマンドメーター導入事業

契約電力が500kW以上の5施設（本庁舎、鎌倉芸術館、名越クリーンセンター、山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター）については、デマンドメーターが設置されており、デマンド管理が行われています。

また平成26年度には、太陽光屋根貸し事業により市内3小中学校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校）にデマンド計測器を設置しました。

●省エネルギー等の利用促進

〈建築住宅課〉

鎌倉市では、新設・改修工事において、LED照明器具の使用、廊下・トイレの照明を人感センサーにより点灯及び、節水器具（節水型便器、自動水洗等）の採用等、環境負荷の低減を考慮した設計に心がけ、省エネルギー製品を積極的に採用しています。

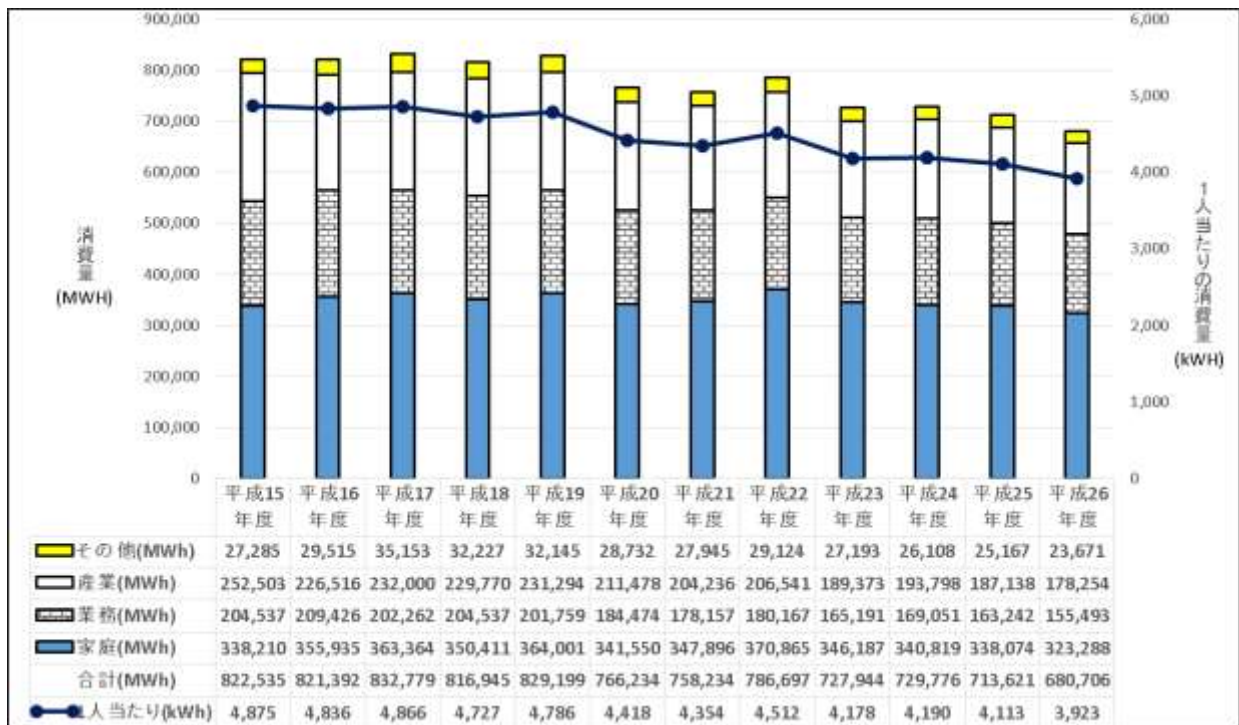
(2) 家庭における省エネルギーの推進

●省エネルギーの普及啓発

〈市民・事業者〉〈環境政策課〉

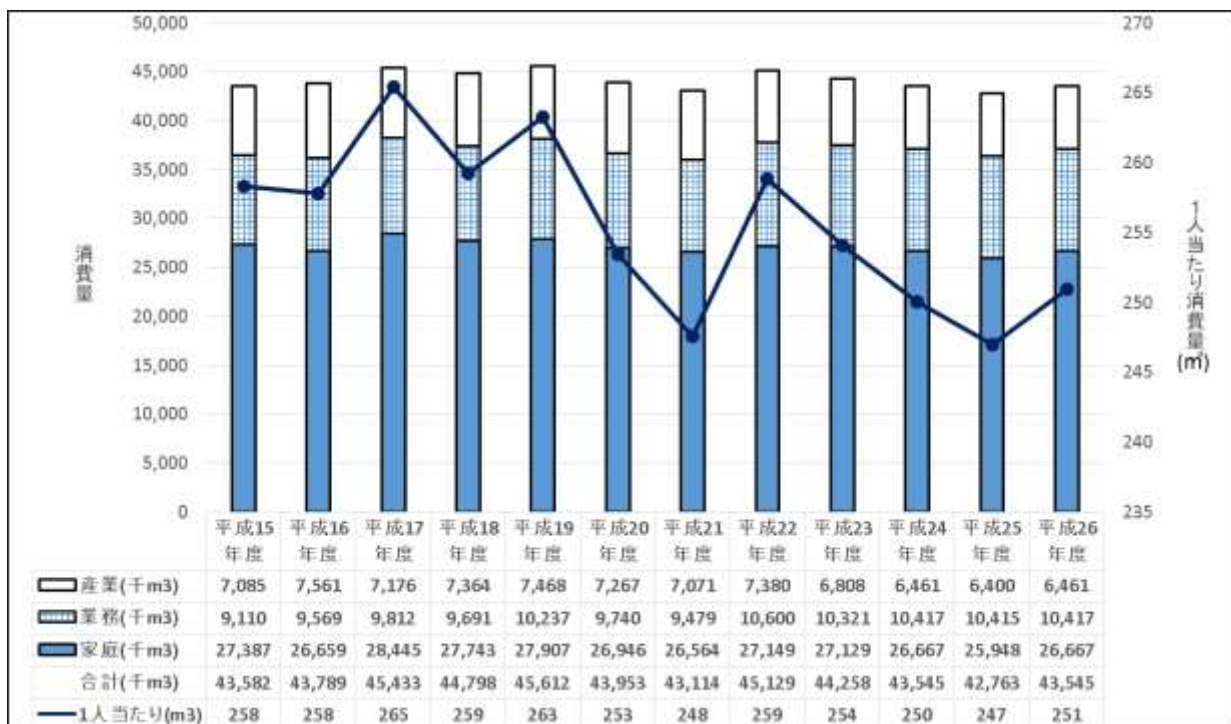
鎌倉市では「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を平成20年3月に策定、平成23年3月に改訂をし、同計画を推進するため市民、事業者、環境保全団体の各主体で構成された「かまくら環境保全推進会議」のエコライフ認識プロジェクトにおいて省エネルギーを含めた地球温暖化対策の取組の重要性の認識を高めるため、緑のカーテン設置による省エネ対策のために緑のカーテン栽培講座を開催し、ゴーヤ苗の無料配布や、映画会、イベント、パネル展示、環境学習等、広報紙やホームページなどによる情報提供による普及啓発を行いました。

鎌倉市域における用途別の電力・ガス消費量の推移はグラフ6-5及びグラフ6-6のとおりです。



グラフ 6-5 用途別年間電力消費量の推移

東京電力㈱藤沢支社資料より推計（参考値）



グラフ 6-6 用途別年間ガス消費量の推移

東京ガス(株)神奈川西支店資料より

### (3) 再生可能エネルギー等の導入

再生可能エネルギー等とは、太陽、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋資源などから生成される「再生可能エネルギー」のうち、その普及のために支援を必要とするものを指します。地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出抑制のため、「省エネルギー」対策と平行して「再生可能エネルギー等」の導入を進めていくことも重要です。

長期的な視点で見た場合、再生可能エネルギー等の導入による環境負荷の低減が期待されますが、他のエネルギーと比較してコストが高く、しかも太陽、風力などは自然条件に左右されます。今後、導入や利用等を促進させるため、技術開発や普及のための取組が進められています。

#### ●再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費の補助

<環境政策課>

平成21年度から、地球温暖化の防止に向け、また再生可能エネルギー・省エネ機器等の普及を図るため、住宅用太陽光発電システムなど再生可能エネルギー・省エネ機器等の設備を設置する市民を対象に設置費用の一部を補助する制度を設けています。平成26年度は制度内容を改め、HEMS機器の設置を必須とし、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電池システム、電気自動車充電設備を設置する世帯に対して補助を行いました。

表 6-16 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
件数(件)	62	43	105	200	133	27	570

●市施設における再生可能エネルギー等の導入

〈環境政策課〉

①市施設における廃棄物エネルギーの導入

市の施設では表6-17のとおり、廃棄物エネルギーを有効利用するための設備を導入しています。

表 6-17 廃棄物エネルギー導入施設

施設名	設備	導入時期
名越クリーンセンター	施設内給湯	昭和58年2月

②市施設における再生可能エネルギー等（太陽光発電）の導入

平成24年度は、再生可能エネルギーの導入促進、学校教育の活用、非常用電源確保などの有効利用を図ることを目的として、太陽光発電屋根貸し事業を実施することを決定しました。対象施設は、建築面積が、1,000㎡以上、昭和56年以降の建築、新耐震・耐震補強済みの建物等の条件により、適地として小中学校4校（小坂小学校、植木小学校、手広中学校、岩瀬中学校）を選定しました。

平成25年度は、上記4校を対象施設として、屋根の使用を希望する事業者を8月から公募し、選考委員会によるヒアリングを経て10月に事業者を決定しました。発電出力は4施設合計で217.98kWの発電量設備を導入済みです。年間発電量は約23万5千kWhと推計されます。（約70世帯分の電力）

屋根貸しによる使用料収入が年間約24万円あるほか、屋根の防水工事が事業者の負担で実施されました（小坂小、植木小、手広中は全面塗布防水、岩瀬中は一部塗布防水）。また、非常時には発電された電気を市が無償で使用できるなどの利点があります。太陽光発電屋根貸し事業によって設置された設備を含む、市の施設での太陽光を有効利用するための設備の導入状況は表6-18のとおりです。

表 6-18 再生可能エネルギー等（太陽光発電）導入施設

施設名	発電容量	平成26年度の 発電量	設備	導入時期
山崎中央公園	18W	測定不可	外灯 1基	平成8年一月
市営諏訪ガ谷ハイツ	90W	測定不可	外灯 5基	平成8年一月
笛田リサイクルセンター	4kW	4,551kWh	系統照明	平成9年2月
たまなわ交流センター	9kW	9,601kWh	館内電力	平成10年5月
深沢中学校	10kW	8,152kWh	校内電力	平成22年3月
防災備蓄倉庫	約60W	測定不可	倉庫内換気・照明	平成22年一月
第二中学校	3.35kW	3,722kWh	校内電力	平成23年2月
第一子ども会館・たいいち子どもの家	2.16kW	2,270kWh	館内照明ほか	平成24年12月
植木小学校	42.90kW	26,628kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
小坂小学校	42.12kW	22,718kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年9月
岩瀬中学校	51.84kW	32,149kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年8月
手広中学校	81.12kW	29,784kWh	屋上（屋根貸し事業）	平成26年10月

※植木小学校、小坂小学校、岩瀬中学校、手広中学校は設備導入後から平成27年3月末までの発電量

③市施設における再生可能エネルギー等（太陽熱）の導入

市の施設では表6-19のとおり、太陽熱を有効利用するための設備を導入しています。



表 6-19 再生可能エネルギー等（太陽熱）導入施設

施設名	設備	導入時期
今泉さわやかセンター	太陽熱利用（給湯）	昭和62年3月
笛田リサイクルセンター	太陽熱利用（給湯・暖房）	平成9年2月
御成小学校	太陽熱利用（暖房）	平成10年3月
腰越行政センター	太陽熱利用（暖房）	平成11年2月

●再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業 <環境政策課>

再生可能エネルギー等導入推進基金（グリーンニューディール基金）事業は、国の交付金を活用して市の施設に再生可能エネルギーや未利用エネルギー、蓄電池等を導入し、防災拠点の機能向上を図り、災害に強いまちづくりを進める事業です。この基金を活用して市の施設に太陽光発電設備や蓄電池の設置を実施しました。

表 6-20 グリーンニューディール事業

施設名	設備	容量・規格	導入時期
玉縄行政センター	太陽光発電設備 蓄電池	10 kW 10 kW	平成26年度

●電気自動車（EV）の普及促進 <環境政策課>

電気自動車はガソリン車に比べて環境負荷の少ない移動手段として、低炭素社会の構築に向けて普及が期待されています。市ではEVを4台公用車として新たに導入することを決定し、平成24年度に4年リースにより導入しました。また、1,500W電源供給装置を既存のEV2台と併せて6台に搭載しました。この装置を使用すれば、EVのバッテリーから電力供給ができるため、災害等の際に非常用電源として活用できます。またさらなる普及を図るため、本庁舎に設置している急速充電器を無料開放しています。

さらに平成24年度からは、電気自動車を所有する市民を対象に本庁舎（土・日曜日、休日）と鎌倉芸術館の駐車場の無料利用券を交付する「鎌倉市電気自動車利用時の駐車場料金の免除事業」を実施しており、平成26年度も継続して実施しました。（藤沢市との都市連携事業として実施し、希望される方は藤沢市所定駐車場の無料利用券も合わせて交付。）



写真 6-2 電気自動車からの電気供給の様子

## 第7章 環境教育の推進

### 1 環境教育（目標の項目⑮）

目標：環境保全の重要性を認識し、自ら意欲的に行動し、活動の場を広げていけるよう、体系的な環境教育を推進します。

#### ◆目標達成するための指標

環境教育推進計画の運用 環境教育アドバイザー等派遣人数	平成27年度までに延べ1,700人
--------------------------------	-------------------

持続可能な社会を構築していくためには、すべての人が様々な場所で環境保全に向けた実効性のある取組を実践することが必要であり、このためにはすべての人を対象とした環境教育の充実が不可欠であることから、平成15年に環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）が制定され、平成23年には協働取組の推進等を盛り込み、題名を、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律として改正されました。

自然的環境と歴史的環境に恵まれた本市では、環境に対する市民の意識が高く、幅広い分野で市民による自発的な環境保全活動が行われています。

今後は、地域の身近な環境に関する環境教育を推進するとともに、環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働や、地球温暖化問題など地球環境を視野に入れた環境教育について、なお一層充実させることが必要です。

本市では、平成19年12月に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定し、学校等へ環境に関する専門的な知識を有する環境教育アドバイザーを派遣するなど、環境に関する講習会を実施し環境教育の推進を図っています。

平成26年度末、環境アドバイザー等の派遣人数は延べ1,772人です。

#### （1）環境教育をする場、素材の整備

##### ●生涯学習ガイドブック

＜教育総務課＞

毎年発行している「生涯学習ガイドブック」には、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、どんなことでも学べるように、講座・催し物、自主学習グループ・サークル、生涯学習指導者などの情報が掲載されています。また、この生涯学習ガイドブックでは、自然や環境の分野にかかわりのある講座・催し物・グループ等の情報についても紹介しています。

##### ●教育資料の刊行

＜教育センター＞

学校における学習資料など、環境分野の教材の充実に努めています。小学校3・4年生社会科学習資料「かまくら」や中学校社会科学習資料「私たちの鎌倉」、中学校理科学習資料「鎌倉の自然」において、市の環境政策の概要や市内に生息する動植物・地質などについて紹介しています。

## ●子ども酸性雨調査

〈環境保全課〉

子どもたちが調査を通じて大気環境の実態を学習し、大気保全の重要性を理解することを目指し、市内の小中学校等を対象に酸性雨調査を平成9年度から毎年実施しています。平成26年度は、18の小中学校等、479名が参加しました。

調査の結果、酸性雨のpHはここ数年横ばいの状況が続いています。児童・生徒たちからは、「自動車の排気ガスが大気にまじって降る雨が酸性雨だということを初めて知った」「昨年と比べてpHが低く2回の調査とも酸性が強い雨だった」「雪も酸性雨なのだろうか。僕は違うと思うが本当のことを知りたい」などの感想が寄せられました。

酸性雨調査結果はパンフレットにまとめ、調査に参加していただいた生徒へ配布するなど環境学習の資料として使用しています。

表 7-1 子ども酸性雨調査参加者数とpH平均値

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
参加者数(人)	828	778	794	962	479
pH全校平均値	5.5	5.4	5.3	5.7	5.4



写真 7-1 酸性雨パンフレット

## (2) 啓発の推進、環境教育の実践

### ●広報かまくら

〈秘書広報課〉

市の情報提供媒体として、原則毎月2回発行している広報紙「広報かまくら」があります。平成26年度中の主な環境関連情報記事として、住宅用再生可能エネルギー等・省エネ機器設置費補助、クリーンアップかまくら開催、家庭向け省エネ実践講座、清掃施設の理化学検査結果、光化学スモッグへの注意喚起、生ごみ処理機直接販売、電気自動車利用者の駐車場料金免除、環境調査の結果、こちら環境通信局(連載)、かまくら環境白書発行、家庭系ごみの有料化が始まります、ごみの有料袋を販売、4月1日から家庭系ごみの有料化を実施します、ごみの持ち込み事前予約制、ワールドカフェ開催、環境ポスター募集などを掲載しました。

## ●鎌倉ごみ減量通信

<資源循環課>

鎌倉市のごみ減量・資源化施策の紹介する鎌倉ごみ減量通信を、年3回の通常号、また、年1回特集号を発行しました。

## ●J:COM鎌倉

<秘書広報課>

ケーブルテレビ「J:COM鎌倉」の「鎌倉市からのお知らせ」の中で、市の環境政策などの様々な情報について紹介しています。この鎌倉市からのお知らせの放映は、毎月1日～15日、16日～その月の末日の各約15日を1サイクルとして1日4回、週28回です。

※J:COM鎌倉は平成27年4月1日に合併しJ:COM湘南となっています。

## ●かまくらFM

<秘書広報課>

かまくらFMの市政情報番組「かまくらじお」でも、市の環境政策などの様々な情報について放送しています。放送は月曜日～金曜日は1日6回、土・日曜日は1日2回です。

## ●市ホームページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>)

<秘書広報課>

インターネットを活用し、環境関連など様々な情報を発信しています。従来、紙媒体で提供していた情報から電子情報への切り替えによる紙資源の節減などを通じて循環型社会の形成に役立っています。

また、生活環境のページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/index.html>) では、「鎌倉市の環境政策」、「環境調査データ集」などのデータのほか、その時々環境トピックスも掲載しています。あわせて環境計画のページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/seikatsu/kankyouseisaku/kankyokeikaku/index.html>) では、「かまくら環境白書」などの各計画について掲載しています。

なお、ごみ・リサイクルのページ (<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kurashi/gomi/index.html>) でも、「資源物とごみの分け方・出し方」などを掲載し、循環型社会の形成に向けて情報を公開しています。

## ●facebookページ(鎌倉市役所日記) (<https://www.facebook.com/kamakuracity.hisyokoho>)

<秘書広報課>

主に行政情報をお知らせしている鎌倉市役所日記は、省エネに関する講座、市内の清掃・環境保全活動などを掲載しています。鎌倉市役所日記自体の更新頻度は、市役所開庁日であれば1日1回以上ですが、環境に関する催し物の開催日時等によって、随時更新しています。

## ●秘書広報課twitter ([https://twitter.com/kamakura\\_koho](https://twitter.com/kamakura_koho))

<秘書広報課>

市ホームページのトップページある「お知らせ」欄や広報かまくらに掲載された情報を、秘書広報課のtwitterにも掲載しています。twitterには掲載できる文字数に限りがあるので、市ホームページのアドレスを掲載し、詳細は各ページで確認できるようにしています。

●Youtube (<https://www.youtube.com/user/KamakuraOfficial>)

<秘書広報課>

J:COM鎌倉で放送していた市政情報番組「鎌倉市からのお知らせ」や市長記者会見を掲載しています。平成26年度は、家庭系ごみの有料化についての動画も掲載しました。

●市民便利帳

<秘書広報課>

市民便利帳は市役所の窓口などの行政情報や日常生活に役立つよう作成された冊子で、平成26年度版は平成26年9月に発行しました。巻頭の特集ページでは、ごみ減量への取り組みを掲載し、冊子中ほどにある行政ページでは、資源物の収集方法や生ごみ処理機の助成制度などを掲載しています。

●環境に関する図書館資料の充実

<中央図書館>

鎌倉市図書館には、環境をテーマとした資料が3,741点(図書3,436点、雑誌221点、AV資料84点)(平成27年3月現在)あり、市民の環境学習を支援しています。

●学校における環境教育の取組

＜教育指導課・環境政策課＞

身近な自然環境や生活環境等に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身に付けたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市内小・中学校において、総合的な学習の時間での環境教育・学習の充実を図っています。また、私立学校、公立高等学校においても環境教育の推進を図っています。




表7-2 市立小・中学校における取組一覧 (平成27年8月調査)

学 校 名	内 容	学 年
第 一 小 学 校	海・野山で自然と触れ合う	1～3年
	稲、野菜、花の栽培	1～5年
	環境学習（ごみとリサイクル）	3・4年
	地域清掃（クリーンかまくらキャンペーン）	3年
第 二 小 学 校	稲、野菜、花の栽培	1～6年
	環境学習（ごみ問題・リサイクル）	4年
	酸性雨調査	6年
御 成 小 学 校	環境学習（ごみの分別）	全学年
	環境学習 水の学習	4年
	野菜の栽培・無農薬野菜について	1～4年
稲 村 ヶ 崎 小 学 校	稲・野菜の栽培	3～5年
	生物の飼育	3年
	牛乳パックリサイクル	全学年
	湧水・川・海の調査	3・4年
	地域の自然調査	3・4年
七 里 ガ 浜 小 学 校	生物の飼育、稲・植物の栽培と収穫	全学年
	広町の自然と触れ合う	1～5年
腰 越 小 学 校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	生物の飼育	3年
	上下水道について	4年
深 沢 小 学 校	稲・野菜・草花の栽培と収穫	全学年
	環境学習（酸性雨について）	6年
	環境学習（ごみ問題）	4年
	地域の自然調査	4年
	谷戸の活動	6年
小 坂 小 学 校	稲の栽培	5年
	野菜の栽培・収穫	若竹級
	湧き水・水の学習	3・4年
	環境学習（環境政策課出前授業：ゴミについて）	4年
玉 縄 小 学 校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	農家の訪問と調べ学習	3年
	環境学習（出前授業・ごみ問題）	4年
山 崎 小 学 校	地域の自然観察	4・5・6年
	稲・野菜の栽培	1～6年
	生物の飼育（カイコの飼育）	3年
西 鎌 倉 小 学 校	稲・野菜・花の栽培	1・2・5年
	自然との触れ合い・観察	1・2年
	生物の飼育	2年
	環境学習（資源循環課出前授業・浄化センター・クリーンセンター見学） ごみと水について	4年 5年

学 校 名	内 容	学 年
今 泉 小 学 校	稲の栽培	5年
	野菜の栽培	2・5・6年
	環境学習（出前授業・ごみの話）	4年
	環境学習（出前授業・地球温暖化）	5年
富 土 塚 小 学 校	稲・野菜・花・へちま栽培	1・2・5年
	牛乳パックリサイクル	全学年
	植物栽培、畑づくり	1・2・5年
富 土 塚 小 学 校	中央公園の自然と触れ合う	1年
	環境学習（水・ごみの調査・学習）、グリーンマップづくり	4年
	落書き消し	6年
関 谷 小 学 校	稲・野菜・草花の栽培	全学年
大 船 小 学 校	稲・野菜・花の栽培	全学年
	環境学習（ごみについて）	4年
	水について	5年
植 木 小 学 校	野菜の栽培	1・2・5・6年
	ごみの分別収集を通じてごみ問題を考える	全学年
第 一 中 学 校	環境学習修学旅行やキャンプで自然や環境保全の必要性について	2・3年
	海の教室	1年
第 二 中 学 校	グリーンコースの整備	全学年
	身近な自然環境の保全活動	1・3年
	作物の栽培	1年
御 成 中 学 校	さつまいも栽培、学校林の手入れ	1年
	環境学習（市の緑保全の取組等）	1年
	南斜面の整備	2年
腰 越 中 学 校	作物の栽培・収穫	1年
	海や川の清掃	全学年
深 沢 中 学 校	校地緑化活動	全学年
手 広 中 学 校	エコ新聞づくり	1年
	地域清掃活動、リサイクル活動	全学年
	学校緑化・緑のボランティア	全学年
大 船 中 学 校	「郷土」をテーマとする調査・体験活動	全学年
玉 縄 中 学 校	環境をテーマとした調べ学習	1年
岩 瀬 中 学 校	地域の自然環境をテーマとした調べ学習	1年
	自然学習（里山の下草刈り）	3年

また、各学校全体の運営においても節電・節水などの省エネルギー化、紙の購入量の削減など環境への負荷低減に努めています。

## 私立学校における環境教育の取組

学 校 名	鎌倉女子大学中等部・高等部	代表者	部長 志摩 尚平
<b>取組状況</b>			
<p>鎌倉女子大学中・高等部では、学校農園を活用した環境教育を10年以上前から行っています。26年度もサツマイモ、ジャガイモ、ダイコン、枝豆など、多様な作物栽培に挑戦し、農園で育てた作物を自分たちで調理して食べる活動を行っています。</p> <p>作物は無農薬で育てており、木酢液や竹酢液で虫除けを行っています。また、自分たちの手で土を耕し、土壌の分解の役割を担うミミズなどを自分の目で見ることは、貴重な経験となります。このように、作物栽培の初めから終わりまで携わることにより、作物栽培の大変さや収穫する喜びを味わうことができます。</p>			
			
ジャガイモの土寄せ		サツマイモの収穫	
			
ジャガイモの調理		ダイコンの間引き	



学 校 名	鎌倉女子大学	代表者	福井 一光 学長
<p><b>取組状況</b></p> <p>鎌倉女子大学は平成15年4月、松竹大船撮影所跡地に大船キャンパスを開設されて以来、野外教育施設「東山ビオトープ」を活用した自然観察活動、全学的な総合教育（一般教養）科目「生活と環境」における環境問題学習を中心に環境教育を推進してきました。</p> <p>1. 野外教育施設「東山ビオトープ」</p> <p>昭和初期まで農家が水田に隣接する里山として利用してきた小規模緑地（約1.5ha）に池や観察路を増設した大型の学校ビオトープです。</p> <p>とくに平成15年、鎌倉市役所のビオトープから譲り受けて自然繁殖させた滑川水系メダカ（通称「鎌倉めだか」）は数千匹の個体群に成長し、授業の空き時間などに自由に観察できる生き物教材として親しまれています。メダカは戦前の初等教育理科においては野生の群れを対象に「メダカすくい」して飼育観察する教材として扱われましたが、現代の小学校教育においては、ほとんどの場合、業者から卵を購入して発生の様子を観察する単なる理科教材となっており、環境教材としての側面が薄れています。本学では、平成23年から今年度に至るまで、併設初等部と連携したメダカの学習を実践してきました。小学5年生理科の単元「さかなの誕生」を、ビオトープ池で自然繁殖するメダカを網で捕獲するところから始め、メダカが適応してきた自然環境がどのようなものであるかを考える機会がもてるよう取り組んでいます。小学校教員養成課程を履修する児童学科、教育学科の学生に対しては、理科教育について学ぶ科目を利用して、同様の活動を体験し、自らが教員になったときに実践できるよう指導しています。</p> <p>その他、児童学科のゼミナールにおいて、キャンパス内の野鳥観察、特定外来生物タイワンリスの行動観察などを実施しています。これらはごく一部の学生を対象とする試みですが、生物多様性とそれを脅かすリスクを学び考える環境教育となっています。</p> <p>2. 総合教育科目「生活と環境」</p> <p>1992年のリオデジャネイロ地球サミット以来の課題である生物多様性保全、地球温暖化対策のような地球規模の環境問題から肉食、ゴミ、外来種など身近な活動や環境要素がもたらす環境問題まで広く学び考える環境教育を実践しています。</p> <p>とくに、科目担当者自身がフィールドワークをおこなうアフリカの野生動物や気候変動に関する話題を多く盛り込み、異国の現状に自然と興味がわくような工夫をしています。また、大量消費社会から循環型社会への転換の重要性についても、高校までに学ぶ機会がなかった学生が多い現状があります。身近な話題として、目下、鎌倉市にとって喫緊の課題であるゴミ減量化の問題を取り上げ、討論型学習を通じて理解を深め、問題解決の当事者としての自覚が自然に生じるよう工夫しています。</p>			

学 校 名	北鎌倉女子学園中学校・高等学校	代表者	瀧本 聡
-------	-----------------	-----	------

### 取組状況

鎌倉三大緑地のひとつである台峯緑地に囲まれ、自然に恵まれた本校では、中学1年生を中心として、その豊かな自然を利用して環境教育を行っています。まず、中学1年生時に学習する理科では「身近な植物の観察」を校内の広い野外にて行います。近頃の子どもたちにとっては珍しい様々な「野草」を観察することができます。また夏には野辺山合宿を行い、登山を通して北鎌倉とは大きく異なった自然に接しています。そして学年末には「北鎌倉の景観を後世に伝える基金」のボランティアの方々に講師をお願いして、北鎌倉山歩きを行います。身近に自然を感じることができ、耕地から自然に戻った遷移も実際に見ることができます。こうして一年を通して自然本来の姿を理解し、人間と自然の共存を学ぶ機会としています。

他に中学3年生が水質調査（COD）を学校周辺の野外、小袋谷川にて行います。生物実験室には、以前鎌倉市よりいただいた「鎌倉メダカ」が飼育展示されています。また科学部では、環境保全課で主催している酸性雨調査に毎年参加しています。高校3年生が学園内の芝地の植生調査も行っています。



学 校 名	鎌倉女学院中・高等学校	代表者	錦 昭江
<b>取組状況</b>			
中1			
「富士五湖周辺自然観察」で、2泊3日で次のような研修を行い、環境学の基礎として、自然に関心を持ってもらいました。			
第1日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士湧水の里水族館にてワークシートを用いた淡水魚の観察</li> <li>・ インストラクターの解説を聞きながら、青木ヶ原樹海ウォーク</li> </ul>			
第2日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットボトルを使って山中湖の生物を採集</li> <li>・ 山中湖畔に落ちている釣り糸の回収</li> <li>・ 山中湖をきれいにするための方法について話し合い、班ごとに発表</li> </ul>			
第3日			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山梨県環境科学研究所及び生物多様性センターの見学</li> </ul>			
中3			
「環境」という授業を1年間行い、環境問題について班ごとに調べ、次のようなテーマで発表してもらいました。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミとリサイクル</li> <li>・ エネルギー問題</li> <li>・ 地球温暖化 等</li> </ul>			
高2			
4泊5日の「フィールドワーク沖縄研修」で、事前のリサーチや事後のレポート提出を通して、沖縄の自然や環境問題について学びました。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前リサーチでは、授業や書籍、インターネットで沖縄の環境問題について学びました。</li> <li>・ 4泊5日の研修ではマングローブの観察や海洋生物の観察を通して沖縄の自然を体験的に学びました。</li> <li>・ 事後のレポートでは、さんご礁の被害など海洋生物の問題について報告しました。</li> <li>・ 英語の授業の中で環境問題に取り組み、カナダの活動家のビデオを観て自分たちの意見を発表し合いました。</li> </ul>			
高3			
英会話の授業の中で、4技能を使いながら、プレゼンテーションするプロジェクトの中に環境問題を取り上げ、ディベートをするグループがありました。			
中学生			
次の「土曜講座」で自然観察の仕方を学びました。			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ビーチコーミング」では、材木座海岸の漂流物を観察</li> <li>・ 「バードウォッチング」では、鎌倉八幡宮周辺の鳥の観察</li> </ul>			

学 校 名	清泉女学院中学高等学校	代表者	高倉 芳子
-------	-------------	-----	-------

### 取組状況

清泉女学院化学部水質検査

#### 《概要》

清泉女学院化学部では、校内の水道水、池の水、および大船駅前を流れる柏尾川の水を対象とした水質検査を、毎年6月と10月に行っています。その歴史は長く、2014年度は34回目の実施となりました。検査項目には、pH、透視度、過マンガン酸カリウム消費量、塩化物イオン濃度など初期から行っているものと、溶存酸素量(DO)、パックテストといった時代の変遷に応じて取り入れたものの両方があります。

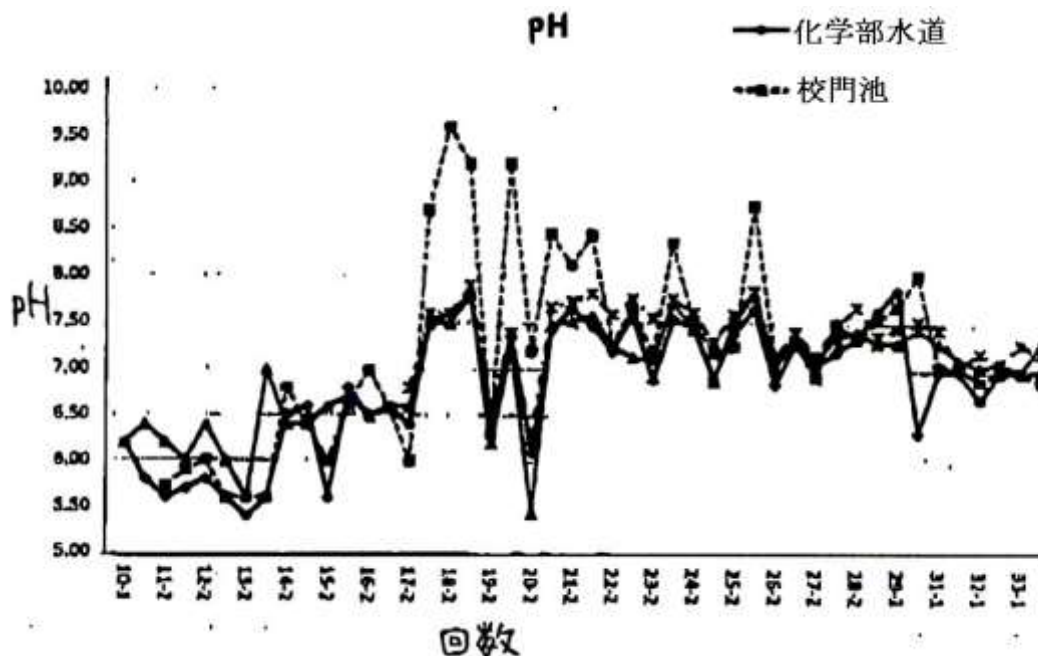
#### 《2014年度の取り組み》

例年、水質検査実施後には各測定値について考察を行なっていますが、その際、近年のデータのみを比較対象としてきました。2014年度は、古いデータを活用し長期的なスパンでの考察を行いたいという観点から、過去のデータをグラフにし、値の変動の原因や、どの程度の値ならば平常と判断するかを考えました。今後の水質検査で活用していきたいと考えています。

以下のグラフは、pHのデータをグラフにしたものです。

横軸の「10-2」とは、第10報の2回目の結果であることを表します。(各報には6月と10月の2回分のデータが含まれます。古いものについては、すべてのデータを表記していません。)

このグラフにより、年々少しずつpHは高くなっている(アルカリ性寄りになってきている)ことが分かったので、酸性雨との関連などを考察しました。



学 校 名	鎌倉学園中学校・高等学校	代表者	竹内 博之
<p><b>取組状況</b></p> <p>本校では環境問題への取組の一環としてゴミの分別、清掃指導を生徒に行ない、その実施をさせています。また、問題意識を高めるためにホームルームの時間を使ってゴミにまつわる話をしていきます。それに加えて理科や国語の時間に授業の内容と関連づけて地球の温暖化、環境破壊といった内容の教育ビデオを見せたり、教材として取り上げたりして生徒たちが環境問題に関心を持つことも行なっています。体験学習としては中学1年生と2年生で6月の海開き前に鎌倉の材木座と由比ヶ浜の海岸清掃を実施しています。また、年に数回クラス単位で、道徳教育の一環として北鎌倉から本校までの通学路の清掃を実施しています。生徒たちにいかに多くのゴミが落ちているかを知ってもらうとともに自分たちはゴミを捨てないという意識を持ってもらおうと思っています。その他、環境問題に関心を持ってもらうために中学生には夏休みの宿題として美化に関するポスターの作成を課します。高校生ではインターアクト同好会や生徒会が中心となってボランティア活動の一環として鎌倉の通学路や海岸の清掃、さらに標識を磨くなどの活動もしています。</p>			

公立高等学校における環境教育の取組

学 校 名	神奈川県立大船高等学校	代表者	校長 林 俊晴
<p><b>取組状況</b></p> <p>大船高等学校は、六国見山の中腹にあり、天気の良い日には富士山や丹沢の山々がくっきりと望めます。周りは多くの緑に囲まれ、鳥の鳴き声も聞こえる静かで環境のよい学校です。そんな本校における環境教育に関するさまざまな取組みの中から、3点を紹介させていただきます。</p> <p>○ <b>ごみの分別と資源化の取組みを地道に継続しています</b></p> <p>大船高校生徒会組織の一つである美化委員会では、年間を通して校内のごみの分別、リサイクル紙の回収、校内美化の促進などに取り組んでいます。</p> <p>各教室には燃えるごみ、プラごみ、缶、ペットボトル、紙パックなどのゴミ箱とともに、リサイクル紙の回収箱を常設しています。行事などで大量のごみが出る時には、生徒が分別状況を確認しています。紙ごみは捨てればごみだが、回収すれば資源になるという意識をもって回収に努めています。そのような地道な活動の結果、生徒のごみの資源化に対する意識も徐々に育って来ています。</p> <p>○ <b>家庭科では、環境に関する課題解決授業をおこなっています</b></p> <p>2年次には、夏休みに全生徒が自らの生活の中に課題を見つけ、解決に取り組む「ホームプロジェクト」をおこなっています。「エコクッキングを考える」「捨てる前にリメイク料理」「リサイクルのために、ゴミ箱の工夫」など、昨年度も環境問題に対する生徒自身の取組みや工夫などに関するレポートが提出されました。それをお互いに発表し合うことで知識や体験を共有し、環境に関する諸問題や解決策等への更なる取組みのきっかけとなればよいと考えています。</p> <p>○ <b>保健の授業で、環境問題について学習しています</b></p> <p>2年次の保健の授業では、大気汚染や水質汚濁と健康への影響、産業廃棄物やごみの処理、食品衛生の問題などについて学習しています。特にごみ処理の問題では、処理の限界が近づいていること、ごみを資源として再利用すること、そのためにはごみの分別が重要であることなどについて学び、環境問題への関心や意識を高めています。</p>			

学 校 名	神奈川県立鎌倉高等学校	代表者	真壁 広道
<b>取組状況</b>			
1) 公民科			
<b>【現代社会】</b>			
①地球環境に関して、身近な問題から地球環境問題を認識し、先進国や発展途上国の主張の相違を踏まえ、環境問題に対する世界的取り組みや自分たちの環境に対する考えを深めた。			
②資源・エネルギー問題に関して、エネルギーの効率的利用、循環型社会形成推進基本法と関係法、新エネルギーについて学習し、自分たちにできることは何かを考えた。			
③経済のしくみに関して、企業の社会的責任(CSR)について学習し、国際標準化機構のISO14000シリーズの取得、環境保護活動、環境配慮型商品の生産およびゼロエミッションなど、現代の企業が利潤追求のみならず、環境にも配慮した行動が求められる時代になっていることを認識した。また、外部不経済の典型的なものとして、公害を取り上げ、社会的費用をどのように負担すべきか考察した。			
<b>【政治・経済】</b>			
日本国憲法の基本原理である「基本的人権の保障」について学習し、環境権について、大阪空港騒音訴訟やいくつかの判例を取り上げて問題点や対策を考察した。			
2) 理科			
<b>【生物基礎】</b>			
「生態系とその保全」の単元で、環境保全や生物多様性の重要性について考察した。			
<b>【化学基礎】</b>			
「酸・塩基」の単元で、身近な物質のpHについて学習し、そのうえで酸性雨についてその性質と環境への影響について学習した。			
3) 英語			
<b>【コミュニケーション英語Ⅰ】</b>			
教科書の Old but New の文を読み、ふろしきを通して物を大切にするという日本人の精神を知るとともに「持続可能な開発」とは何か、環境を守るために何ができるかについて英語で話し合った。			
4) 保健・体育			
<b>【保健】</b>			
「社会生活と健康」の単元において、私たちを取り巻く自然環境やそれを良好に維持するしくみ、社会制度などを学習した。具体的には、①大気汚染、②土壌汚染・水質汚濁、③環境衛生生活のしくみと働き(環境汚染物質の発生を抑えるための社会的な対策)、④健康被害の防止と環境対策(健康被害を防ぐための認識と自らできること)について学び、③、④については、調査学習し、それをレポートにまとめ発表を行った。			
5) 家庭科			
<b>【家庭基礎】</b>			
① 紙おむつの実験などを通じて、日頃、便利さを重視することよりも、ひとりの消費者として経済面や健康面、物の廃棄についても考慮し、消費者としての責任を果たす行動を身につけることを学習した。			

- ② 生徒の利用も多いコンビニエンスストアでは、食品の廃棄量は、全国で年間 1,000 億円規模であり、1ヶ月で1日分の売上高と等しい廃棄が出ている現状をふまえ、賞味期限や消費期限について正しく理解させ、家庭の味の重要性や食材選びの方法などを考えさせる授業を展開した。
- ③ 環境にかかわる表示マークなどを提示し、消費者として、生活の中で意識し積極的に利用することで循環型社会を目指すことを展開している。

#### 6)かまくら学

「かまくら学」とは、1年生の「総合的な学習の時間」を中心に実施され、「鎌倉」を学習の素材として豊かな教養を身に付けることを目標としている。鎌倉に関する講演会を開催して鎌倉に関する知識を深め、研究テーマを設定し、夏休みの予備調査や秋の「かまくら探索」などの学習を経て、1月に研究レポートを完成させた。

「かまくら学」を通じて、鎌倉の史跡の草刈りや森の手入れなど、地域との協働による環境保全活動や鎌倉の自然や食文化、地形など、鎌倉の環境に関する研究テーマにも取り組んだ。

#### 7)ボランティア活動(協働メニュー・地域貢献活動)

- ①かまくら学の協働メニューの活動の中で、広町の森市民協議会の活動や鎌倉風致保存会の活動に参加し、市民によって守られている鎌倉の自然について学ぶ機会を持った。
- ②地域貢献の活動として、海岸清掃を中心とした地域清掃を行なった。



●夏休み子ども向け自然観察会

＜環境政策課＞

子どもたちが身近な動植物や地域の自然に触れ、環境について考えるきっかけづくりをすることにより、継続した環境保全行動の実践につなげることを目的に夏休み自然観察会を開催しています。

平成26年度は、小学生（幼稚園年長含む）14名（保護者7名）が参加しました。



写真 7-2 夏休み子ども向け自然観察会

●環境教育の人材派遣

＜環境政策課＞

平成19年4月1日に体系的な環境教育の推進を図るため、学校等の環境教育の場へ環境に関する専門的な知識を有する又は活動経験を有する環境教育アドバイザーを派遣する制度を創設しました。平成26年度は、市内の小中学校、その他の団体に延べ42回環境教育アドバイザー等を322人派遣しました。

表 7-3 環境教育の人材派遣実績

	平成19 ～22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
回数 (回)	97	40	38	42	42	259
派遣人数 (人)	698	244	246	262	322	1,772
参加人数 (人)	7,641	2,782	2,361	2,317	2,277	17,378

●環境出前講座

＜環境政策課＞

主に小中学校からの要望に基づく環境出前講座を実施しました。講師は市職員と事業者で、平成26年度は4回開催し、受講者数は合計156人でした。

平成26年度は表7-4、表7-5のとおり実施しました。

表 7-4 環境出前講座実績

	平成21 ～22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
回数 (回)	18	8	6	6	4	42
受講者数 (人)	1,337	224	261	210	156	2,188

表 7-5 環境出前講座 平成26年度の内訳

No.	月日	対象	人数	場所	内容
1	7月7日	第一小学校	132	第一小学校	エネルギーの有効活用と電気自動車について
2	7月9日	御成中学校	6	御成中学校	エネルギーの有効活用と電気自動車について
3	7月10日	第二中学校	13	第二中学校	エネルギーの有効活用と電気自動車について
4	10月28日	箱根町立箱根中学校2年生	5	鎌倉市役所	ごみ問題について 鎌倉市の環境について
合計			156		

●環境保全に関する作品コンクール

<環境保全課・みどり課・下水道河川課>

啓発を目的として、平成7年度から毎年、市内の小学校4～6年生と中学生を対象に環境保全に関するポスターの「作品コンクール」を実施しています。

平成26年度は「緑」（小学生4～6学年、中学生対象）と「まちの美化」（中学生対象）という二つのテーマで実施しました。応募作品（ポスター）は、緑に関するものが304点、まちの美化に関するものが329点で、その中から「美化」では、26点、「緑」では42点が優秀作品として選ばれました。

小中学生及び一般の方を対象に9月10日の「下水道の日」にちなみ、公益社団法人日本下水道協会及び(株)日本水道新聞社主催で、「下水道いろいろコンクール」が実施されました。

●環境保全関連講座の開催

<青少年課><教育総務課>

市民や青少年を対象に、環境保全に関心を持ってもらうため、表7-6のとおり講座を開催しました。

表 7-6 環境保全関連講座開催状況

講座名	開催期日・主催	参加者数
鎌倉野菜と鎌倉しらす ー鎌倉の“地産地消”を知るー	平成26年5月22, 29日 6月5日 大船学習センター	54人
世界遺産探訪	平成26年10月16, 21, 28日 11月4, 11日 大船学習センター	188人

平成26年度は、青少年課は該当講座無し。

●消費生活移動教室・消費生活講座の開催

〈市民相談課〉

身近な生活知識（食の安全、住生活、金融商品の知識など）をテーマに取り上げて、学習の場を提供しています。平成26年度に開催した環境問題に関連した教室等の状況は表7-7のとおりです。

表 7-7 移動教室・消費生活講座の概要（環境問題関連）

講座名	内 容	参加者
夏休み子ども教室 実験してみよう！台所排水の環境への影響・飲み物の甘さ	飲み残し、食べ残しによる排水が環境に与える影響を学ぶ。また、ジュースなどに含まれている糖分の量を実験によって確認する。	32人

●こどもエコクラブ

〈市民・事業者〉 〈環境保全課〉

次世代を担う子どもたちに対する環境保全活動・学習の場として、平成7年度から環境省が主唱して都道府県や市町村との連携で始まった「こどもエコクラブ」があります。こどもエコクラブは、子どもたちが自発的に楽しく継続的な活動を行うことを目的としています。

なお、市内のクラブ数は、表7-8のとおりです。

表 7-8 こどもエコクラブ登録数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	4	2	0	1
メンバー数	164人	55人	—	46人

### (3) 各主体の連携

「環境共生都市の創造」に向けた具体的な目標を達成していくためには、市民、事業者、滞在者、市のそれぞれが環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を理解することが重要です。市民団体等の協力を得て、環境教育・学習を推進するとともに、自発的な環境保全行動の取組を活性化し、その活動を広げ、地域社会全体に定着させていかなければなりません。

#### ●環境保全団体活動に対する支援

＜環境保全課＞

市では、市内の環境保全団体の自発的な活動を促進するための支援策として、環境保全に関する学習会等を行う場合に講師を派遣する助成のほか、活動における通信費の負担を軽くし、より多くの環境保全情報を提供するため、環境保全団体の会員の方への会報などを郵送する通信助成を行っています。さらに、環境保全団体を実施する催しについての後援も行っています。後援の内容は、後援名義の使用承認、催しの施設提供、「広報かまくら」への掲載及び必要な電話の取次ぎなどです。なお、これまでの実施状況は表7-9のとおりです。

表 7-9 環境保全団体に対する支援の実施状況

年 度	通信助成		講師派遣助成		後 援	
	団体数	支援実績	団体数	支援実績	団体数	支援実績
平成23年度	6	1,250通	—	—	2	3回
平成24年度	5	737通	—	—	4	5回
平成25年度	4	501通	—	—	3	3回
平成26年度	4	413通	—	—	1	1回

#### ●市内環境保全団体等の活動状況

＜市民・事業者＞

市内には、自然保護、美化、環境教育など環境保全に関する様々な活動を行っている市民団体があります。

これらの団体から平成26年度の活動内容を報告内容をしてもらい、原文のまま掲載しました。

団体名	鎌倉を美しくする会	会員数	26名	代表者	高田 晶子
活動目的	バス停ベンチ維持活動・落書きゼロの美しいまちづくり				

### 【活動の内容】

#### バス停ベンチ維持活動と周辺見回り

- ・手広バス停（吉田整形外科敷地内）ベンチが破損。腰越の株式会社イソダ様のご厚意で修理してくださいました。お蔭で市内バス停に設置したベンチ77台は健在です。

#### 落書き（貼り紙含む）発見と除却活動

- ・通年パトロール。平成21年度スタートした市との「落書きのないまちづくり」協働事業は6年経過、落書き・貼り紙はその8割が10年以上書いている少数の常習犯の犯行と分かりましたが、現場を見つけるまでには至っていません。
- ・しかし、協力し合うネットワークも築かれ、県、東電、事業者、市民の努力が効を奏し、発見次第対処する仕組みも出来、鎌倉市では常に落書きゼロが保持できるまでになりました。落書きは早期発見、早期消去、市民をはじめ多くの人々の目と、通報が欠かせません。
- ・サポーター参加により、観察力も高まり件数が多くなっています。今年度は初めて落書きより貼紙の件数が多くなりました。落書きし辛い環境の表れです。

(グラフ1) →



#### 啓発美化活動・パネル展

- ・市民活動の日フェスティバル・パネル展示: : 鎌倉市生涯学習センターにて「落書きNO!は地域みんなの願い!」H21~H25データの表示と分析結果
- ・落書きされない街づくりまち磨き: かまくら認知症ネットワーク他と協働のまち磨き清掃活動(5回)。鎌倉駅地下道壁及び横須賀線ガード下壁タイル磨き

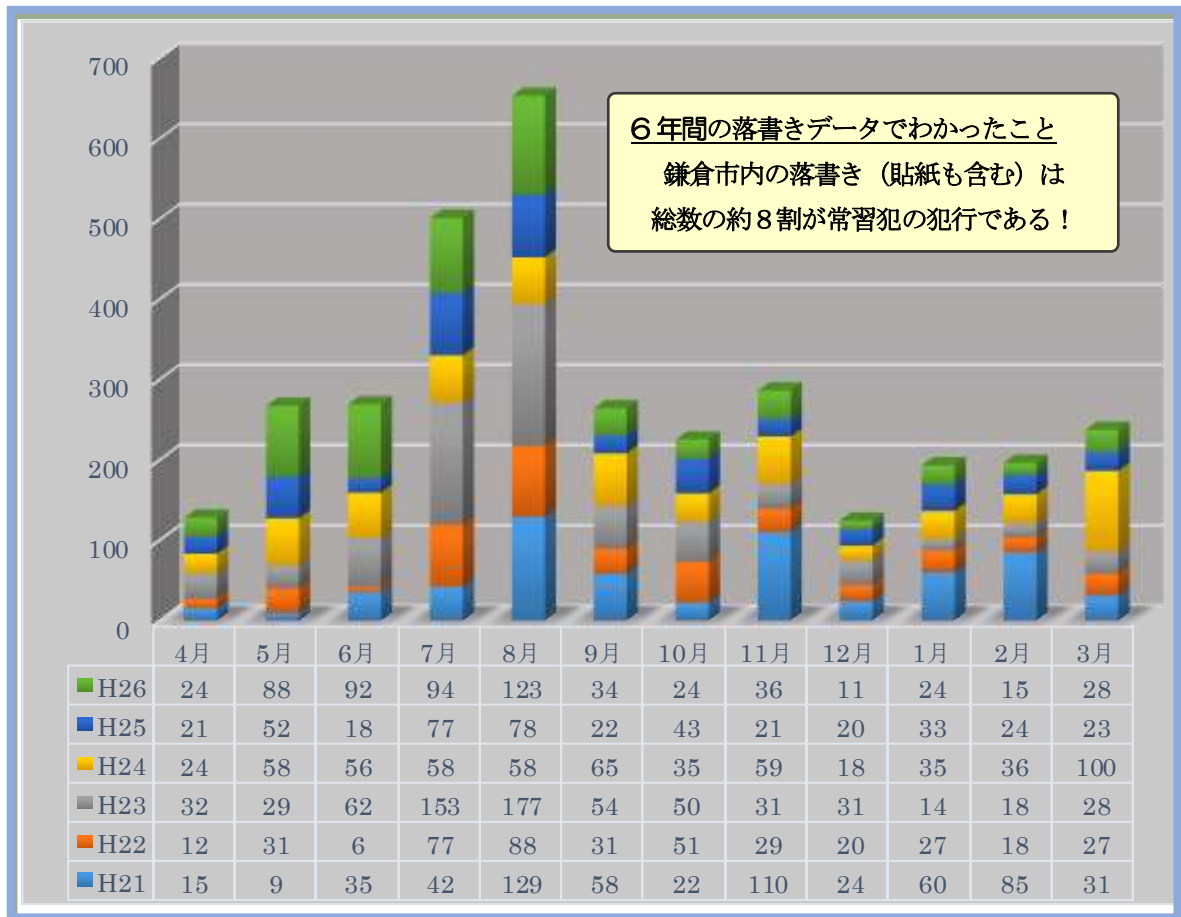
#### 特記事項

- 「夏海水浴シーズン」由比ヶ浜海水浴場に防犯カメラ設置。ハードデスク管理保管に海水浴場組合、鎌倉市の協力が得られたのは画期的なこと。多額の費用をかけたものの残念ながら常習犯には辿り着きませんでした。
  - 市民参加で効果があがるFixMyStreet学習会開催。会員のほかに市職員17名参加
  - 3R推進協議会功労者表彰(高田受賞)
  - 若宮大路街路灯柱が塗り替えられました!!!
- ① 2014年11月藤沢土木事務所 鎌倉警察 東京電力(株)藤沢支社 鎌倉市長宛て「美しい景観づくり・若宮大路等の美化維持に関する提言」を提出。神奈川県藤沢土木事務所には、若宮大路街路灯支柱の上塗りを提言。100本に近い街路灯の殆どの塗り直しが実現しました。海岸橋から、滑川交差点までの街路灯は、塩害で傷んでいるため、新品に取り換えられるそうです。

② 滑川交差点海岸側に灯りの部分がない街路灯の残骸柱 2 本に気づき撤去をお願いしたところ、翌日撤去が実現しました。

(グラフ 2)

2009年～2014年度 (H21～H26) 月毎合計の鎌倉市内落書き経年変化



	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)
落書き件数	620(307)	417(187)	679(329)	620(238)	432(227)	593(369)

※注：カッコ内の数字は落書きに含まれる貼り紙の件数です

上記のグラフは平成 21 年度から 6 年間、毎月鎌倉市内の落書き件数を記録した結果をグラフ化したものです (貼り紙件数も含む)。件数は必ずしも減ってはいませんが、大物の落書きはかなり減りました。

以上

団体名	かまくら環境会議	会員数	32名	代表者	大道不二子
活動目的	自然保護、調査活動、環境啓発、環境学習支援、学習会、情報発信				
<b>【活動の内容】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鎌倉市の河川維持管理協力団体として、扇川の生物・水質調査を原則として奇数月の土曜日に、水部会を中心に年5回実施しました。その他、ホタルの観察会を2回（扇川 関谷川開催しました。また、扇川の清掃及び草刈を1回行いました。</li> <li>○ 2月に学習会「扇川のデータから」講師 久保廣晃さんを囲んで鎌倉の川について学びました。</li> <li>○ 3月に見学会「小網代の森」を開催し会員以外の参加もありました。</li> <li>○ 大気中の窒素酸化物測定を6月と12月に年2回実施しました。</li> <li>○ NPO センターフェスティバルに展示参加し会のアピールをしました。</li> <li>○ まち美化運動連絡会に参加し、美化活動に協力しました。</li> <li>○ 4月と9月に神戸川環境調査を実施しました。</li> <li>○ かまくら環境保全推進会議に団体委員として参加し、市の環境政策推進に協力しました。</li> <li>○ 「扇川だより」を発行しました。</li> <li>○ 会報「エコ・コミュニティ」を2回発行しました。</li> <li>○ 石原谷戸と関谷川の環境調査を3回実施しました。</li> <li>○ 6月15日に総会を開催し、総会終了後、杉山順子さんから「海藻に親しむ」と題して楽しいお話を聞きました。</li> <li>○ 行政主催の環境教室に協力しました。</li> </ul>					
<b>【活動の成果】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○扇川の水質・生物データを市に提供し、共有することができました。</li> <li>○環境教育では、市民や子供達への支援をすることで、啓発の一端を担えました。</li> <li>○行政や企業、また他の市民団体との協働により、意識の共有ができました。</li> <li>○環境保全やまち美化に貢献できました。</li> <li>○「よへい屋敷谷戸の会」にアドバイザーとして参加しました。</li> </ul>					

団体名	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会	会員数	235名	代表者	相川 明子
目的	鎌倉中央公園の貴重な谷戸景観や多彩な動植物を保全する市民活動				
<p><b>【活動の内容】</b></p> <p>「鎌倉中央公園」第一工区開園(1997年)以来、運営協力してきた谷戸ボランティアの会10団体の各活動を継承し、準備会議を重ね2004年4月に全面開園に合わせて行政との協働で本会を発足させました。2008年4月より特定非営利活動法人団体となりました。</p> <p>当会は7つの活動班①田んぼ班(湧き水を利用した伝統的作業の米作り)②畑班(根菜・豆・麦等を中心に、堆肥を利用した循環型の無農薬農法)③雑木林管理班(下草刈りや間伐などの雑木林の手入れなど)④農芸班(農産物・谷戸資源の加工)⑤自然遊び班(農作業の手伝いを含む子どもの自然遊び)⑥生態系保全班(動植物の観察や調査、小動物が住みやすい環境作り)⑦植物育成班(谷戸に自生する植物の保護、育成)を設け、この班活動を中心に鎌倉中央公園内の谷戸において、昔ながらの農林作業や保全作業を行いながら、谷戸の景観と自然生態系を守り育て、里山の復活再生を目的としています。</p> <p>&lt;年間の活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7つの班により、季節に応じた保全活動を実施(270回) そのうち、70回は公園協会との協働事業</li> <li>・事務局の運営(木曜を除く毎日6時間、交代制で実施)、一般市民、各種団体の問い合わせ対応・案内、行政交渉、広報活動、各メディアからの取材対応、谷戸パトロール、各班の平日補助作業等</li> <li>・谷戸まつりを開催し(年2回)、公園で収穫した農産物や加工品を会員・一般市民に頒布</li> <li>・会報の発行(年6回) 谷戸塾開催(全56回 内訳: 田んぼ・畑・雑木林管理班の作業各49回、谷戸講座7回実施) 環境省主催モニタリングサイト1000里地調査・事務局員向け勉強会開催</li> </ul> <p>&lt;行政、公園海浜課、公園協会との協働など&gt;</p> <p>公園利用者懇談会出席(1回)、鎌倉中央公園管理運営協議会出席(1回)、3者協議に出席(4回)</p> <p>&lt;主要事業及び公園協会との協働事業&gt;</p> <p>理事会(3回)、谷戸まつり(2回)、お泊り里山体験、活動連絡会議の開催(1回/月)、「ホタルの紙芝居」とパトロール6/1～7/20まで15回、春の七草・どんど焼き</p> <p>&lt;体験学習の受け入れなど&gt;</p> <p>鎌倉市環境政策課・環境アドバイザーに登録し、学校との連携を深めています。毎回、事前に学校、担当者間で打合せ、実施後は担当者・体験学習スタッフ間で反省会を行い、活動記録を作成・保管しています。子ども達が学校でまとめたふりかえり(感想文)と活動記録をもとに、さらに学習、活動が充実するよう努めています。深沢小学校5年生 特別支援教室ひだまり 富士塚小学校5年生 横浜国大付属小5年生 深沢中3年生 玉縄中3年生 風致保存会主催 その他、深沢小学校教員補助作業、鎌倉市保育士講座、富士塚小教員補助作業</p> <p>&lt;他団体の受け入れなど&gt;</p> <p>自然環境復元協会主催 若手ボランティア(かまくらレンジャーズ)・PHD研修生 谷戸体験・かまくら子育て支援グループ懇談会と共催 かまくらママ'Sカレッジ「サトイモとどろんこ」・青空自主保育「やんちゃお」保全活動・青空自主保育「ここにこ会」保全活動・青空自主保育「なかよし会」保全活動・県職員研修・かまくら認知症ネットワーク「かまくら散歩」・JR東日本「鎌倉山崎・森人の会」保全活動・「命を守る南相馬防潮堤」プロジェクト 鎌倉山崎・森びとの会 保全活動</p> <p>&lt;他団体への訪問・交流・会議出席など&gt;</p> <p>山崎の夏祭り協力・深小ふれあい広場にて炊き出し・かまくら子育て支援グループ懇談会・鎌倉女子大共催の「かまくらパパ・ママカレッジ」に展示発表・横須賀市職員、NPO団体視察</p> <p>&lt;講演会・事例発表など&gt;</p> <p>もり・みずカフェ 水源環境を守る市民団体活動展示参加</p> <p>&lt;PR・展示活動&gt;</p> <p>NPOセンターフェスティバル参加・鎌人いち場参加・NPOセンター地下道ギャラリー展示・かまくら子育て支援グループ懇談会鎌倉女子大共催の「かまくらパパ・ママカレッジ」にパネル展示</p> <p>&lt;取材・掲載&gt;</p> <p>鎌倉FMで毎月第2第4水曜日の朝「おはよう かまくら」にライブ出演・KCTV(年間数回)</p> <p>&lt;農産物の寄付提供&gt;</p> <p>梶原山町内会、寺分丸山子ども会、福島避難者交流会、第3地区社会福祉協議会、高齢者ケア施設など</p>					



団体名	鎌倉の自然を守る連合会	会員数	6自治・町内会会員 4,200世帯	代表者	安倍 精一
活動目的	<p>① 連合会（8自治・町内会）は25年にわたり、広町緑地の開発反対運動を展開し、その開発を阻止し保全を獲得した成果をふまえ、同緑地の都市林公園の構築・管理運営に寄与し、これを次世代に継承していきます。（自治会・町内会の数は、多少の増減あります）</p> <p>② 広町緑地の保全・維持・管理活動に参加・支援し、周辺自治・町内会の住民に、広町緑地の関連情報を提供し、意見を集約し、都市林公園の管理運営に反映させます。</p>				
<p><b>【活動の内容】</b></p> <p>1) 都市林公園構築に参画——広町緑地の都市林構築に関して、基本構想、基本計画、基本設計及び実施設計に関与し、広町周辺の連合会加盟自治会・町内会の意見を集約し、反映させてきました。 今後とも、よりよい都市林とするため、広町緑地の管理運営に、地元住民の立場で参画していきます。</p> <p>2) 広町緑地に関する加盟自治・町内会の意見吸収し、鎌倉市や関連団体との意見交換を行い、要望の実現を図ります。</p> <p>3) 各種イベントを通して、地域住民や子供達が広町緑地と親しみ機会を設けます。 ・毎年4月、「桜と春の草花を愛でる会」を開催。広町の自然や桜・草花などに親しむ機会を設けます。 ・毎年6月、各自治会で行う「ホテル鑑賞会」の開催の支援を行います。 ・毎年秋、「広町で遊ぼう」を開催。子供達が広町の自然と遊ぶ機会を作り、当連合会内及び隣接の子供会にも、呼びかけ、親子で参加する機会を設けます。例えば、西鎌倉住宅地自治会の子供会も参加しました。 ・月1回、「広町ウォーク」を開催し、時節に応じ変化する広町の自然に親しみ、観察する会を行います。 一般の人々が参加できる機会を作ると共に、緑を守る活動に参加する人の裾野を広げたいと思います。 今後共、上記の各イベントは、加盟自治会以外の人々の参加も受け入れながら活動していきます。</p> <p>4) 広報活動—— ・「連合会ニュース」を年3～4回発行し、加盟自治会・町内会全世帯（約4200世帯）に配布しています。 「連合会ニュース」は、連合会の最も有力な広報活動になっています。ホームページも設置しています。 ・「広町の森ガイドブック」を2012年3月発行し、広町緑地の自然、維持活動、緑保全の歴史など、広町緑地全般情報を提供しました。加盟自治・町内会全所帯に、各1冊無償配布し、鎌倉市図書館にも寄贈しました。</p> <p>5) 広町緑地の保全運動の歴史をとりまとめ、他の地域の自然保護運動に資するよう提供すると共に、次の世代の人々にも伝承するための活動を行っています。 ①2008年12月、広町緑地開発反対運動の25年間の歴史をまとめた本「鎌倉広町緑地はかくて守られた」を、発行しました。（編纂：連合会、出版：港の人）。鎌倉市・県・国並びに周辺の学校等に寄贈すると共に、連合会関連の希望者に有償配布しました。（連合会として合計1000冊以上を寄贈及び有償配布しました。） ②2015年5月、広町の運動史の詳細版として、「鎌倉広町緑地保全運動史—25年にわたる市民運動の記録と資料」（CD付）を編纂し発行しました。これは、鎌倉市・県・国及び全国の県立図書館等（国立国会図書館を含め計63冊）並びに主な大学（計70冊）などに合計150冊を寄贈しました。①の本と共に、広町緑地保全運動の記録を、次の世代にも伝えると共に、全国の緑・環境保全に関わる人々への参考に提供しました。</p> <p>6) 渉外活動——他団体との交流のため、NPOセンター利用登録団体との懇談会・交流会に参加します。各自治・町内会との交流をはかると共に、市や関連団体との情報交換を行います。</p> <p>7) 広町緑地の保全・維持・管理活動への協力——広町5つ会（田んぼの会、畑の会、森の会、自然観察の会、散策路の会）に、広報等で支援・協力しています。実作業は、各個人がボランティアとして参加しています。</p> <p><b>【活動の成果】</b> — 上記の【活動内容】と同じ内容を、毎年実施しています。</p>					
以上					

団体名	鎌倉広町緑地友の会	会員数	199人	代表者	大橋 圭介
活動目的	ナショナルトラスト運動で鎌倉のみどりを守る				
<b>【活動の内容】</b>					
1. 保全に関する事業					
<p>平成 27 年 1 月 16 日、理事会を代表して 4 名で、松尾市長に「鎌倉市緑地保全基金」450 万円を寄付した。当会としては、3 回にわたり合計で 1600 万円余の基金への寄付をすることができた。</p> <p>街頭募金は現状では困難なので、当会主催のイベントに参加し、楽しい時をありがとう、の気持ちを寄付で表していただく方法で募金活動をつづけてきた。</p> <p>「NPO 法人鎌倉広町台峯の自然を守る会」は、平成 27 年 5 月の総会で定款にある目的を達成したので解散し、すべての登記は完了した。</p> <p>緑地を楽しむイベントと子供たちの環境教育に寄与する事業を引き続き行う団体「鎌倉広町緑地友の会」をあらたにつくった。</p> <p>この会の活動資金 50 万円は「NPO 法人鎌倉広町台峯の自然を守る会」が拠出した。</p>					
2. 普及・研修事業					
<p>イベントとして、「大桐と藤の花ハイキング」、「ゲンジボタル観察会」、「半夏生ハイキング」、「ヘイケボタル観察会」、を実施、11 月、広町収穫祭に協賛した。</p> <p>また、広町緑地で活動する子供たちの「かまくら緑の探偵団」の毎月の行事に、協賛、支援した。</p>					
3. 交流・協力に関する事業					
<p>公益社団法人日本ナショナルトラスト協会の全国大会に参加した。</p> <p>みどりショップの会「15 年の感謝のつどい」に参加した。</p> <p>「文章教室同人会誌」つるべ 21 を、春秋 1 誌づつ発行できた。</p>					
<b>【活動の成果】</b>					
<p>平成 26 年に 450 万円の基金寄付ができた。</p> <p>NPO 法人鎌倉広町台峯の自然を守る会の事業を引き継ぐ「鎌倉広町緑地友の会」が発足した。</p>					

団体名	鎌倉の海を守る会	会員数	役員20名 (会員システムをとっていないため)	代表者	河合 涼太
活動目的	鎌倉の海浜とその周辺の自然環境及び景観を保全しできるだけ人工の手を加えず後世に伝えることを目的とする。				
<p><b>【活動の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会報発行年2回（4月、12月）。</li> <li>• 5/6 ビーチクリーンアップ：会の活動で最も長いものの一つ。1997年以来、市内海岸全域で年2回行っています。</li> <li>• 5/24 浜の植物を楽しむ会：七里ガ浜海岸の鎌倉高校前駅から稲村ヶ崎公園までの間と隣接地を歩いて、市内海岸でほとんど失われた浜の植物群落を観察しました。海と陸の接点に生育し潮風や飛砂を防ぐ役割を担っている海岸性植物の重要性を知り、分布状況をモニタリングして、より多くの方に関心をもってもらうことを目的としています。</li> <li>• 磯の自然観察会：姥ヶ谷の磯で、海に親しむ機会の少ない方々を対象に磯の観察方法などをわかりやすく解説、会員の指導のもと生物を観察、海藻で押し葉を制作するものです。鎌倉在住で小さいお子さんを持つ家族の参加が多く、鎌倉の海の豊かさや身近な自然の大切さ、保護の重要性を理解するきっかけになっています。毎年5～6月の大潮の週末に行っていますが、平成26年度は該当する日に磯が海面から出ないと予測されるため実施しないことになりました。</li> <li>• 7/8～14 活動発表展示：鎌倉駅地下道にて会の活動を発表しました。ビーチクリーンアップのごみのデータや、浜の植物を楽しむ会など、活動の様子をパネル・写真などを交えて展示しました。</li> <li>• 7/26 ビーチパトロール：材木座と由比ガ浜の海水浴場で、たばこの吸い殻のポイ捨て防止と喫煙ルールの呼びかけをして、県から提供されたウエットティッシュを配布しながら、浜を巡回しました。</li> <li>• 8/16・30 豆腐川アカテガニ観察会：参加者1名。夏の繁殖時期に河口に下りてくるアカテガニの生態について学び、大潮の満潮の時間帯に行われる放仔(産卵)の様子を観察しました。</li> <li>• 9/23 ビーチクリーンアップ：秋のビーチクリーンアップでは、世界ゴミ調査キャンペーンの一環で回収ゴミの集計もあわせて行っています。</li> </ul> <p><b>【活動の成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ビーチクリーンアップ：5月の参加人数862名、配布ゴミ袋数は、可燃ゴミ袋792枚、不燃ゴミ袋650枚。9月の参加人数975名。配布ゴミ袋数は、可燃ゴミ袋582枚、不燃ゴミ袋539枚。</li> <li>• 海岸の植物を楽しむ会：参加者1名。国道134号の補強工事のため崩されてしまったエノシマススキなど浜の植物の群落、砂浜の浸食と台風で消滅しそうなハマエンドウやテリハノイバラ等を観察しました。ハマヒルガオの群落は、砂浜を平らにするためにブルドーザーで削られていました。国道の補強工事で犠牲になった海岸植物を移植し保護している場所、防災工事を兼ねて砂浜の斜面を固めてしまった場所など、残り少ない海岸植物の現状を説明しながら歩きました。</li> <li>• ビーチパトロール：午前中の巡回でのルール違反者は数名程度で、比較的穏やかな状況でした。</li> <li>• 豆腐川アカテガニ観察会：参加者1名。観察会中にはアカテガニの放仔(産卵)は見られませんでした。観察時には、鉛筆くらいの大きさのウナギの稚魚が活発に活動する様子や、手の平くらいの大きさのモクズガニも見つかりました。8月16日は、アカテガニが数匹産卵しそうな様子でしたが、産卵はありませんでした。8月30日は、アカテガニの姿が少なく河口はすでに秋の気配が感じられました。</li> </ul>					

団体名	NPO法人 鎌倉広町の森市民の会	会員数	818人	代表者	黒川 弘
活動目的	① 鎌倉広町緑地（「都市林」）について、市民の意見を集約して事業に反映し、後世に伝える。 ② 広町緑地の保全・維持管理・利用に積極的に参画・参加及び支援し、市民主体の自立した運営組織の確立を市や管理団体と協力して目指す。 ③ 都市林の維持管理活動を通じて自然環境の保全に取り組み、生物多様性の重要性を広く啓発する。 ④ 広町緑地の諸活動を通じて、次世代の育成と青少年の環境教育を支援する。				
<b>【活動の内容】</b> 1. 方針(基本姿勢) ① 現場活動の更なる強化及び現場活動要員の育成・強化を図る ② 会員とのコミュニケーションの充実と組織・財政基盤の強化を図る ③ 都市林公園の市民主体の一体的な維持管理保全の体制を確立するため「5つの会」と共同で関係管理団体と協力し、指定管理受託体制の確立を推進する。 ④ 保全活動及び利用者の「安全確保のための体制」を推進する。 ⑤ 近隣の自治会及び関連団体等とのコミュニケーションを充実し、その意見の反映と活用を推進する 2. 活動内容 (1) 市、広町緑地関連市民団体との連携により設立した「5つの会」の保全活動を推進する。 ① 樹林地の手入れ、植樹、等―「広町森の会」(2回/月) ② 田んぼ復元の拡張と谷戸の乾燥化防止を推進―「広町田んぼの会」(4回/月) ③ 畑の復元の拡張と作物の多様化―「広町畑の会」(4回/月+α) ④ 樹林地及び谷戸の動・植物の観察と生育環境の整備―「広町自然観察の会」 ⑤ 緑地内の散策路の整備と樹名板の設置の推進―「広町散策路の会」(2回/月) ⑥ 各会による協働活動:収穫祭の開催、谷戸の乾燥化対策、等 (2) 市民の会の独自の活動を推進する ① 公園事業への市民の意見の反映及び維持管理活動のための用具の購入・管理 ② 緑地保全・維持管理のための「広町パトロール」(2回/週) ③ 活動リーダー・要員育成のための「広町から学ぶ会」(2回/月) ④ 「かまくら緑の探偵団」の運営(定例会:1回/月)と次世代の育成 ⑤ 御所谷入口の「トイレの清掃・管理」(土・日、祭日) ⑥ 各種イベントの開催(数回/年)と広町緑地のガイド(随時) ⑦ HP 広報等広報啓発、市民の会ニュース(隔月)、広報誌:広町の風(季刊)、広町花図鑑の発行 ⑧ 「広町の森への道順と散策マップ」を西鎌倉駅と御所谷入口に設置 ⑨ 小・中・高校の生徒を対象とする「環境教育(総合学習など)」への協力(随時) ⑩ 広町緑地の未購入土地の購入又は借地のための「トラスト活動」並びに「緑の羽根・緑の募金」活動 ⑪ 理事会開催(1回/月) (3) 都市林の事業への意見反映のための市及び「5つの会」との協議 (4) 都市林の維持管理に向け、市民主体の自立した管理運営を検討するため「5つの会」と協働で一体として活動する体制を整備する  <b>【活動成果】</b> 1. 保全・維持管理の活動の活発化と体制の強化 ① 谷戸の田んぼ、畑の復元の拡大。森の手入れの区域の拡大 ② 植樹祭、田植祭、収穫祭などを通じて子供や一般市民の参加が増加 2. 実施設計に基づく事業への市民の幅広い意見の反映 3. 近隣小学校、中学校及び高校の生徒の環境教育の受入れの定例化 4. 環境大臣から、永年に亘り鎌倉広町緑地の保全と維持、管理、保全を行うため、森の手入れや水田、畑地の開墾と耕作、野鳥や水生生物の調査などを行っているとして「地域環境保全功労者」の表彰を受賞(27年6月)。また、神奈川県知事から「かながわ地球環境賞」を受賞(26年2月)。 5. 26-5月及び27-3月の総会で定款を変更し、「5つの会」と一体になった「鎌倉広町の森市民の会」に体制を					

強化し、指定管理関連業務を推進する体制を確立した。「安全管理委員会」も設置し、ボランティア活動グループ「鎌倉広町里山クラブ」の設置や近隣自治会・関連団体との懇談の推進を定めた。

6. 26-5月より広町緑地ガイドの強化のため一般市民向け「鎌倉広町 里山さんぽ(藤と大桐・やまゆり・ゲンジボタル・ヘイケボタル等の鑑賞)」を始めた。

7. 27-3月、鎌倉市長と27年4月に開園する都市公園鎌倉広町緑地(「都市林」)について「鎌倉広町緑地の維持管理に関する協定書」を締結した。

具体的には、27年度について、市と市民の会が協働して維持管理をすることとし、市民の会が「五つの会」を運営し、その行う事業の範囲を定め、谷戸風景に配慮した田んぼと畑の保全と活用、外周部を除く樹林地内及び園路沿いの除草と枝払い、ホタル、カエル類、ホトケドジョウ及び水環境等の自然環境調査、園路等施設のパトロール、施設の清掃及び簡易的な修繕等を、市に提出した事業計画書により、都市公園法の手続きに準拠して行うこととした。

団体名	鎌倉自主探鳥会グループ	会員数	150名	代表者	岩田 晴夫
活動目的	自然観察、自然保護、水質・動植物調査、環境教育、エコアップ作業、政策提言				
<b>【活動の内容】</b>					
<p>私達は、(公財)日本野鳥の会の神奈川支部の趣旨に基づき、野鳥を通じて自然に親しむと共に、自然の保護と住環境のアメニティーの向上をはかることを目的として活動を実施しています。</p>					
<p>① 一般市民対象の定例自然観察会「鎌倉自主探鳥会」を毎月2回実施しています。 自然観察の精神と方法の普及、自然観察会リーダーの養成、地域的な自然保護活動の促進、都市公園と緑地のエコアップ(生息環境向上)を図ること等が目的です。コースの途中、佐助川の清掃・エコアップ・水質と水生生物調査、佐助稲荷のエコアップ(1993年5月～)、源氏山公園の野鳥用水場の清掃、台峯緑地と鎌倉中央公園の動植物調査やエコアップ(1993年5月～)等の作業を実施。</p>					
<p>② 源氏山公園の野鳥誘致施設の管理(1984～)をしています。</p>					
<p>③ 鎌倉市傷病鳥獣保護搬送システムへの協力を委託されています(1993～)。</p>					
<p>④ 平成6年以降、鎌倉市から鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)指導員の委嘱を受け、鎌倉市緑のレンジャー(ジュニア)の活動を年間10回指導しています。</p>					
<p>⑤ 鎌倉市道水路管理課から道路・河川維持管理協力員の委嘱を受けています(1997～)。 佐助川のエコアップ活動・水質調査・水生生物調査・清掃・草刈り等を実施しています。</p>					
<p>⑥ 鎌倉中央公園の管理運営協力団体として、鎌倉中央公園の管理に対し、既存の野生動植物ができるだけ保全されるように、基礎データを提供すると共に、具体的な方法を提示し、エコアップ作業と環境モニタリング調査を実施しています。</p>					
<p>⑦ 「鎌倉の海岸動植物の生息分布調査」をかまくら環境会議・鎌倉市緑のレンジャー指導員と協力し、鎌倉市の後援を得て実施(1996～)し、海岸動植物の保護策を提言しています。</p>					
<p>⑧ 神奈川県藤沢土木事務所による坂ノ下の災害復旧工事後のモニタリングを継続実施し、貴重種の保護と管理上の留意点を助言しています。</p>					
<p>⑨ (公財)日本野鳥の会の全国一斉ガンカモ調査に協力(1月)しています。</p>					
<p>⑩ 鎌倉市内を春秋に通過するタカ類の渡り調査、鎌倉市内の自然環境台帳作り、酸性雨調査、河川の水質と水生生物調査、緑地のモニタリング調査等を実施しています。</p>					
<p>⑪ 自然保護団体や自治会・学校関係の自然観察会等に講師を派遣しています。</p>					
<p>⑫ 鎌倉メダカの系統保護を図ると共に、市役所前のビオトープ池の管理・モニタリング調査に協力しています。</p>					
<p>⑬ 鎌倉市のアライグマとタイワンリスの防除実施計画に協力しています。</p>					
<p>⑭ 神奈川県藤沢土木事務所による柏尾川の護岸整備工事に際し、野生動植物の生息環境保全の面から助言を行なっています。</p>					
<p>⑮ 貴重種に指定されている野鳥の繁殖環境保全に係わる自然環境調査を実施。</p>					
<b>【活動の成果】</b>					
<p>鎌倉中央公園の湿性花園内に既存動植物の保全区域を維持している。主要緑地における環境モニタリング調査と湿地環境のエコアップ作業を継続しています。近郊緑地保全地区や開園後の夫婦池公園等の自然環境調査結果から、神奈川県と鎌倉市の管理・整備に対シアドバイスし、既存の野生動植物の保全に寄与しました。ニホンザル・イノシシ・キツネ等の“離れ”個体に係る情報をまとめ、県と市の関係機関に提供しました。</p>					

団体名	鎌倉ボランティアクラブ	会員数	1034名	代表者	中村 和夫
活動目的	まちの美化活動				

**【活動の内容】**

1 まちの美化活動

三菱電機(株)鎌倉製作所及びインフォメーションシステム統括事業部、関係会社(6社)\*1の有志を募り、通勤で利用している工場周辺道路を6コースに分かれ、隔週で清掃する「通い道クリーン活動」を行っています。本活動は03年度より開始し、従業員の美化活動への意識の高揚を図っています。

また、鎌倉市が共催する「クリーンアップ鎌倉2014」にも有志を募り積極的に参加しています。

**【活動の成果】**

(1) 定量的な成果

- ①通い道クリーン活動 : 2014年度 合計1,034名参加
- ②クリーンアップ鎌倉 : 2014年度(春・秋) 合計150名参加

(2) 環境への効果

タバコの吸殻やゴミを拾う清掃活動により、工場周辺の美化維持及び公共河川の汚染防止が図れています。また、鎌倉市の美化活動にも貢献しています。

(3) その他の成果

クリーンかまくら条例の「事業者の責務」を実践することにより、従業員へのより一層の条例周知へとつながっています。



\*1: 関係会社

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 三菱電機エンジニアリング(株)  | 三菱電機特機システム(株)   |
| 三菱プレジジョン(株)      | 菱電湘南エレクトロニクス(株) |
| 三菱スペース・ソフトウェア(株) | 菱栄テクニカ(株)       |

団体名	NPO 法人鎌倉リサイクル推進会議	会員数	124 名	代表者	大貫 玲子
活動目的	ごみ発生抑制、減量や資源化の市民意識の啓発、廃棄物の再利用促進活動を推進				
<b>【活動の内容】</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆かわら版の発行（毎月）</li> <li>◆ホームページの毎月更新</li> <li>◆鎌倉市の市民啓発活動への協働参加 10 回</li> <li>◆リサイクルに関する相談アドバイス等</li> </ul>					
○展示部会					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆常設展示(通年)</li> <li>◆リサイクル作品展 10月16日～11月7日</li> <li>◆鎌倉地下道ギャラリー展示 6月10日～6月16日</li> </ul>					
○環境部会					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆かわら版（行事予定とその内容案内）毎月発行</li> <li>◆鎌倉リサイクル通信「ラ・ラ・ラ」（会の活動紹介）24号発行（年1回発行）</li> <li>◆情報シート N057号発行（リサイクルに役立つ情報提供）年1回発行</li> <li>◆研修：エコプロダクツ（12月）、横須賀リサイクルプラザ・アイクル見学(2月)</li> <li>◆回収拠点：ペットボトルキャップのリサイクル 679.9kg(1～12月)</li> <li>◆見学会 鎌倉資源回収協同組合（布類、紙類）</li> <li>◆学習会 映画「365日のシンプルライフ」上映会と感想の交換会</li> </ul>					
○イベント部会					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆リサイクルマーケット（年4回5・7・9・11月）</li> <li>◆こどもリサイクルマーケット（7月リサイクルマーケットと同時開催）</li> <li>◆古着・古本リサイクル市（年1回3月）</li> <li>◆リメイク作品販売コーナー（5、7、11月）</li> </ul>					
○生活の知恵部会					
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全 215 教室を開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ減量教室 10 回</li> <li>・リサイクル手芸教室 56 回</li> <li>・衣類お直し教室 22 回</li> <li>・裂き織り教室 27 回</li> <li>・手軽な織物教室 19 回</li> <li>・その他教室 11 回</li> <li>・修理修繕教室 6 回</li> <li>・衣類リフォーム教室 26 回</li> <li>・リサイクル工作教室 15 回</li> <li>・布ぞうりづくり教室 8 回</li> <li>・端布で作るつるし飾り 15 回</li> </ul> </li> </ul>					
(注：活動内容は鎌倉市からの受託事業と自主事業を合計したものです)					
<b>【活動の成果】</b>					
事業実績は受託 177 回・2,180 人、自主事業 106 回、3,242 人、併せて 283 回の事業を実施し、参加人数は延べ 5,422 人でした。					
[特記事項：不用品登録協働事業（愛称：リユースネットかまくら）]					
<p>本会とNPO法人シチズンネット・鎌倉市の三者による協働事業。  市民の「譲ります」「譲って下さい」の情報をインターネットに公開。  その橋渡しの活動。  登録申し込み 1,618 件 ・応募 2,175 件 ・成立 989 件</p>					



●古着古本などのリサイクル

特定非営利活動法人 鎌倉リサイクル推進会議では笛田リサイクルセンターを会場に、不要になった品物を必要な人が再利用できるように、各種のリサイクルマーケットを開催しています。

平成 26 年度の開催したマーケット等の実績は表のようでした。

表 リサイクルマーケット等の開催状況

イベント名	実施日	実施内容	来客者数
リサイクルマーケット・こどもリサイクルマーケット	平成 26 年 5 月 26 日、 7 月 27 日、9 月 28 日、 11 月 23 日	出店数 合計 191 店舗	合計 2,210 名
古着古本リサイクル市	平成 27 年 3 月 22 日	古着 寄付数 1,692kg 取引数 1,100kg 古本 寄付数 3,149 冊 取引数 1,858 冊	400 名

団体名	湘南・省エネネットワーク	会員数	10名	代表者	前島 仁
活動目的	地球温暖化防止および省エネルギー・節電対策の普及啓発、地域での推進				
<b>【活動の内容】</b>					
<b>1. 広報事業: イベントへの出展</b>					
<p>・「第16回かまくら市民活動の日フェスティバル」(5月9～11日、鎌倉生涯学習センター地下ギャラリー、NPO鎌倉市民センター運営会議/鎌倉市共催、主催者発表 86団体参加、延入場者数:2,500人)に出展しました。展示内容は、今回の共通テーマである「みんなでできること」に呼応して、「省エネ文化鎌倉遺産認定 街をエコに！」と題して、私たちが選んだ市内の省エネの取組事例を紹介しました。武家社会の古都鎌倉らしく、現代の省エネ文化を発展・定着させるため、鎌倉市で更に普及すべき、低炭素なまちづくり、省エネルギー、再生可能エネルギーの先進事例を10件、ベストプラクティスとして選考しました。と旬なキャッチフレーズを用いてアピールしましたので、来場者の関心を集めました。</p>					
<b>2. 教育事業: 省エネ説明会の開催</b>					
<p>・省エネ説明会(6月14日、鎌倉生涯学習センター第5集会室、参加者25名)を開催して、外部講師を招いて家庭の省エネルギーの進め方の講演と省エネ照明の説明を受けました。また、省エネへの取り組みと節電シートの記入要領を説明して参加者に省エネへの取り組みを促進しました。</p>					
<b>3. 普及事業: 省エネ報告会の開催</b>					
<p>・省エネ報告会(3月14日、鎌倉生涯学習センター第5集会室、参加者15名)を開催して、省エネチャレンジに参加された方からの報告内容を集計・評価した結果を報告しました。また、工夫されて節電を実践された方や模範的な取り組みをされた方から代表者4名が節電実績・実施内容などについて紹介されました。</p>					
<b>4. 調査事業: 調査と団体交流</b>					
<p>・省エネチャレンジに参加された方から報告された「節電シート」を集計して、節電実績・実施内容などについて総括的に調査しました。その結果、夏季よりも冬季の省エネを進めることが困難な課題があることが明らかになりました。今後は寒さ対策として、隙間や断熱などの対策が有効と考えられます。</p> <p>・クレジット認証について、新たに構築されたJクレジット、排出量取引など経済的なインセンティブ方策について自治体での実施事例を調査しました。</p> <p>・静岡県掛川市の「NPO おひさまとまちづくり」を招いて活動紹介などの情報交換を通じて交流しました。</p> <p>・環境省が募集しました中小規模事業所向けのCO<sub>2</sub>削減プログラムについて調査しました。</p> <p>・市内にある省エネ文化遺産候補リストを作成し、普及すべき、低炭素社会づくり、省エネルギーおよび再生可能エネルギーの先進事例を収集しました。</p>					
<b>5. 地域貢献: 鎌倉市への協力</b>					
<p>・鎌倉市からの要請への協力として、「かまくら環境保全推進会議」、鎌倉市立大船中学校改築検討協議会の委員として参画しました。また、鎌倉市が主催しました「ワールド・カフェ」に参加して、ゲストトークとして活動事例の紹介と課題を提起しました。</p> <p>・更に、地域のつながり推進課が募集した「平成26年度実施に向けて協働事業の提案団体募集」に事業提案した「家庭における省エネルギーへの取り組みを促進する事業」の協働事業を実施しました。</p> <p>・他に、鎌倉市が主催しました省エネ講演会(3月24日開催)に多くの会員が参加しました。</p>					
<b>【活動の成果】</b>					
<p>地球温暖化防止対策および節電などで家庭や地域での省エネルギー推進に取り組んだことにより市民に省エネルギーへの取り組みを更に普及・促進することができました。</p>					

団体名	かまくら桜の会	会員数	40名	代表者	高柳 英麿
目的	鎌倉市の木であるヤマザクラを中心に、市内の桜の保持、育成、市民へのPR活動を行う。				
<p><b>【活動の内容】</b></p> <p>◇植樹 かまくら桜の会は、市内の桜を大切に思い活動しているグループと個人が集まり、平成20年に発足しました。以来、行政や日本花の会、日本さくらの会のご指導を頂き、市内各所に植樹を行っています。26年度はかまくら緑の会、鎌倉日本花の会と協力して、源氏山（葛原岡神社周辺）、鎌倉宮などに市の木「ヤマザクラ」他の植樹を行いました。</p> <p>◇若宮大路の桜手入れ 若宮大路に植えたサクラの手入れを、毎月第2木曜日と第3土曜日に行っています。若宮大路は「日本の桜100」にも選ばれた場所ですが、近年特に弱った木が目立ちます。そのような場合は専門家の指導を頂いて適切な処置をとり、管理する藤沢土木事務所へ連絡をするなどしています。</p> <p>◇視察・見学 鎌倉市内をはじめ他の市町村の緑や自然環境の様子を知ること、また会員同士の親睦を深めるために行なっています。若宮大路観桜会、東京の桜の観賞、横浜の秋を訪ねる催し等を行い、会員や参加者に好評でした。</p> <p><b>【活動の成果】</b></p> <p>市内にはたくさんの桜愛護の会、桜愛好家のグループがあり、それぞれが地域で活動していますが、鎌倉の緑や桜を大切にしたいという気持ちは同じで、お互いのグループの活動に参加したり、協力して作業を行ったりしています。</p> <p>平成26年度の活動の様子について報告発表を行い、改めて互いに協力できる点の確認、勉強になる活動の様子を知ることが出来ました。</p> <p>今後も先進地を見学したり、桜の文化を楽しみながら学んでゆきたいと思います。</p> <p>平成27年度は市内の各地域の団体で、共同作業で緑（桜）の整備を行いたいと考えています。</p>					

団体名	鎌倉のごみ減量をすすめる会	代表者	高田 晶子
発 足	平成23年(2011年)11月	会員数	14名
活動目的	行政・事業者・市民が協働してごみ減量をすすめる		
<p><b>【活動の内容】</b></p> <p>1. 市民への啓発活動</p> <p>(1) 講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• H26年8月きらら鎌倉第5集会室にて、鎌倉ハイランド自治会におけるキエーロ100台普及活動を紹介する講演会を行った。</li> <li>• H26年6月、多摩市リサイクル交流集会で高田代表が講演</li> <li>• H26年9月、東村山市市民講座で高田代表が講演</li> </ul> <p>(2) ごみ減量講話キャラバン</p> <p>H24年秋以降、自治会・町内会および市民グループ向けに、家庭でのごみ減量についての講話と家庭での生ごみ処理のワークショップを行っている。H26年度末までに累計で31回行い、延べ1,030人の参加があった。</p> <p>(3) 市内スーパーでのエコな売り方調査</p> <p>H26年10月から翌年初めにかけて市内の主要スーパー25か所で、ごみを出さない売り方調査を実施。容器店頭回収については鎌倉市のごみ減量通信 H27年4月号に、またレジ袋削減については同8月号に各店の取組状況が掲載された。</p> <p>(4) スーパー店頭でのごみ減量・資源化キャンペーン</p> <p>H26年度に市が5回行ったスーパー店頭におけるごみ分別・資源化キャンペーンのうち後半の3回で、分別ブースでの展示及び説明を担当した。</p> <p>(5) その他の啓発活動</p> <p>鎌人いち場、市民活動の日フェスティバルなどで、ごみ分別・資源化の啓発。</p> <p>2. 事業者への啓発活動</p> <p>一般廃棄物多量排出事業所に対する鎌倉市の訪問視察では、同意の得られた事業所訪問に同行して、事業者ごとの減量や資源化の取り組み状況把握を行っている。H26年度は6事業所の訪問に同行した。</p> <p>3. 市との協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• H26年4月に市環境部と一緒に三鷹市を訪問し、同市における市～市民の協働スキムを聴取。</li> <li>• 上記聴取結果を踏まえて鎌倉市における協働推進計画を策定し、出来るところから実行中。第1項に記載された項目の多くを市との協働で行うようになった。</li> </ul> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大船芸術館通りで行われた大船T。大船渡イベントで振舞われるサンマ残渣を、前年同様に生ごみ処理機で資源化する活動を行った。</li> <li>• 鎌倉シチズンネットと共同で、パソコン、タブレット、スマホの何れでも見られる便利なごみカレンダー「ゴミナシ」をウェブに公開。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上</p>			

## 第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

環境共生都市の創造に向けて、環境基本計画に掲げられた施策を市民、事業者、滞在者、市が協働して推進していく必要があります。このため、次の体制が整備されています。

### ●鎌倉市環境施策推進協議会

〈環境政策課〉

鎌倉市環境基本条例第18条第1項に基づき、市の環境保全施策推進のための全庁的な体制として「鎌倉市環境施策推進協議会」が組織されています。この協議会は、副市長を会長とし、教育長、全部長等で構成され、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、鎌倉市役所エコアクション21などの環境保全施策を推進しています。

### ●かまくら環境保全推進会議

〈環境政策課〉

鎌倉市環境基本条例第18条第2項に基づき、市・市民・市民団体・事業者等が協働するための体制として「かまくら環境保全推進会議」が組織されています。この会議は、環境基本計画や環境保全行動指針に基づき市民、事業者、市が協働して、環境保全施策を積極的に推進するための組織で、平成9年8月1日に設置されました。委員の構成としては市民10名、環境保全団体の代表4名、事業者3名の計17名で構成されています。

かまくら環境保全推進会議は、「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」を推進するための「地球温暖化対策地域協議会」の役割を有しています。

## 第9章 平成26年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

鎌倉市では、環境省の策定した環境マネジメントシステムであるエコアクション21を参考に、市独自の参加登録制度「かまくらエコアクション21」を設けました。

本報告は、鎌倉市役所が、鎌倉市内の事業所のひとつとして事務事業に伴う環境負荷を低減するため、この「かまくらエコアクション21」に基づき、環境マネジメントに取り組んだ記録です。

### 1 鎌倉市役所概要

- 事業所名

鎌倉市役所

- 所在地(本庁舎)

鎌倉市御成町 18 番 10 号

- 市長

松尾 崇

- 環境管理責任者(環境部長)

石井 康則

- 職員数

1,342 人(平成 27 年 4 月 1 日現在)

- 施設の規模

延床面積の合計：約 40 万㎡

- 事業の概要

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。  
(地方自治法第一条の二より)

- 参考

鎌倉市人口 173,008 人

(国勢調査人口を基礎とした推計人口 平成 27 年 4 月 1 日現在)

平成 27 年度予算

一般会計 614 億円

特別会計 498 億円

総合計 1,112 億円

## 2 環境方針

鎌倉市は環境方針として、鎌倉市役所が事務事業を行うにあたり配慮すべき基本理念と、重点的に取り組むべき方針を示し、その実現を約束します。

### 基本理念

鎌倉市役所は、市域の事業所のひとつとして、鎌倉市環境基本条例第3条に掲げる次の基本理念に従って行動します。

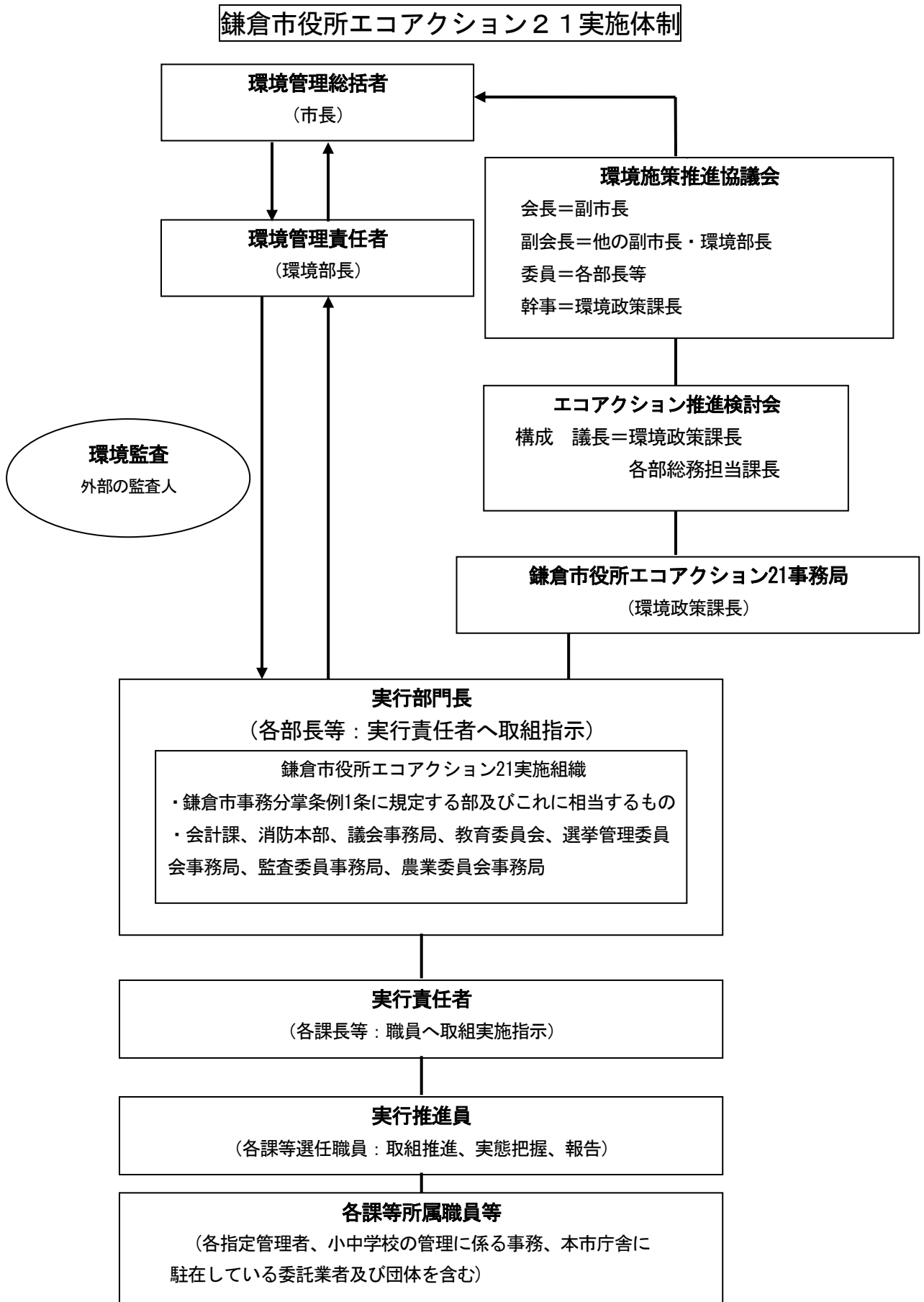
- 1 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行います。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取り組みによって行います。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進します。

### 基本方針

鎌倉市役所は、基本理念に従った行動を実現するために、市の事務事業活動によって生ずる環境への影響を把握し、環境負荷の低減のための目標を含む環境行動計画を策定し、組織・職員が一丸となった取り組みを行います。そして、定期的な点検・評価、見直しを行いながら、継続的に改善を図ります。特に次のことに重点的に取り組みます。

- 1 市のすべての施設において省エネルギー・省資源に努めます。
- 2 市が率先して、グリーン購入を推進します。
- 3 循環型社会形成のために、市域における廃棄物の資源化や適正処理を図り、減量に努めます。
- 4 市の公共事業の実施にあたっては、企画から事業完了の各段階に応じた環境配慮を行い、環境負荷の低減に努めます。
- 5 市の事務事業の実施にあたり、環境関連法令を遵守します。
- 6 市職員及び市の業務に従事する者に対し、環境保全意識の高揚を図ります。
- 7 市の環境に関する目標の達成を目指して、施策を推進します。

### 3 推進体制





## 4 環境目標と実績

鎌倉市役所の事務事業に伴う環境負荷を低減するため、省エネ法の目標に合わせて、平成21年度を基準年として温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）を毎年度1%削減し、平成26年度までに5%削減することを、原則的な目標として設定しています。現在は、目標達成に向けた取組を推進しており、既に目標を達成している項目に関しては、新たな目標を設定しています。

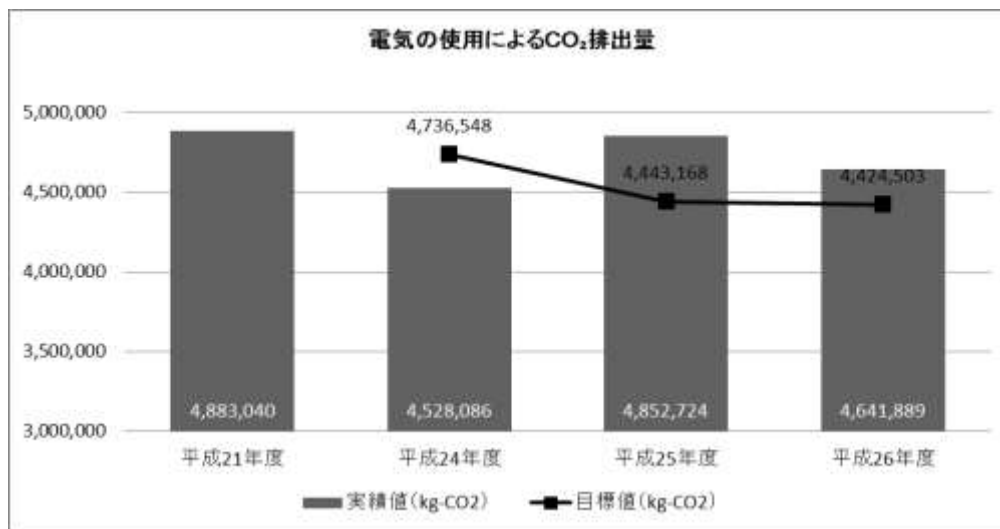
### (1) 職員が取り組む市役所における環境負荷の低減

職員の取組みにより低減することができる環境負荷の低減目標と実績は次のとおりです。

#### ●公共施設における電気使用量の削減

※名越・今泉クリーンセンター及び浄化センター(山崎・七里ガ浜)は除く

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
電気使用量 (kWh)	15,071,110	15,322,611	13,552,787	13,975,574	14,977,542	<b>14,326,818</b>	13,655,872
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	4,883,040	4,964,526	4,391,103	4,528,086	4,852,724	<b>4,641,889</b>	4,424,503
基準年に対する 増減率	—	+1.7%	-10.1%	-7.3%	-0.6%	<b>-4.9%</b>	-9.3%



#### <コメント>

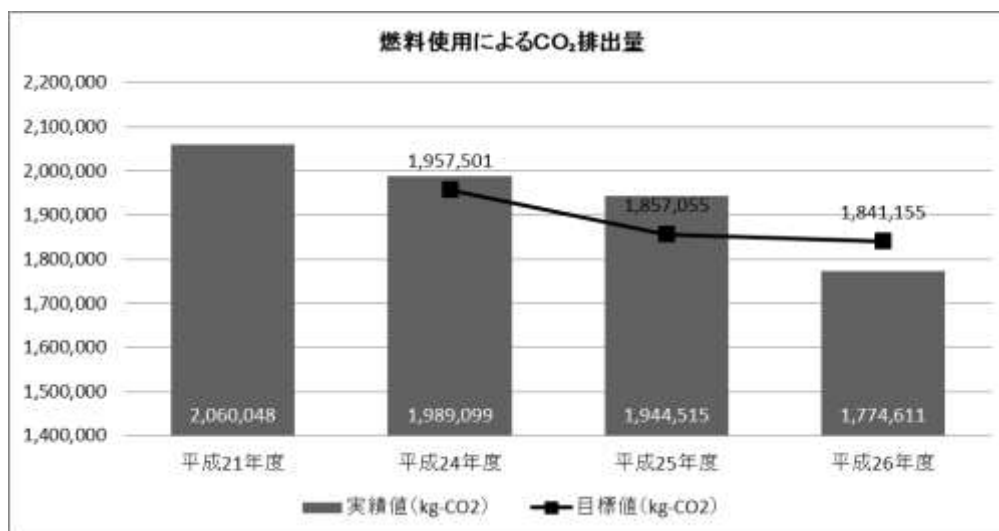
平成21年度（基準年度）に比べ9.3%削減の目標値に対して、平成26年度実績値は、4.9%の削減となりました。

市の公共施設では、照明のLED化等といった省エネ設備への更新を進めており、今後も電気使用量の低下を目指して行きたいと考えています。なお、上記の二酸化炭素排出量は、基準年度（平成21年度）の排出原単位0.324(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)で算出しており、平成26年度の調整後電力排出原単位0.496(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に対する二酸化炭素排出量（実績値）は、7,106,102(kg-CO<sub>2</sub>)です。

●公共施設における燃料使用量の削減

※公用自動車で使用する燃料は除いています。

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
灯油 (ℓ)	101,633	95,413	106,353	93,144	77,286	<b>83,185</b>	87,057
A 重油 (ℓ)	54,112	55,409	36,806	51,002	55,485	<b>40,976</b>	36,681
都市ガス (m <sup>3</sup> )	768,105	826,495	645,009	730,518	726,743	<b>645,288</b>	704,624
液化石油ガス (m <sup>3</sup> )	22,109	23,535	25,924	26,743	24,546	<b>26,842</b>	20,557
ガソリン (ℓ)	1,802	1,377	980	2,249	2,669	<b>1,886</b>	1,712
軽油 (ℓ)	185	474	341	1,149	2,455	<b>3,805</b>	176
二酸化炭素排出 量(kg-CO <sub>2</sub> )	2,060,048	2,218,301	1,803,768	1,989,099	1,944,515	<b>1,774,611</b>	1,841,155
基準年に対する 増減率	—	+7.7%	-12.4%	-3.4%	-5.6%	<b>-14.9%</b>	-10.6%



<コメント>

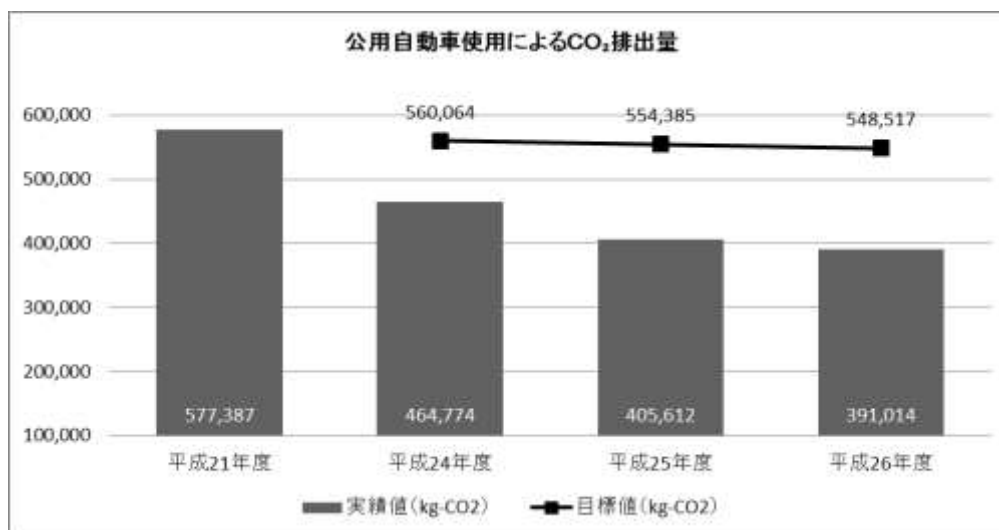
平成21年度（基準年度）に比べ10.6%削減の目標値に対して、平成26年度実績値は、14.9%の削減となりました。

設備の更新等が進み、目標を大きく上回る14.9%の削減を達成しました。

●公用自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の削減

※燃料・走行・エアコン含む

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
ガソリン車両 (ℓ)	112,601	127,830	112,073	116,205	112,157	<b>105,948</b>	106,971
軽油車両 (ℓ)	112,919	97,140	85,800	69,190	50,666	<b>51,205</b>	107,273
都市ガス車両 (m <sup>3</sup> )	2,864	977	780	749	632	<b>0</b>	2,721
二酸化炭素排出 量(kg-CO <sub>2</sub> )	577,387	566,770	499,800	464,774	405,612	<b>391,014</b>	548,517
基準年に対する 増減率	—	-1.8%	-13.4%	-19.5%	-29.8%	<b>-32.3%</b>	(-5%)



<コメント>

平成21年度（基準年度）に比べ5%削減の目標値に対して、平成26年度には、32.3%の削減となりました。平成25年度に、新たな電気自動車の導入や業務委託による塵芥収集車の減少などにより、二酸化炭素の排出量は2年連続で低い水準でした。

●その他

・公共施設における上水使用量の削減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
上水使用量 (m <sup>3</sup> )	489,596	501,852	472,928	454,504	432,017	<b>396,615</b>	442,333
基準年に対する 増減率	—	+2.5%	-3.4%	-7.1%	-11.8%	<b>-19%</b>	-9.6%

・紙購入量の削減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
A4換算 (枚)	26,580,013	28,962,660	28,644,122	31,155,444	28,397,594	<b>23,940,027</b>	25,251,012
基準年に対する 増減率	—	+9%	+7.8%	+17.2%	+6.8%	<b>-9.9%</b>	-5%

<コメント>

電気使用量や燃料使用量の他にも、鎌倉市役所では職員が上水道使用量や紙の購入量を把握し、削減に取り組むことで、環境負荷の低減を目指してきました。

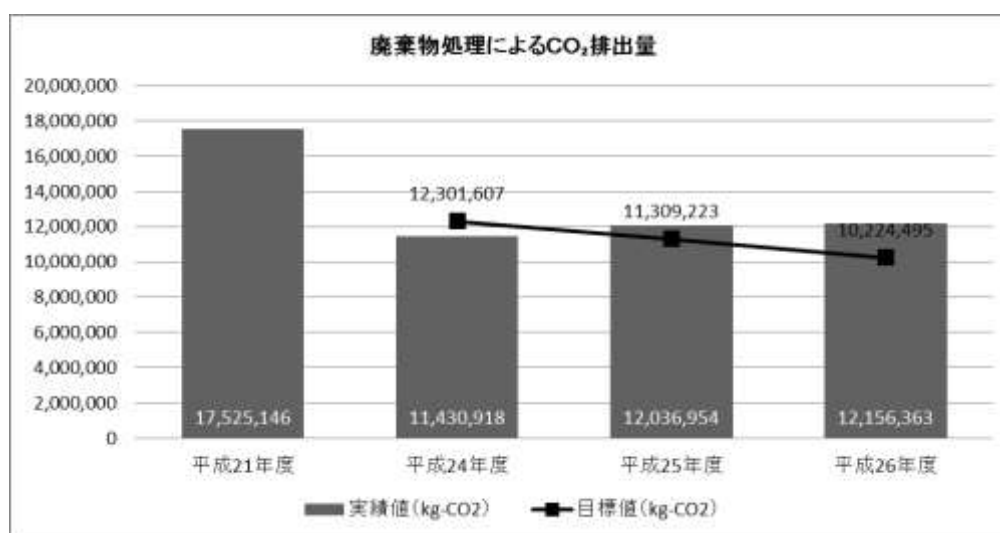
平成26年度の上水道使用量は、平成21年度（基準年度）に比べ9.6%削減の目標値に対して、19%の削減でした。また、紙の購入量は、文書管理システムや財務会計システム等の導入により、5%の削減目標に対して、9.9%の削減を達成しました。

## (2) 一般廃棄物処理事業と下水道事業に伴う環境負荷の低減

鎌倉市域の廃棄物処理や公共下水道事業により発生する環境負荷の低減目標と実績は次のとおり。

### ●一般廃棄物処理事業における環境負荷の低減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
一般廃棄物焼却量 (t)	40,173	40,389	39,100	37,891	36,622	<b>37,284</b>	30,721
基準年に対する 増減率	—	+0.5%	-2.6%	-5.6%	-8.8%	<b>-7.2%</b>	-23.5%
(内)廃プラスチック 焼却量 (t)	5,433	3,752	3,525	3,255	3,604	<b>3,644</b>	2,854
基準年に対す 増減率	—	-30.9%	-35.1%	-40.1%	-33.7%	<b>-32.9%</b>	-47.5%
廃棄物処理 電気使用量(kWh)	6,641,423	6,732,575	6,671,229	6,155,149	5,191,364	<b>3,770,119</b>	4,990,429
基準年に対する 増減率	—	+1.4%	+0.4%	-7.3%	-21.8%	<b>-43.2%</b>	-24.9%
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	17,525,146	13,001,221	12,346,978	11,430,918	12,036,954	<b>12,156,363</b>	10,224,495
基準年に対する 増減率	—	-25.8%	-29.5%	-34.7%	-31.3%	<b>-30.6%</b>	-41.7%



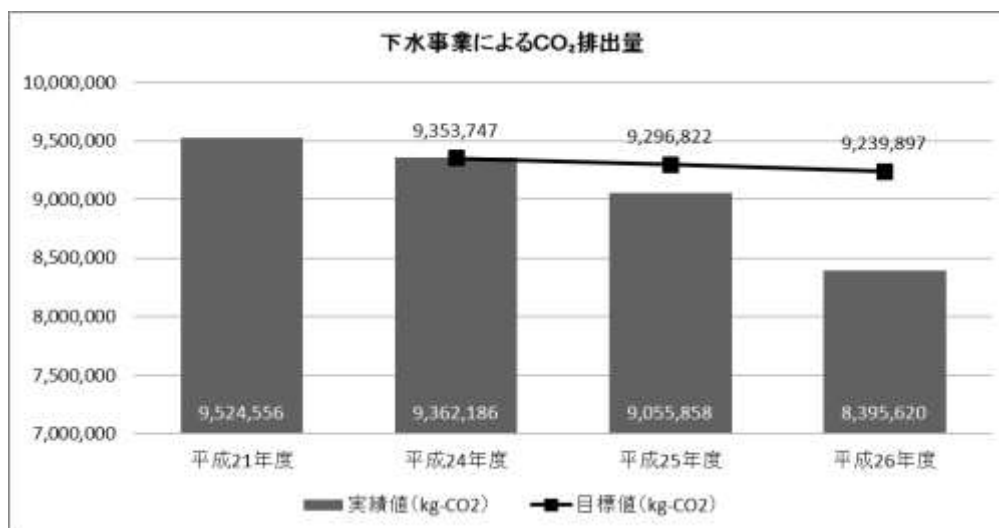
### <コメント>

基準年に比べ41.7%削減の目標値に対して、平成26年度実績値は、30.6%の削減に留まりました。また、平成25年度と比べても微増となっています。

なお、上記の二酸化炭素排出量は、基準年度（平成21年度）の排出原単位0.324 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) で算出しており、平成26年度の調整後電力排出原単位0.496 (kg-CO<sub>2</sub>/kWh) に対する二酸化炭素排出量（実績値）は、13,049,278 (kg-CO<sub>2</sub>) です。

●公共下水道事業における環境負荷の低減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
下水汚泥焼却量 (t)	11,510	11,657	12,278	12,630	12,456	<b>12,445</b>	11,510
基準年に対する 増減率	—	+1.3%	+6.7%	+9.7%	+8.2%	<b>+8.1%</b>	±0%
下水道事業 電気使用量(kWh)	17,569,525	17,745,003	16,142,027	16,452,437	15,763,133	<b>15,733,243</b>	16,691,049
基準年に対する 増減率	—	+1%	-8.1%	-6.4%	-10.3%	<b>-10.5%</b>	-5%
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	9,524,556	9,593,536	9,125,524	9,362,186	9,055,858	<b>8,395,620</b>	9,239,897
基準年に対する 増減率	—	+0.7%	-4.2%	-1.7%	-4.9%	<b>-11.9%</b>	-3%



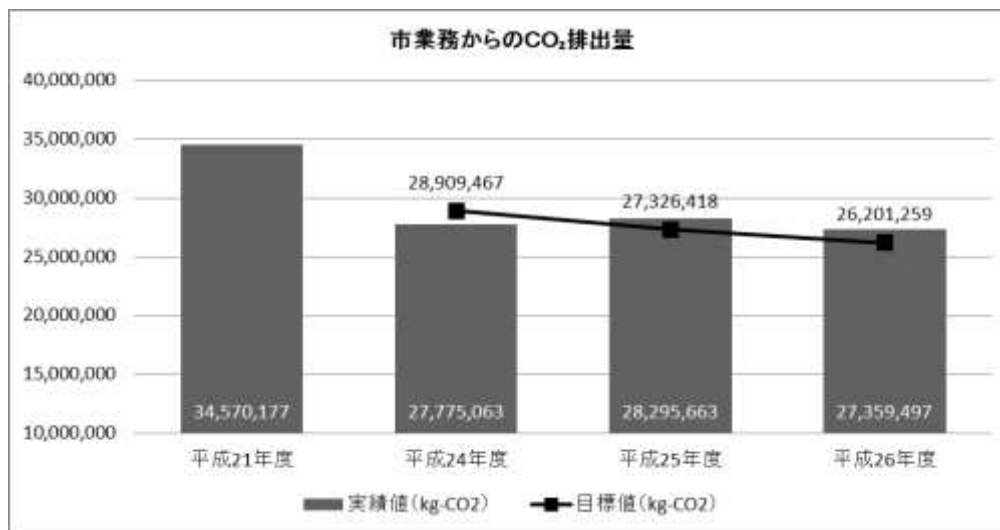
<コメント>

基準年に比べ3%削減の目標値に対して、平成26年度実績値は、11.9%の削減となりました。

高効率機器の導入や、省エネルギーを意識した運転管理により、電気使用量、都市ガス使用量を削減することが出来ました。

### (3) 市役所の業務全体から生じる温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）の削減

	平成 21 年度 (基準年)	平成 22 年度 (実績値)	平成 23 年度 (実績値)	平成 24 年度 (実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 26 年度 (実績値)	平成 26 年度 (目標値)
二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	34,570,177	30,344,354	28,167,173	27,775,063	28,295,663	<b>27,359,497</b>	26,201,259,
基準年に対する 増減率	—	-12.2%	-18.5%	-19.7%	-18.2%	<b>-20.9%</b>	-24.2%



#### <コメント>

基準年に比べ24.2%削減の目標値に対して、平成26年度実績値は20.9%の削減となりました。目標値には若干届きませんでした。鎌倉市役所エコアクション21の開始以来、2番目に少ない排出量となりました。

なお、上記の二酸化炭素排出量は、基準年度（平成21年度）の排出原単位0.324(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)で算出しており、平成26年度の調整前電力排出原単位0.496(kg-CO<sub>2</sub>/kWh)に対する二酸化炭素排出量（実績値）は、33,078,613(kg-CO<sub>2</sub>)です。

## 5 環境行動

鎌倉市役所では、職員の行動による環境負荷低減をめざし、庁内グループウェアを利用するなど、職員への、より効果的な環境負荷の低減を呼び掛けまいります。

## 6 法律の遵守・緊急事態への準備

鎌倉市役所は事業所として環境関連法令を遵守し、環境上の緊急事態への準備体制を整備しています。また、事業所の施設等により、様々な法令が対象になります。法令により定められた調査分析を実施しており、規制基準を満たしています。

## 7 研修

鎌倉市では、環境保全に関する職員の資質を高めるため、新採用職員やエコアクション21実行推進員等を対象に研修会を実施しています。研修実績は次の表のとおりです。今後も環境行動についての理解を高め、市役所全体で環境マネジメントを徹底していくために、研修内容を充実させていきます。

研修等の名称	対象・参加人数	内容
鎌倉市の環境政策について	新採用職員 38名 (4月採用職員向け)	鎌倉市の環境政策、鎌倉市のごみ処理事情
鎌倉市の環境政策について	新採用職員 9名 (10月採用職員向け)	鎌倉市の環境政策、鎌倉市のごみ処理事情
不要紙類分別	エコアクション21実行推進員 25名	不要紙類分別回収業務を体験

## 8 まとめ

平成22年度に、環境目標の指標として設定した項目のうち、市役所職員の取組によるものは、次のとおりです。

- ・電気使用による二酸化炭素排出量
- ・燃料使用による二酸化炭素排出量
- ・公用自動車の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量
- ・公共施設における上水使用量
- ・紙購入量

これらの項目のうち、「燃料使用による二酸化炭素排出量」、「公用自動車の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量」、「公共施設における上水使用量」及び「紙の購入量」については、計画策定当初に設定した目標を達成しています。

一方、「電気使用による二酸化炭素排出量」は、平成23年に発生した東日本大震災の影響により、一時的に目標値を大幅に下回りましたが、それ以降は増加と減少を繰り返しています。電気の使用量は、二酸化炭素排出量の中でも大きな割合であることから、今後も省エネルギー化を徹底していく必要があります。

次に、「一般廃棄物処理事業と下水道事業に伴う環境負荷の低減」についてですが、市民や事業者の活動から影響を受けるため、各種廃棄物の処理量に関する目標の達成状況にはバラつきがありますが、それに伴う電気使用量の削減については目標に達しています。



最後に、市役所業務全体の温室効果ガス排出量は目標を達成することができませんでした。また、電力利用に係る排出原単位も、平成2年度と比較して大幅に上昇しています。

しかしながら、わが国が平成42年までに削減すべき温室効果ガスの量が示されている「日本の約束草案」では、地方公共団体を含めた民生業務部門から排出される二酸化炭素を、約4割削減することとされています。

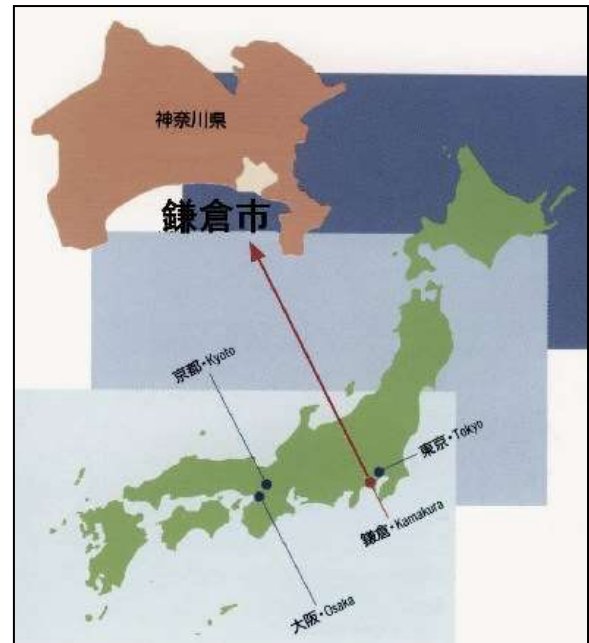
今後、この約束草案に従い、鎌倉市の事務事業により排出される二酸化炭素を削減するためには、職員がさらに省エネのに取り組むことや、計画的な設備更新などが求められると考えられます。

## 資 料

本市は、関東地方神奈川県南部に位置する、人口約17万4千人の小規模な都市です。東西8.75km、南北5.20km、面積は39.53km<sup>2</sup>であり、南は相模湾に面し、三方を多摩三浦丘陵群の小高い山々に囲まれた美しい自然環境に恵まれています。

自然の好条件を生かし、1192年に鎌倉幕府が開かれてから、伝統あるゆたかな文化と歴史的遺産が育まれてきました。近代では、急激な宅地造成がすすむ一方で、歴史的風土を守る為に市民運動が高まり、古都保存法発祥の地となりました。このように、鎌倉では環境への関心が高い市民が多く暮らしています。

また、豊かな環境資源に恵まれたため観光都市として栄え、現在では全国世界各地より年間約2,196万人(2014年)もの人々が訪れています。



### (1) 気 象

表 1 月別平均気温 (単位℃)

(平成26年)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
鎌倉市	7.1	6.2	10.3	14.3	19.0	22.3	25.4	26.0	23.3	19.0	14.6	8.2	16.3

※鎌倉の統計より

神奈川県は気候が温暖で、平地や山地など様々な環境があるために、生物多様性や個体数が豊富だといわれています。鎌倉の気候はその中でも、南に面する海からの影響が大きく、内陸に比べて夏は涼しく冬は暖かい、県下でも気候にめぐまれた地域となっています。また風向きは、夏には南風が、冬には北風が吹く傾向があり、海岸に近い場所では一年中風通しがよいのが特徴です。

表 2 気象状況

年	区分	気温 (℃)			降水量 総量 (mm)	湿度 年平均 (%)
	年平均	日最高	日最低			
平成16		16.7	35.8	-1.5	1,790.0	75.0
17		15.8	31.7	-1.9	1,278.0	78.8
18		16.0	31.3	-2.9	1,651.0	80.0
19		16.5	33.0	-0.8	1,509.0	78.2
20		16.3	33.2	-2.0	1,623.5	73.3
21		16.4	32.7	-1.0	1,708.0	75.9
22		16.7	36.5	-2.0	1,830.5	79.7
23		16.4	32.7	-1.9	1,372.0	75.6
24		16.1	34.9	-2.9	1,578.0	75.0
25		16.8	34.6	-2.6	1,231.5	116.5

※鎌倉の統計より

## (2) 人口

本市の人口は、昭和30年代後半から40年代にかけて大きく増加しました。我が国の社会経済環境が変化するなかで、昭和50年代以降、本市の人口増加は沈静化し、平成14年から微増傾向でしたが、平成23年に減少に転じました。また、核家族等の世帯数は徐々に増加し、さらに65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は29.8%と、年齢構成のバランスが懸念されます。

表 3 人口 (各年10月1日現在)

年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口の増減 (人)
	平成17	69,384	171,122	1,256
	18	70,540	172,820	1,698
	19	71,335	173,263	443
	20	72,039	173,439	176
	21	72,886	174,164	725
	22	72,463	174,314	150
	23	72,884	174,250	-64
	24	73,226	174,162	-88
	25	73,328	173,523	-639
	26	73,701	173,530	7

※鎌倉の統計より

## (3) 産業

本市の産業構成は、第3次産業が一番多く、次に第2次産業、第1次産業となっています。本市の商業の構成は、小売業が占める比率が高く、また観光都市という立地条件から飲食店と食料品小売業の比率が高いのが特徴です。工業は、少数の大規模事業所があるほかに、市全体では小規模事業所が今日では一部の住宅と混在しており、これに対応するために環境の調和を図りながら集団・共同化をめざしていく必要があります。

表 4 産業 (平成26年7月1日現在)

年	区分	第1次産業 ＜農業・林業・漁業＞		第2次産業 ＜鉱業・建設業 ・製造業＞		第3次産業 ＜運輸業・飲食店 ・サービス業など＞		総数	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
26		12	69	673	9,956	6,839	61,446	7,524	71,471

※鎌倉の統計より

## (4) 土地利用

大正時代末期の鉄道の電化、工業の立地、道路整備等により、大船地域などでも市街化が始まり、昭和40年代から首都圏のベッドタウンとして、急激に市街化が進みました。現在は緑豊かな住宅都市となっています。

表 5 市街化区域および市街化調整区域

区分	市街化区域	市街化調整区域	総計
面積 (ha)	約2,569	1,384	3,953
比率 (%)	65.0	35.0	100.0

※平成21年9月18日神奈川県告示

表 6 用途地域別面積

区分	第一種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
面積 (ha)	1,294	515	1.7	268	108	23	86	31	77	133	33	2,569
比率 (%)	50.4	20.0	0.1	10.4	4.2	0.9	3.3	1.2	3.0	5.2	1.3	100.0

※平成21年9月18日神奈川県告示

(5) 交通の状況

道路交通状況は、横浜横須賀道路、国道1号、国道134号などの広域幹線道路が市の外側または外縁部に位置し、市域を囲んでいます。また、公共交通の状況として、JR、江ノ電、湘南モノレールがあり、市の規模から見ると充実しています。バスのルートは、ほぼ市内の各所をカバーしており、サービス水準は高いものの、交通渋滞等による定時運行の困難さと運行速度の低下、一部の住宅地でのバス利用の困難さ、などが問題となっています。

(6) 財政

本市の財源は、自主財源の割合が大きく、財政的に比較的自立した地方自治体であると言えます。全体のうち市税収入が59.6%を占めていることも大きな特徴です。

表 7 一般会計決算額 (歳入) (平成26年度)

区分	自主財源					依存財源				総額
	市税	担金 分担金及び負	財産収入	諸収入	その他	地方譲与税	税 交付金・交付	国県支出金	市債	
決算額(百万円)	35,791	648	61	2,263	4,016	272	2,778	10,120	4,089	60,038
比率(%)	59.6	1.1	0.1	3.8	6.7	0.5	4.6	16.9	6.8	100

表 8 一般会計決算額 (歳出) (平成26年度)

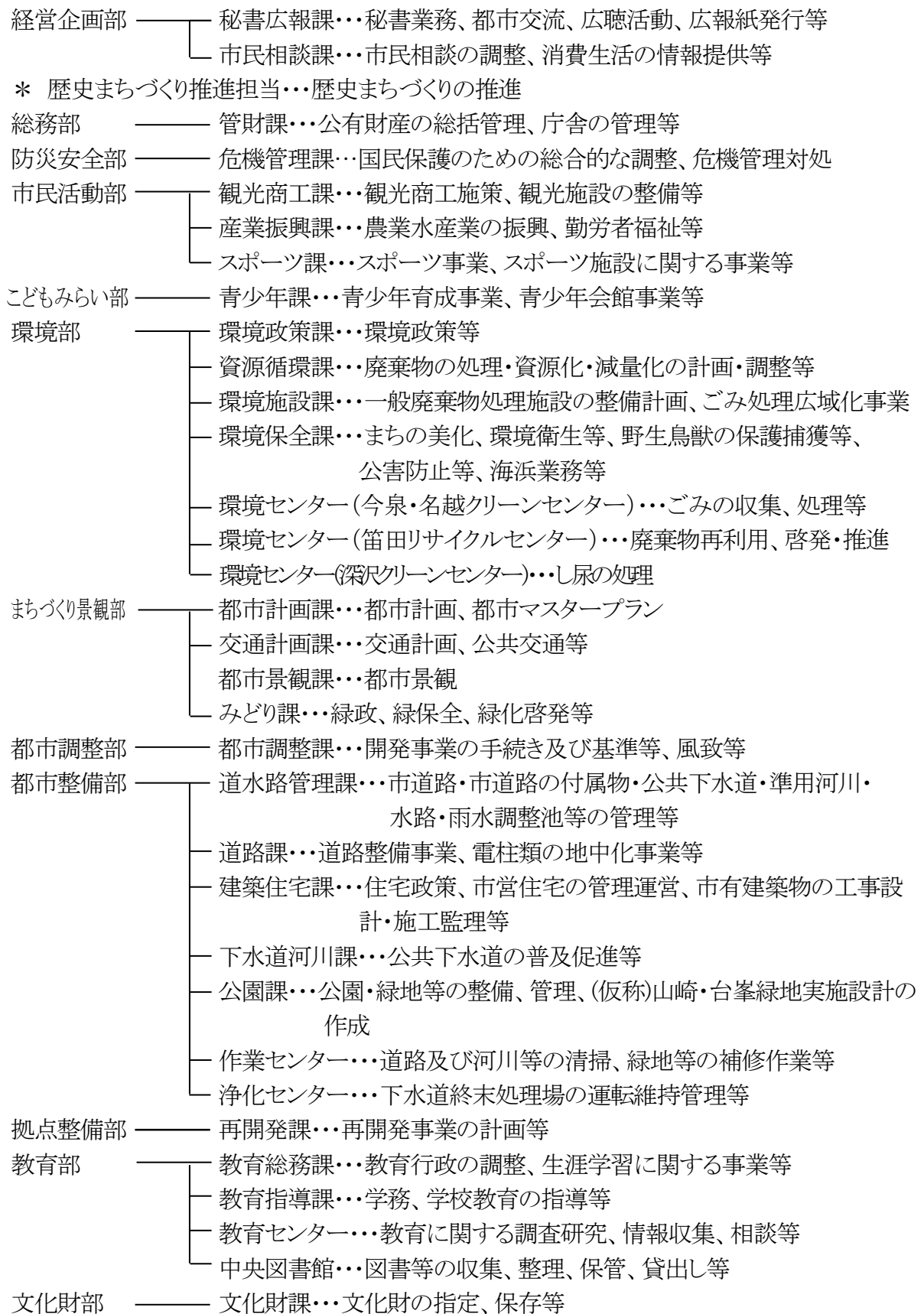
区分	総務費	民生費	衛生費	土木費	消防費	教育費	公債費	その他	総額
決算額(百万円)	7,340	19,949	7,883	7,122	3,850	4,548	4,410	2,539	57,641
比率(%)	12.7	34.6	13.7	12.4	6.7	7.9	7.7	4.4	100.0

表 9 環境対策に係る主な決算概要（平成26年度）

単位：千円

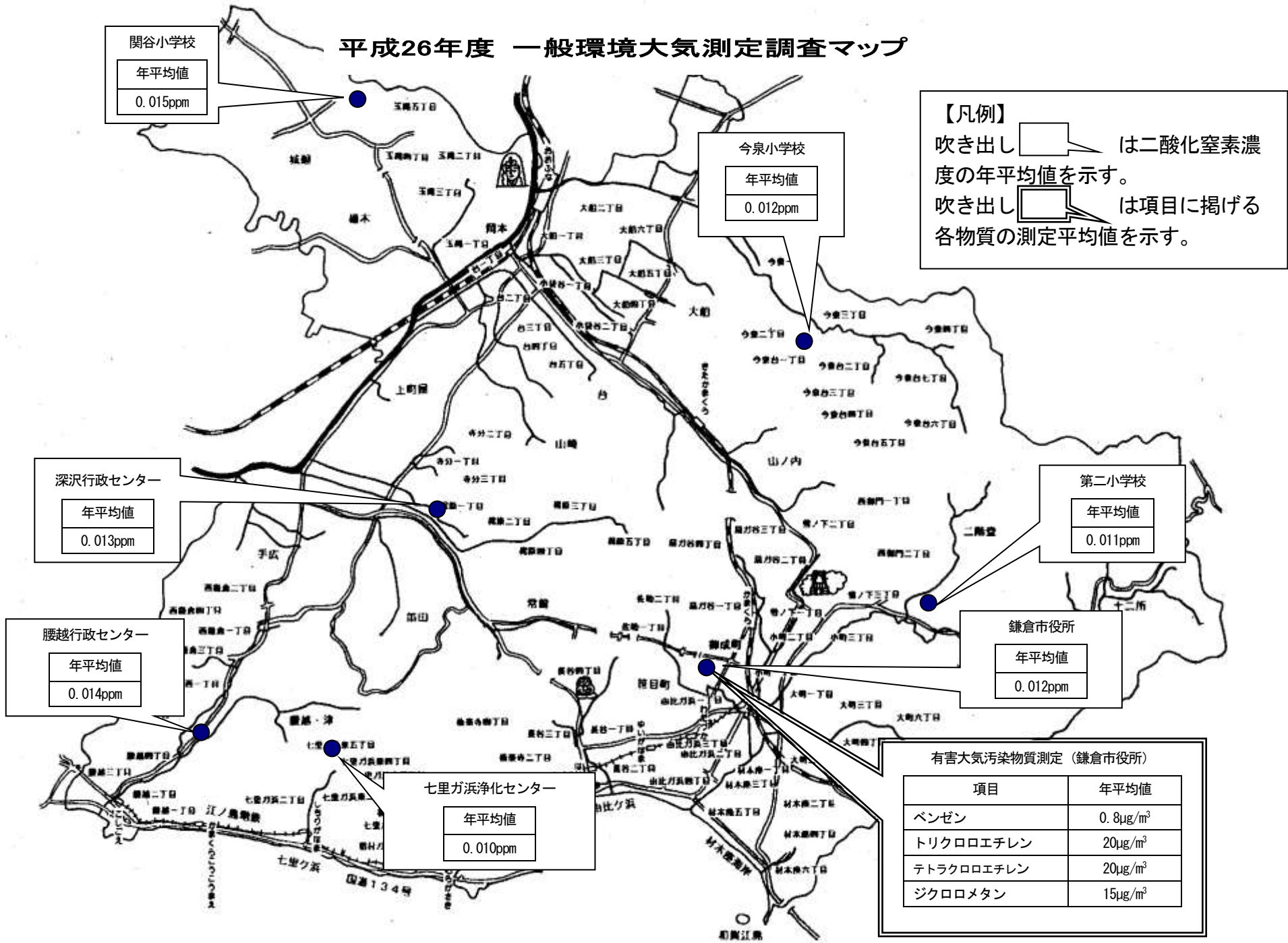
事業名	事業内容	事業費
3R推進・ごみの適正処理の経費 (笹田リサイクルセンター管理運営事業)	◎ごみ資源化事業	774,351
	◎3R推進事業	
次代に向けたエネルギー・環境対策の推進の経費	◎環境基本計画推進事業	23,940
	・環境基本計画の進行管理	
	・環境保全に関する啓発事業	
	・地球温暖化対策に関する事業	
	・かまくらエコアクション21推進事業	
	・再生可能エネルギー・省エネ機器等設置費補助金	
	・雨水貯留槽設置助成	
◎エネルギー計画推進事業	・エネルギー実施計画策定	
環境汚染の防止の経費	◎環境保全事業	7,331
	・自動車騒音常時監視	
	・自動車排出ガス等環境調査	
	・河川水質調査	
	・有害大気汚染物質調査	
	・二酸化窒素大気環境調査	
	・深夜花火禁止啓発事業	
	・河川BOD負荷量調査	
	・その他	
緑の保全等の経費 (都市緑化の推進)	・緑政運営事業	329,141
	・緑地維持管理事業	
	・緑地取得事業	
	・緑化啓発事業	
	・街路樹維持管理事業	
	・樹林維持管理事業	
	・緑地保全事業	
	・風致保存会助成事業	
良好な都市景観形成事業の推進の経費	・都市景観形成事業	4,820
	・風致地区事務	
都市公園等の整備・管理の経費	・公園運営事業	1,738,471
	・公園維持管理事業	
	・公園整備事業	
	・その他	
合計		2,878,054

表 10 かまくら環境白書作成に携わる関係各課の組織図（平成27年4月1日現在）



\*は特命担当

# 平成26年度 一般環境大気測定調査マップ



関谷小学校  
 年平均値  
 0.015ppm

今泉小学校  
 年平均値  
 0.012ppm

【凡例】  
 吹き出し は二酸化窒素濃度の年平均値を示す。  
 吹き出し は項目に掲げる各物質の測定平均値を示す。

深沢行政センター  
 年平均値  
 0.013ppm

第二小学校  
 年平均値  
 0.011ppm

腰越行政センター  
 年平均値  
 0.014ppm

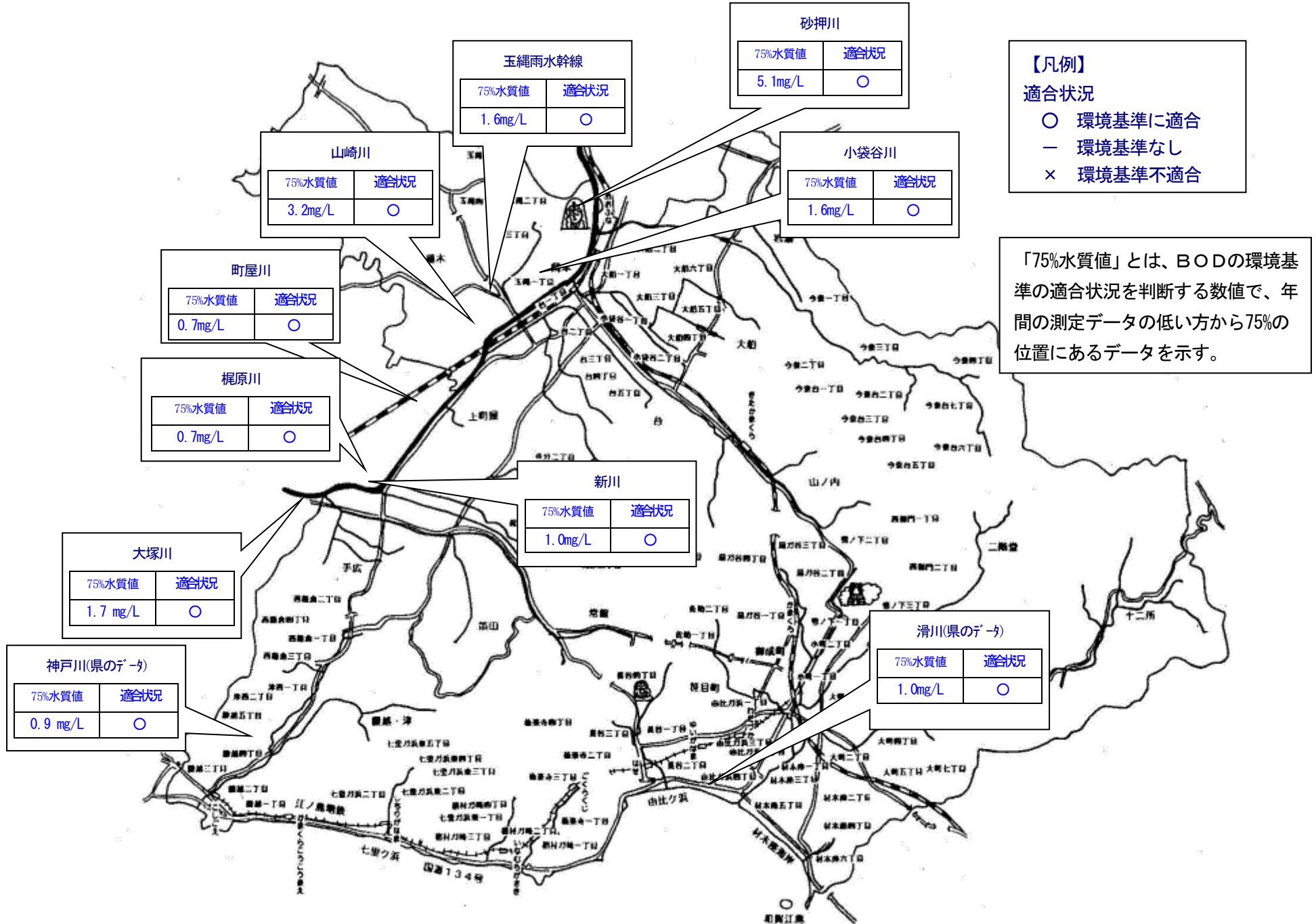
鎌倉市役所  
 年平均値  
 0.012ppm

七里ガ浜浄化センター  
 年平均値  
 0.010ppm

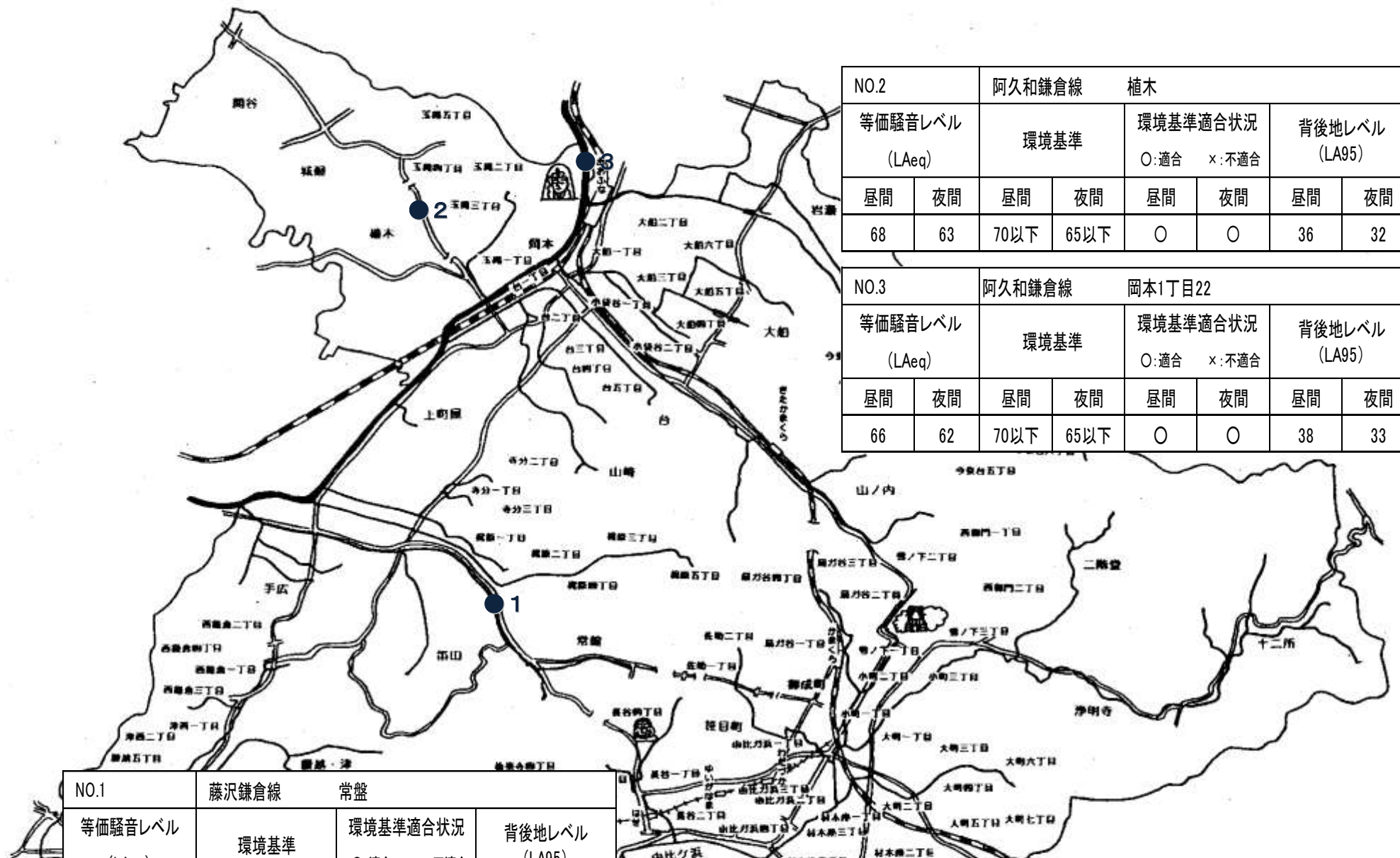
有害大気汚染物質測定（鎌倉市役所）

項目	年平均値
ベンゼン	0.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン	20 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン	15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

# 平成26年度 河川水質調査マップ(BOD)







NO.2		阿久和鎌倉線		植木			
等価騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 ×:不適合		背後地レベル (LA95)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
68	63	70以下	65以下	○	○	36	32

NO.3		阿久和鎌倉線		岡本1丁目22			
等価騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 ×:不適合		背後地レベル (LA95)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
66	62	70以下	65以下	○	○	38	33






NO.1		藤沢鎌倉線		常盤			
等価騒音レベル (LAeq)		環境基準		環境基準適合状況 ○:適合 ×:不適合		背後地レベル (LA95)	
昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
69	66	70以下	65以下	○	×	43	32







平成26年度  
自動車騒音常時監視調査結果図

鎌倉市環境基本計画目標達成状況

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
<p>①地球環境 将来の世代も安全で快適に暮らせるよう、国際的視野を持って地球環境の保全をすすめます。</p>	<p>▶市域における温室効果ガス排出量 平成27年度(2015年度)までに平成2年度(1990年度)に比べ、16.1%削減</p>	<p>基準年度対比 約7.4%の減少</p>
<p>②大気 誰もが深呼吸を楽しめるまちにします。</p>	<p>▶二酸化窒素などの大気汚染物質の環境基準達成 ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅰ大気参照</p>	<p>二酸化窒素などの大気汚染物質は<b>環境基準を達成</b> 光化学オキシダントは<b>環境基準に不適合</b></p>
	<p>▶ベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境基準達成 ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅲ化学物質参照</p>	<p>ベンゼンなどの有害大気汚染物質は、<b>環境基準を達成</b></p> 
	<p>▶大気中のダイオキシン類の環境基準の達成  ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅲ化学物質参照</p>	<p>大気中のダイオキシン類は、<b>環境基準を達成</b></p> 
<p>③水・土 人や水辺の生物が住みやすい良好な水質と土壌を確保します。</p>	<p>▶河川水質の環境基準の達成  ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅱ水質参照</p>	<p>環境基準の設定されている市内の河川すべてにおいて<b>環境基準を達成</b></p> 
	<p>▶海域水質の環境基準の達成  ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅱ水質参照</p>	<p>海域水質は、<b>環境基準を達成</b></p> 
	<p>▶地下水質の環境基準の達成(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅲ化学物質参照</p>	<p>地下水質は<b>環境基準を達成</b> ※平成24年度実施</p> 
	<p>▶ダイオキシン類(水質、底質、土壌)の環境基準の達成  ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅲ化学物質参照</p>	<p>ダイオキシン類(水質、底質、土壌)は、<b>環境基準を達成</b> ※底質、土壌は平成24年度実施</p> 
	<p>▶市街化調整区域の下水道整備率を平成27年度(2015年度)までに下水道法事業認可済の市街化調整区域で75%</p>	<p>下水道法事業認可済みの市街化調整区域で下水道整備率は、5.9ha、10.8%</p>
	<p>▶河川の水生生物を水質階級Ⅱ以上</p>	<p>河川の水生生物調査を行った二又川(神戸川)において<b>水質階級Ⅱ</b> ※平成22年度実施</p> 

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
④化学物質・放射性物質 化学物質を適正に管理し、安全に使用します。	▶揮発性有機化合物(VOC)の排出量の削減	平成25年度(報告内容は平成24年度実績)の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づく事業所からの届出排出量は、7,273kg/年で前年度に比べ <b>3,161(kg/年)減少</b> 、また届出移動量は、77,574(kg/年)で前年度に比べ <b>22,597kg/年)減少</b> 
	▶有害な化学物質(大気・水質・土壌)の環境基準の達成(再掲)  ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅲ化学物質参照	ベンゼンなどの有害な化学物質は、 <b>環境基準(大気)を達成</b> 
	▶ダイオキシン類(大気・水質・底質・土壌)の環境基準の達成(再掲)  ※かまぐら環境(平成26年度鎌倉市環境調査データ集)第3章Ⅲ化学物質参照	ダイオキシン類は、 <b>環境基準(大気・水質・底質・土壌)を達成</b> ※底質及び土壌は平成24年度実施 
⑤音 自然が醸し出す音を楽しめるまちにします。	▶環境騒音の環境基準の達成	環境騒音は環境基準の <b>適合率は100%</b> (昼間・夜間) 
	▶自動車騒音の環境基準の達成(面的評価の向上)	道路交通騒音の測定結果は3つの幹線道路に対して <b>2幹線が昼夜ともに環境基準を達成</b>  地域の住居等の面的評価は、 <b>91.4%が昼夜ともに環境基準を達成</b>
⑥歴史的遺産 古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。	▶世界遺産への早期登録の実現	<b>再推薦・登録に向け、「鎌倉」の顕著な普遍的価値を証明するための比較調査に取り組んでいる。</b>
	▶史跡の公有地化を平成27年度(2015年度)までに236,798.93㎡	史跡の公有地化取得面積は、 <b>228,254.58㎡ 取得率は88.37%</b>
⑦緑・水辺 公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくります。	▶都市公園等の施設緑地の面積を平成27年度(2015年度)に188ha	都市公園等の施設緑地の面積は、101.11ha、 <b>53.8%</b>
	▶一人当たりの都市公園等の施設緑地面積を平成27年度(2015年度)に約12㎡	一人当たりの都市公園等の施設緑地面積は、5.84㎡ <b>48.7%</b>

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
<p>⑧景観 豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。</p>	<p>▶ 景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定を平成27年度(2015年度)までに4地区</p>	<p>景観形成の詳細なルールを定めている地区は<b>4地区指定</b></p> 
	<p>▶ 市民・NPOによる景観形成組織の育成を平成27年度(2015年度)までに2組織</p>	<p>市民・NPOによる景観形成組織の育成は、<b>市民活動の支援を行いながら検討</b></p>
	<p>▶ 違反屋外広告物の除却 屋外広告物法に基づく未申請物件数をゼロ</p>	<p>違反屋外広告物の除却件数<b>146件</b></p>
	<p>▶ 風致地区の指定拡大</p>	<p>風致地区は、2,194haが指定されており更なる<b>拡大に向けて検討</b></p> 
<p>⑨美化 住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。</p>	<p>▶ 飲料用自動販売機回収容器設置率を平成27年度(2015年度)に95%以上</p>	<p>飲料用自動販売機回収容器設置率<b>92%</b> <b>※平成25年度実施</b></p>
	<p>▶ 自治町内会のまち美化クリーンデー実施率を平成27年度(2015年度)までに100%</p>	<p>自治町内会のまち美化クリーンデー実施率<b>63%</b></p>
	<p>▶ まち美化推進重点区域を平成27年度(2015年度)までに6区域</p>	<p>まち美化推進重点区域 <b>4区域</b></p>
	<p>▶ アダプト・プログラムの実施地区を平成27年度(2015年度)までに5地区</p>	<p>アダプト・プログラムの実施地区 <b>9地区</b></p> 
<p>⑩生態系の保全 さまざまな生物とともに生きられるよう、貴重種をはじめ市内に生息・生育する野生動物の保全に努めます。</p>	<p>▶ 野生動植物の生態調査・研究の推進</p>	<p>緑化推進専門委員が、鎌倉市緑の基本計画に位置づけのある保全すべき緑地において、自然環境のモニタリングを実施した。</p> 
	<p>▶ 生態系の保全体制の整備</p>	<p>市民団体と協働して生態系の保全体制の整備に努めている。</p> 
<p>⑪自然とのふれあい 海、山、川、池などで自然にふれあい、自然から学び癒される機会を増やします。</p>	<p>▶ 都市公園等の施設緑地の面積を平成27年度(2015年度)に188ha</p>	<p>都市公園等の施設緑地の面積は、101.11ha、<b>53.8%</b></p>
	<p>▶ 一人当たりの都市公園等の施設緑地面積を平成27年度(2015年度)に約12㎡</p>	<p>一人当たりの都市公園等の施設緑地面積は、5.84㎡ <b>48.7%</b></p>
	<p>▶ 生き物観察広場の数(小・中学校)を平成27年度(2015年度)に10箇所追加</p>	<p>生き物観察広場の数(小・中学校)は<b>3箇所</b></p>

環境基本計画の目標	目標を達成するための指標	目標の達成状況
⑫廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用 生産や消費に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用・再生利用等により資源を有効利用します。	▶一般廃棄物焼却量(家庭・事業所)を平成27年度(2015年度)までに平成15年度(2003年度)に比べ30%削減	平成15年度に比べ <b>13.1%削減</b>
	▶ごみ・資源物の総排出量を平成27年度(2015年度)までに平成15年度(2003年度)に比べ5%削減維持	平成15年度に比べ <b>6.9%削減</b> 
⑬水の循環利用 上水の節水のため一度利用した水や雨水の有効利用に取り組むとともに、雨水の地下浸透をすすめます。	▶上水使用量(m <sup>3</sup> /人・年)を平成27年度(2015年度)に平成16年度(2004年度)に比べ5%削減	平成16年度に比べ <b>17.3m<sup>3</sup>、13.3%の減少</b> 
	▶雨水貯留槽購入費補助件数を平成27年度(2015年度)に延べ380件	雨水貯留槽購入費補助件数は、 <b>累計401件</b> 
	▶浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数を平成27年度(2015年度)に延べ140件	浄化槽雨水貯留施設設置費補助件数は、 <b>累計132件</b>
⑭エネルギーの有効利用 家庭や事業所における省エネルギーや新エネルギーの導入を促進します。	▶市役所年間電気使用量を平成27年度(2015年度)に平成23年度(2011年度)に比べて4%削減	平成23年度(2011年度)に比べて、 <b>8.6%減少</b> 
	▶市内の電気自動車普及台数を平成27年度(2015年度)に300台	市内の電気自動車普及台数は <b>累計182台</b>
	▶太陽光発電系統連系市域における年間電力量を平成27年度(2015年度)に14,465MWh	太陽光発電系統連系市域における年間電力量は <b>7,727MWh</b>
	▶市内の家庭用燃料電池設置台数を平成27年度(2015年度)に500台	市内の家庭用燃料電池設置台数は <b>累計492台</b>
⑮環境教育の推進 環境保全の重要性を認識し、自ら意欲的に行動し、活動の場を広げていけるよう、体系的な環境教育を推進します。	▶環境教育推進計画の運用	平成19年12月に「鎌倉市環境教育推進計画」を策定、環境教育アドバイザー制度を設け学校等へ環境に関する専門的な知識を有するアドバイザーを派遣するなど環境に関する講習会を実施し環境教育の推進を図っている。 
	▶環境教育アドバイザー等派遣人数を平成27年度までに延べ1,700人	環境教育アドバイザー等派遣人数は、 <b>延べ1,772人</b> 

## 目次・表索引

### 第1章 地球環境の保全

グラフ1-1 鎌倉市の二酸化炭素排出量	5
グラフ1-2 わが国の温室効果ガス排出量の推移	6
グラフ1-3 神奈川県の一部別二酸化炭素排出量の推移	7
表1-1 かまくらエコアクション21参加登録事業所の状況	9
表1-2 エコショップ認定事業所の状況	10
表1-3 取組項目と内容	11
表1-4 市役所における平成26年度調達物品に対するグリーン適合品調達率	13
表1-5 特定フロン処理量の推移	14
グラフ1-4 pH測定結果	15

### 第2章 人の健康の保護と生活環境の保全

表2-1 指定事業所数等年度末現在数	17
表2-2 一般環境大気測定局における環境基準の適合状況	17
表2-3 一般大気の大気環境基準の適合状況	17
表2-4 ダイオキシン類濃度調査結果	18
表2-5 排出ガスのダイオキシン類測定結果	18
表2-6 汚泥焼却排ガスのダイオキシン類測定結果	19
表2-7 注意報発令日数及び被害者数の推移	19
表2-8 自動車排出ガス測定局における環境基準の適合状況	20
表2-9 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況 (二酸化窒素)	20
表2-10 自動車排出ガス測定市内主要道路7地点における環境基準の適合状況 (浮遊粒子状物質)	20
表2-11 パークアンドライド等の利用状況	21
表2-12 公用車の低公害車導入状況	24
表2-13 BOD(生物化学的酸素要求量)環境基準適合状況	26
表2-14 水洗化普及・接続状況(平成26年度末)	26
表2-15 市街化区域と市街化調整区域の下水道整備状況(平成26年度末)	26
表2-16 河川(水質)のダイオキシン類測定結果	27
表2-17 河川(底質)のダイオキシン類測定結果	27
表2-18 最終処分場地下水等のダイオキシン類測定結果	27
表2-19 山崎浄化センター放流水のダイオキシン類測定結果	28
表2-20 地盤沈下調査水準測量結果	28
表2-21 評価対象路線調査結果	33
表2-22 騒音測定結果	33
表2-23 平成26年度対象の面的評価結果	34

表2-24 環境騒音の環境基準適合状況	35
写真2-1 啓発用の看板(七里ガ浜国道134号沿い)	36

### 第3章 歴史的文化的環境の確保

表3-1 歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況	38
表3-2 指定文化財件数一覧	38
表3-3 国指定史跡の公有地化の状況	39
表3-4 国庫補助に基づく緊急発掘調査	39
表3-5 平成26年度文化財修理補助事業	40

### 第4章 良好な都市環境の創造

表4-1 緑地保全基金の状況	43
表4-2 都市公園等の整備状況	44
写真4-1 鎌倉広町緑地	45
写真4-2 (仮称)山崎・台峯緑地	46
表4-3 まち並みのみどりの奨励事業	47
表4-4 クリーンアップ実施状況	48
表4-5 河川清掃実績	48
表4-6 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況	49
表4-7 維持管理協力団体	49
表4-8 景観形成地区の指定状況	51
表4-9 景観法に基づく届出状況	51
表4-10 景観重要建築物等一覧	52
表4-11 景観重要建造物一覧	53
表4-12 観光ごみの収集量	56
表4-13 タイヤ・鉄くずなどの不法投棄処理状況と費用	56
表4-14 家電4品不法投棄物処理状況と費用	56
表4-15 不法投棄物処理件数	56
写真4-3 市内の落書き状況	57
表4-16 奨励金交付状況	58
表4-17 あき地の調査状況	58
表4-18 愛護会による清掃実績	58
表4-19 アダプト・プログラム実施団体一覧	59
写真4-4 アダプト・プログラム実施団体活動の様子	59

## 第5章 健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

表5-1 鎌倉市自然環境調査結果概要	60
図5-1 鎌倉市自然環境調査対象地区位置図	65
表5-2 傷病野生鳥獣保護通報実績	66
表5-3 傷病野生鳥獣保護処理実績	66
写真5-1 鎌倉メダカ	67
写真5-2 鎌倉市役所	67
表5-4 市内におけるエコアップの活動実例	68
写真5-3 市民による農業体験	69
表5-5 鎌倉中央公園の教室・講座の開催	70
写真5-4 鎌倉広町緑地	70
表5-6 市民農園の区画数及び面積	71
表5-7 ハイキングコース	71
表5-8 自然の中で行うスポーツ・観察会等	71
表5-9 平成26年度緑の学校プログラム	73
表5-10 ジュニアレンジャー平成26年度活動プログラム	74
表5-11 シニアレンジャー平成26年度活動プログラム	74

## 第6章 循環型社会の構築

表6-1 鎌倉市のごみの発生量、焼却量及び減量化・資源化量の推移	76
表6-2 生ごみ処理機の助成件数及び台数	76
写真6-1 西御門自治会の大型生ごみ処理機	77
表6-3 市施設における生ごみ処理機設置状況	77
表6-4 啓発活動の実施状況	78
表6-5 資源物収集量の推移	79
表6-6 植木剪定材受入量等の推移	79
グラフ6-1 鎌倉市役所における紙類回収量の推移	80
表6-7 不用品登録制度利用状況	80
表6-8 図書館不要本の無料配布冊数	81
表6-9 リサイクルマーケット等の開催状況	81
グラフ6-2 上水使用量の推移	82
表6-10 雨水浸透施設補助金交付件数	83
表6-11 雨水貯留槽補助金交付件数	83
表6-12 浄化槽雨水貯留施設補助金交付件数	83
表6-13 市施設の雨水利用状況	84
グラフ6-3 七里ガ浜浄化センター処理水の再利用	84
グラフ6-4 山崎浄化センター処理水の再利用	85
表6-14 市役所年間電気使用量等の推移	86
表6-15 本庁舎における電気・ガス・水道使用量(1㎡当たり)	88
グラフ6-5 用途別年間電力消費量の推移	89



グラフ6-6 用途別年間ガス消費量の推移	90
表6-16 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数	90
表6-17 廃棄物エネルギー導入施設	91
表6-18 再生可能エネルギー等(太陽光発電)導入施設	91
表6-19 再生可能エネルギー等(太陽熱)導入施設	92
表6-20 グリーンニューディール事業	92
写真6-2 電気自動車からの電気供給の様子	92

## 第7章 環境教育の推進

表7-1 子ども酸性雨調査参加者数とpH平均値	94
写真7-1 酸性雨パンフレット	94
表7-2 市立小・中学校における環境教育の取組一覧	97
写真7-2 夏休み子ども向け自然観察会	108
表7-3 環境教育の人材派遣実績	108
表7-4 環境出前講座実績	108
表7-5 環境出前講座 平成26年度の内訳	109
表7-6 環境保全関連講座開催状況	109
表7-7 移動教室・消費生活講座の概要(環境問題関連)	110
表7-8 こどもエコクラブ登録数	110
表7-9 環境保全団体に対する支援の実施状況	111

## 第8章 鎌倉市環境基本計画の推進体制

## 第9章 平成26年度鎌倉市役所の環境マネジメント報告書

### 資料

表1 月別平均気温	141
表2 気象状況	141
表3 人口	142
表4 産業	142
表5 市街化区域および市街化調整区域	142
表6 用途地域別面積	143
表7 一般会計決算額(歳入)	143
表8 一般会計決算額(歳出)	143
表9 環境対策に係る主な決算概要(平成26年度)	144
表10 かまくら環境白書作成に携わる関係各課の組織図(平成27年4月1日現在)	145

かまくら環境白書(平成27年度版)

編集・発行

平成28年3月

鎌倉市環境部環境政策課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話(代表)0467-23-3000

ダイヤルイン 0467-61-3421

FAX 0467-23-8700